

平成23年2月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成19年(行ウ)第9号 大分県政務調査費返還等請求事件

口頭弁論終結の日 平成22年9月16日

判 決

当 事 者 の 表 示

別紙当事者目録記載のとおり

主

文

- 1 被告は、被告補助参加人日本共産党に対し、162万7568円及びこれに対する同補助参加人に対して請求した日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 2 被告は、被告補助参加人社会県民クラブに対し、636万8995円及びこれに対する同補助参加人に対して請求した日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 3 被告は、被告補助参加人新政みらいに対し、510万6121円及びこれに対する同補助参加人に対して請求した日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 4 被告は、被告補助参加人県政クラブに対し、218万7184円及びこれに対する同補助参加人に対して請求した日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 5 被告は、被告補助参加人自由民主党に対し、1680万6248円及びこれに対する同補助参加人に対して請求した日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 6 被告は、被告補助参加人無所属の会に対し、160万3333円及びこれに対する同補助参加人に対して請求した日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 7 被告は、被告補助参加人公明党に対し、246万2985円及びこれに対する同補助参加人に対して請求した日の翌日から支払済みまで年5分の割合によ

る金員の支払を請求せよ。

8 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

9(1) 訴訟費用について

これを4分し、その3を原告らの、その余を被告の負担とする。

(2) 補助参加により生じた費用について

ア 原告らと被告補助参加人日本共産党との間に生じた費用について

これを4分し、その1を原告らの、その余を同被告補助参加人の負担とする。

イ 原告らと被告補助参加人社会県民クラブとの間に生じた費用について

これを3分し、その2を原告らの、その余を同被告補助参加人の負担とする。

ウ 原告らと被告補助参加人新政みらいとの間に生じた費用について

これを3分し、その2を原告らの、その余を同被告補助参加人の負担とする。

エ 原告らと被告補助参加人県政クラブとの間に生じた費用について

これを5分し、その4を原告らの、その余を同被告補助参加人の負担とする。

オ 原告らと被告補助参加人自由民主党との間に生じた費用について

これを5分し、その4を原告らの、その余を同被告補助参加人の負担とする。

カ 原告らと被告補助参加人無所属の会との間に生じた費用について

これを3分し、その1を原告らの、その余を同被告補助参加人の負担とする。

キ 原告らと被告補助参加人公明党との間に生じた費用について

これを4分し、その3を原告らの、その余を同被告補助参加人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、被告補助参加人日本共産党に対し、213万9974円及びこれに対する平成19年8月21日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 2 被告は、被告補助参加人社会県民クラブに対し、1843万9819円及びこれに対する平成19年8月21日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 3 被告は、被告補助参加人新政みらいに対し、1427万2633円及びこれに対する平成19年8月21日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 4 被告は、被告補助参加人県政クラブに対し、953万5044円及びこれに対する平成19年8月21日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 5 被告は、被告補助参加人自由民主党に対し、8842万7143円及びこれに対する平成19年8月21日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 6 被告は、被告補助参加人無所属の会に対し、239万8674円及びこれに対する平成19年8月21日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 7 被告は、被告補助参加人公明党に対し、1009万9541円及びこれに対する平成19年8月21日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

第2 事案の概要

- 1 本件は、大分県議会の会派である被告補助参加人らが平成17年度に被告（大分県知事）から交付を受けた政務調査費について、大分県政務調査費の交

付に関する条例に定められた基準に違反する違法な支出を行っており、被告補助参加人らは大分県に対して違法な支出となる額に相当する金員を不法行為に基づく損害賠償として支払うか又は不当利得として返還すべきであるのに、被告はその損害賠償請求又は不当利得返還請求を違法に怠っているとして、原告らが、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告補助参加人らに対して上記損害賠償請求又は上記不当利得返還請求（いずれも訴状送達の日翌日である平成19年8月21日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の請求を含む。）をすべきことを求めている事案である。

原告らは、第22回口頭弁論期日までに無所属県民クラブに対する損害賠償請求又は不当利得返還請求に係る訴えを取り下げたほか、被告補助参加人無所属の会を除き、前記第1のとおり請求を減縮した。

2 前提事実等（証拠を掲記しない事実は争いが無い。）

(1) 当事者

ア 原告非営利活動法人おおいた市民オンブズマン（以下「原告オンブズマン」という。）は、大分県に主たる事務所を置く特定非営利活動法人であり、原告永井敬三は、その代表者理事であって（この点につき記録上明らか事実）、大分県の住民である。

イ 被告は、大分県（以下「県」という。）の知事である。

ウ 被告補助参加人らは、いずれも県議会議員によって構成される県議会内の会派であり、権利能力なき社団である。

被告補助参加人らのうち、社会県民クラブ、新政みらい、県政クラブ（以上の3派は平成19年5月ころ解散し県民クラブを結成）及び無所属の会（平成18年3月末に解散し、その構成員であった荒金議員は自由民主党に加入した。）は、本訴提起より前に、既に会派を事実上解散しているが（証人梶原〔256～260項〕、証人賀来〔220～226項〕、丙

E 4 8 の 2 5), 権利能力なき社団である上記被告補助参加人らは, 清算の目的の範囲内において, その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなされると解すべきであるところ(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 2 0 7 条参照), 本件における不当利得返還請求又は損害賠償請求はいずれも清算の目的の範囲内であるから, その関係では, 事実上解散した後も上記各請求の相手方としてなお存続していると認められる。

(2) 法令等の定め

ア 地方自治法の規定

地方自治法(以下「法」という。) 1 0 0 条 1 3 項(平成 2 0 年法律第 6 9 号による改正前のもの。以下同じ。)は, 「普通地方公共団体は, 条例の定めるところにより, その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として, その議会における会派又は議員に対し, 政務調査費を交付することができる。この場合において, 当該政務調査費の交付の対象, 額及び交付の方法は, 条例で定めなければならない。」と規定され, 同条 1 4 項は, 「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は, 条例の定めるところにより, 当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

イ 大分県政務調査費の交付に関する条例の規定

大分県においては, 法 1 0 0 条 1 3 項及び 1 4 項の規定に基づき, 大分県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めることを目的として, 大分県政務調査費の交付に関する条例(平成 1 9 年大分県条例第 5 2 号による改正前のもの。以下「本件条例」という。)が制定されている。本件条例の主な規定は, 次のとおりである(甲 1)。

(ア) 第 2 条(政務調査費の交付対象)

政務調査費は, 大分県議会の会派(所属議員が 1 人の場合を含む。以

下「会派」という。) に対し交付する。

(イ) 第3条 (政務調査費の額等)

1項 政務調査費の額は、1月につき、30万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

(以下略)

(ウ) 第6条 (政務調査費の交付決定)

知事は、前条の規定による通知に係る会派について、政務調査費の交付の決定 (変更の決定を含む。) を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

(エ) 第7条 (政務調査費の請求及び交付)

1項 会派の代表者は、前条の規定による通知を受けた後、毎月10日までに、当該月分の政務調査費の交付を知事に請求するものとする。

2項 知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

(オ) 第8条 (政務調査費の使途)

会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

(カ) 第9条 (収支報告書)

1項 会派の代表者は、毎年度4月30日までに、政務調査費に係る収入及び支出の報告書 (以下「収支報告書」という。) を別記様式により議長に提出しなければならない。

(以下略)

(キ) 第10条 (議長の調査等)

議長は、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、その写しを知事に送付するとともに、必要に応じ政務調査費の適正な使用を期す

ため調査を行うものとする。

(ク) 第11条（政務調査費の返還）

知事は、会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において行った支出（第8条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除してなお残余があるときは、当該残余の額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(ケ) 第12条（収支報告書の保存及び閲覧）

1項 第9条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2項 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(コ) 第13条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

ウ 県議会の規程

県議会においては、本件条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的として、大分県政務調査費の交付に関する規程（平成20年大分県議会規則第1号による改正前のもの。以下「本件規程」という。）が制定されている。本件規程の主な規定は次のとおりである。（甲4参照）

(ア) 第4条（政務調査費の使途基準）

本件条例第8条の使途基準は、別表1のとおりとする（以下「本件使途基準」という。）。

（別表1）

調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
研修費	会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並び

	に他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
会 議 費	会派における各種会議に要する経費
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費
広 報 費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
事 務 費	会派が行う調査研究にかかる事務遂行に必要な経費
人 件 費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する費用

(イ) 第5条（証拠書類等の整理保管）

会派の政務調査費経理責任者は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調整しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(3) 政務調査費の交付等

ア 平成17年度における県の被告補助参加人らに対する政務調査費の交付金額並びに収支報告書によって確定した支出額及び残余金の額は、次のとおりである。（甲2参照。以下、個別の被告補助参加人については、会派名のみで特定する。）

(ア) 日本共産党	交付決定額	360万0000円
	収入額	362万1765円
	支出額	362万1760円
	残 額	5円
(イ) 社会県民クラブ	交付決定額	2160万0000円

	収入額	2162万3221円
	支出額	2126万7854円
	残額	35万5367円
(ウ) 新政みらい	交付決定額	1440万0000円
	収入額	1440万0011円
	支出額	1427万6727円
	残額	12万3284円
(エ) 県政クラブ	交付決定額	1080万0000円
	収入額	1080万0016円
	支出額	956万7039円
	残額	123万2977円
(オ) 自由民主党	交付決定額	1億0110万0000円
	収入額	1億0112万3509円
	支出額	9739万5980円
	残額	372万7529円
(カ) 無所属の会	交付決定額	240万0000円
	収入額	240万0000円
	支出額	239万8674円
	残額	1326円
(キ) 公明党	交付決定額	1080万0000円
	収入額	1080万0038円
	支出額	1021万6438円
	(ただし、別紙支出一覧表(公明党)上は、1 022万6160円)	
	残額	58万3600円

イ 平成17年度において交付を受けた政務調査費について、被告補助参加

人らが支出した年月日、項目及び内容並びに各支出の際の領収書の有無は、別紙支出一覧表記載のとおりである（無所属の会につき丙E45）。

(4) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告らは、平成19年4月11日、地方自治法242条1項に基づき、大分県監査委員に対し、被告補助参加人らに対して上記(3)記載のとおり交付された政務調査費について、違法な公金の支出があったのに、損害を補填するために必要な措置を講ずることを怠ったとして、住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）を行ったところ、同監査委員は、同年6月8日、原告らに対し、これを棄却する旨の通知を行った（甲5参照）。

イ 原告らは、平成19年7月6日、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

3 当事者の本案前の主張

(被告)

後記自由民主党の主張を援用する。

(自由民主党)

原告オンブズマンが平成19年4月11日に行った監査請求は、個別具体的に支出行為の違法性を主張するものではなく、単に政務調査費の支出の詳細が不明であるとか支出証拠書類等が添付されていないなどの理由により本件政務調査費からの支出を違法と主張するものにすぎない。したがって、本件監査請求は本来不適法として却下されるべきものであったから、本件訴訟は、適法な監査請求があったことを前提とする地方自治法242条の2に反し、不適法である。

(原告ら)

原告らが行った本件住民監査請求に係る請求書の記載から、住民監査請求の対象が平成17年度分として交付された政務調査費であると監査委員が認識可能な程度に特定できており、このことは、県監査委員が判断可能であったこと

からも明らかである。

仮に政務調査費の具体的な支出行為について特定を要するとすれば、実質的にも法が住民訴訟制度を設けた趣旨を没却することになって不当である。

4 本案の争点及びこれについての当事者の主張

(1) 政務調査費の使用主体は会派に限られるか否か。

(原告ら)

本件条例や本件規程で政務調査費の交付対象や使用主体を会派に限っていることからすれば、政務調査費の使用主体は会派に限られる。したがって、会派の意思決定に基づかない政務調査費の使用は違法である。

(被告)

後記被告補助参加人らの主張を援用する。

(日本共産党)

平成17年度において、日本共産党の議員は加藤純子（以下「加藤」という。）一人であり、会派と議員が同一であることからすれば、政務調査費の使用主体が会派に限られたとしても違法な支出ではない。

(日本共産党以外の被告補助参加人ら)

政務調査費は「議員の」調査研究活動に要する費用を助成するための費用であり、地方自治法は、交付対象として個々の議員を想定している。本件条例が交付先を会派としたのは、事務処理手続の簡略化を図った趣旨である。したがって、会派の意思決定に基づく場合のほか、議員の調査研究活動が会派としての意思に反さず、会派の承認の下で行われる場合も、適法な政務調査費の支出となると解すべきである。

(2) 被告補助参加人らによる支出が違法であるか否か。

(原告ら)

ア 支出の違法性の判断基準

次のものは、いずれも違法である。

- ① 社会通念上市町村政や都道府県政に関する調査研究に資する適正な支出と認められない場合
- ② 裏付ける資料がなく、議員においてこれを積極的に補足説明しない場合
- ③ 同一名目の相当額の支出につき政務調査費の使途基準に合致する部分とそうでない部分を合理的に区別可能なのに、金額や使途等からみてその大半が政務調査以外の活動に使用されていると社会通念上推認される場合
- ④ 政務調査費の使途基準に合致する部分とそうでない部分が混在し、その合理的区別が困難である場合に、社会通念上相当な割合により按分された分を超える部分

イ 支出項目ごとの違法性

別紙「主張整理表」記載1ないし7の「原告らの主張」欄記載のとおりである。

(被告)

後記被告補助参加人らの主張を援用する。

(被告補助参加人ら)

ア 支出の違法性の判断基準

(日本共産党)

上記④に関して、調査研究活動とそれ以外の活動との区別が困難な場合、社会通念上調査研究活動としての性質をもつものについては、按分するのではなく、すべて適法と考えるべきである。

(社会県民クラブ・新政みらい・県政クラブ・自由民主党)

上記②に関して、領収書がないとの一事をもって、政務調査費の支出が違法となることはない。上記被告補助参加人らにおいて支出の適法性につき積極的に資料を提出し、補足説明をしているから、これらを考慮して実

質的に判断すべきである。

(公明党)

上記②に関して、本件規程において整理保管が求められているのは「証拠書類等」であって、領収書に限定されていない。合理的で相当な基準に基づいて政務調査費を支出管理し、調査研究活動の実態を記した書類をもって証拠書類等とすることも認められるべきである。

イ 支出項目ごとの違法性

別紙「主張整理表」記載1ないし7の「被告・標記被告補助参加人の主張」欄記載のとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 本案前の主張について

住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を、他の事項から区別して特定して認識することができるように、個別的、具体的に摘示することを要するが、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の財務会計上の行為又は怠る事実であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているのであれば、これをもって足りるのであり、上記の程度を超えてまで対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を個別的、具体的に摘示することを要するものではないというべきである（最高裁平成16年11月25日第一小法廷判決・民集58巻8号2297頁参照）。

本件において、原告らは、被告補助参加人らに対して平成17年度に交付された政務調査費（以下「本件政務調査費」という。）について、交付決定額や収入額、費用別の支出額、残額を明らかにしたうえ、支出に係る領収書等の証拠書類が添付されていないことや、支出につき会派としての意思統一がないことから、支出はすべて違法であると主張して、そのほぼ全額の返還の措置を求めていることは明らかであるから（人件費については、その4分の1に相当す

る額については違法でないとも主張しているものの、結局は人件費のほぼ全額も含めた額を違法として請求するよう求めている（甲5〔6頁〕。）、対象となる行為を一体と見て判断するのが可能かつ相当であるといえることができる。

そして、原告らが本件監査請求において返還を求めるべきであるとした支出が監査請求書に添付された平成17年度の政務調査費における収支報告書の支出として記載されているものを指すことは明らかであり、対象外の支出との区別は可能であるうえ、監査委員は、必要があれば上記収支報告書に係る各会派への確認や各会派からの資料提出等により各支出行為を明らかにさせることによって、本件監査請求の対象である各支出行為を容易に把握することができるものというべきである。

したがって、本件住民監査請求においては、上記程度の特定をもって監査対象としての特定は足りているから、本件の訴えは、適法な住民監査請求を経た適法なものである。

2 争点(1)（政務調査費の使用主体は会派に限られるか否か。）について

前記前提事実等(2)のとおり、本件条例2条は、大分県議会における会派に対して政務調査費を交付することとし、同条例8条は、会派が政務調査費を別に定める使途基準に従って使用しなければならないと定め、これを受けた本件規程は、本件使途基準において、いずれも「会派が行う」との表現を用いている。

もつとも、法100条13項は、政務調査費が「議員の」調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものと定め、本件条例1条は、「大分県議会議員の」県政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として交付するものと定めているから、法及び本件条例は、政務調査費の支出対象となる調査研究の主体としては、会派ではなく議員を想定していると解される。そうすると、本件使途基準にいう「会派が行う」調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれを委ね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法により行われる

ものも含まれると解すべきである。また、特段の事情のない限り、会派の代表者が会派の名においてした行為は、会派自らがした行為と評価されるものである（最高裁平成21年7月7日第三小法廷判決・集民231号183頁参照）。

そして、後記のとおり、各会派は、平成17年度に至るまでに、使途基準を定めるなどして各議員に対する調査を包括的に委託したものと認められ、これに反する証拠はない。

したがって、政務調査費の使用主体は会派自らが行うものに限られるとの原告らの主張は採用することができず、この点のみを根拠に被告補助参加人らによる本件各支出が違法であるということができない。

3 争点(2) (被告補助参加人らによる支出が違法であるか否か。) について

(1) 政務調査費の支出と違法性の判断

ア 法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対して政務調査費を交付することができるとし、他方、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を提出するものとしている（法100条13項、14項）。この政務調査費の制度は、議員の調査研究活動を活発にして議会の審議能力を強化するとともに、情報公開を促進する見地からその使途の透明性を確保しようとする趣旨と解される。

また、法の上記規定を受けて定められた本件条例は、政務調査費は会派に対して交付し（2条）、会派は、政務調査費を本件規程で定める使途基準に従って使用するものとし、県政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充てることを禁止している（8条）。そして、本件規程は、政務調査費の使途の基準として8項目を掲げて使途を限定したうえで（4条）、政務調査費の交付を受けた会派に対し、政務調査費の支出について会計帳簿を調整しその内訳を明確にするとともに、領収書等支出を明

らかにする証拠書類を整理し、5年間保管すべきことを義務づけている（5条）。また、本件条例11条は、知事は、会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において行った支出の総額を控除してなお残余があるときは、当該残余額の返還を命ずることができるとしている。

上記のように、政務調査費が会派又は議員の調査研究活動を活発にして議会の審議能力を強化するためのものであることからすると、これをどのように活用するかは本来会派又は議員の自律的判断に委ねられるべきものであるが、反面、政務調査費は、その使途が限定され、県政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充てることが禁止されており、交付を受けた会派に会計帳簿の調整や支出を明らかにする証拠書類等の整理保管が義務づけられていることなどからすると、政務調査費が地方自治法や本件条例、本件規程の趣旨に従って適正に使用されなければならないことは明らかである。

以上に鑑みると、会派の政務調査費経理責任者が整理保管を義務づけられている証拠書類等の資料に照らし、社会通念上県政に関する調査研究に資する支出と認めることができない支出は、使途基準に合致しない違法な支出というべきである。そして、会派が政務調査活動に必要な費用として支出したことにつき、社会通念に照らして上記活動に必要と認められないうえ、それを裏付ける資料がなく、会派においてこれを積極的に補足する説明もしないような場合には、当該会派は、当該支出が使途基準に合致しない違法な支出とされることを甘受せざるを得ないというべきである。

また、ある支出が政務調査活動のためでもあるし、他の目的、例えば議員の後援会活動のためでもあるという場合にどのように対処すべきかについて、本件条例や本件規程には何らの規定も設けられていない。しかし、その全額を政務調査費から支出するのが相当でないことは明らかであるか

ら、条理上、按分した額をもって政務調査費とすべきであり、特段の資料がない限り、例えば、2つの目的のために支出した場合には2分の1とするなど、社会通念に従った相当な割合をもって適法な政務調査費の支出額を確定すべきである。

この点に関し、原告らは、特に自由民主党に係る政務調査費の支出について、費目間の流用が認められないと主張するが、政務調査費を支給する趣旨に照らせば、客観的にいずれかの使途基準に合致する支出であれば適法な支出であると解すべきであって、特定の支出が異なる費目に計上されたとの一事をもってこれを違法であると解することはできず、原告らの主張は採用できない。

イ　ところで、原告らは、政務調査費の支出行為が平成18年度にされたものについて、会計年度を異にする以上、平成17年度の政務調査費から支出した扱いとすることは違法であると主張する。

しかし、本件条例11条は、「知事は、会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において行った支出（第8条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除してなお残余があるときは、当該残余の額の政務調査費の返還を命じることができる。」と規定し、各年度ごとの支出を前提としているものの、普通地方公共団体においても、歳出の会計年度所属は原則として支出負担行為をした日の属する年度としていること（地方自治法施行令143条1項5号）にも照らせば、支出の原因となる事実が当該年度内に生じたものについて、実際の支出行為が翌年度に行われる場合についてまで、当該年度の支出として認めない趣旨であるとまで解することはできない。したがって、支出の原因となる事実が平成17年度に生じていれば、支出行為が平成18年度にされていたとしても、それだけで支出が本件条例に従わず、違法なものということとはできない。

(2) 各会派による支出の違法性

(以下においては、適宜、個別の支出行為を、別紙支出一覧表の「番号」欄(以下「支出番号」という。)の記載をもって特定する。)

ア 日本共産党について

ア) 研修費

a 56分勉強会負担金《共産23, 32, 65, 75番》

前記前提事実等(3)イ、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、56分勉強会は、県議会の各会派所属議員の全員が集まって、県議会の昼休憩に外部講師を招聘して行う講演と質疑応答の研修会であり(丙A2〔4頁〕)、第48回は「ツーリズムのモデル県を目指して」と題する社団法人ツーリズムおおいた会長の講演(甲A1〔181～184番〕)、第49回は「大分県の自然災害の特徴」と題する大分地方気象台長の講演(甲A1〔154～157番〕)、第50回は「地域密着と国際化」と題する株式会社大分バスケットボール・コミュニケーション社長の講演(甲A1〔54～57番〕)、第51回は「アルゲリッチ音楽祭から見た教育・文化行政」と題する別府アルゲリッチ音楽祭総合プロデューサーの講演(甲A1〔27～30番〕)が行われたことが認められるところ、これらの勉強会は、その参加形態に照らせば、各会派が合同で実施する勉強会であると評価すべきであるうえ、上記各回の講演テーマはいずれも大分県政に関連するといえるから、調査研究活動との関連性が認められる。この点に関し、同勉強会負担金は昼食費を含んでいるものと認められるが、同勉強会が昼休憩に実施されることに鑑みれば、昼食代も同勉強会実施に係る必要経費というべきである。そうすると、同勉強会負担金合計1万2113円は、すべて会派の調査研究に資するため必要な経費であると認められる。

したがって、上記支出は、本件用途基準に合致すると認められる。

b 「人権交流集会」参加費《共産66番》

「人権交流集会」は、全国部落解放運動連合会の発展的な組織である全国地域人権運動総連合会の九州ブロック協議会が主催した「2005年度九州・沖縄交流学習会」のことであり（甲A1〔51～53番〕、証人濱田〔127項〕、弁論の全趣旨）、九州各県の同和行政の実情などの報告や意見交換を行うものであったことが認められるところ、その内容に照らせば、会派による県の人権・同和行政の調査研究に資するものというべきである一方で、仮に上記団体が日本共産党と関係のある団体であったとしても、そのことから直ちに上記集会への参加費の支出が日本共産党から上記団体に対する助成等の趣旨であるとは認められない。したがって、「人権交流集会」参加費3000円は、本件用途基準に合致するものと認められる。

(イ) 資料作成費

コピー代計5983円《共産6, 11, 16, 24, 28, 34, 39, 44, 57, 64, 69, 76番。うち790円《共産76番》については、請求書の記載（甲A1〔25番〕）に照らし、平成18年3月に支出の原因が生じたと認められる。》、インクカートリッジ代計1万0754円《共産17, 41, 70番》及びコピー用紙代1480円《共産63番》は、県議会の議員控室における活動に伴って、県庁舎1階に設置された各会派共同使用のためのコピー機及び日本共産党の議員控室（丙A6の1・2）に設置されたプリンタを使用したことにより生じた費用であることが認められるところ（丙A2〔5頁〕、弁論の全趣旨）、平成17年度当時唯一の所属議員であった加藤において選挙区である別府市に後援会事務所を設けていたものの（証人濱田〔69項〕）、上記議員控室において、事務職員として雇用された濱田建二（以下「濱田」という。）が、マスコミ対応等必ずしも調査研究活動とはいえない

職務も行ってたこと（丙A5〔3頁〕，証人濱田〔36，37，132～136項〕。濱田は，調査研究に関することのみマスコミ取材に対応していたと供述するが（159項），採用できない。）からすれば，日本共産党が上記議員控室において専ら調査研究活動を行っていたとまでは認めることはできない。

そうすると，上記支出のうち，会派による県政に関する調査研究でない活動のためにされた部分は本件用途基準に合致しないものと認められる。もっとも，實際上，会派の行う調査研究活動のためにされた支出部分とそうでない支出部分とを明確に区分することは困難であるから，普通地方公共団体の議会の議員の地位，権限及び職務内容等に鑑み，条理上，会派による県政に関する調査研究活動のための支出部分は2分の1であり，その余は本件用途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。

以上によれば，上記支出額計1万8217円の2分の1の限度で調査研究に資するため必要な経費に当たるものとして，本件用途基準に合致すると認められる。

そうすると，違法な支出は9108円（1円未満切り捨て。以下同じ。）となる（以下，違法な支出につき，単に【違法な支出9108円】のように記載する。）。

(ウ) 資料購入費

a 書籍代《共産56番》

甲A1〔81～84番〕，丙A2〔7頁〕及び弁論の全趣旨によれば，「湯布院幻燈譜」及び「湯布院発 につぼん村へ」は，湯布院の地域振興に関する書籍であると認められるところ，納品書の宛名が「(浜田)様」となっている一方で，請求書は「日本共産党」宛であり，かつ，領収書は「日本共産党大分県議団」宛となっていることに

照らせば（甲A1〔82～84番〕）、加藤や濱田の個人的購入であると認めることはできない。したがって、上記各書籍の購入費は、会派の調査研究に資するため必要な経費として、本件使途基準に合致すると認めるのが相当である。

b 新聞購読料《共産18, 22, 33, 50～52, 77～79番》

(a) 「しんぶん赤旗」・「大分民報」購読料

甲A1〔17～19番等〕、丙A2〔5頁〕及び弁論の全趣旨によれば、加藤は自宅において「しんぶん赤旗」及び「大分民報」を購入していたほか、政務調査費を使って日本共産党の議員控室用に各1部ずつを購入していたことが認められるところ、これらが加藤の所属する日本共産党の機関誌であることを考慮しても、加藤の個人的購入であるとか政党への経済的支援であるとまでは認められない。したがって、「しんぶん赤旗」及び「大分民報」購読料は、本件使途基準に合致する支出であると認められる。

(b) 全国・地方一般紙、「商工新聞」、「平和新聞」購読料

甲A1〔21～23番等〕、丙A2〔6頁〕によれば、全国及び地方一般紙のほか、「商工新聞」及び「平和新聞」の購読料として支出されたことが認められるが、これらはいずれも会派の調査研究に資するために必要な経費に当たるといふべきであるから、本件使途基準に合致すると認められる。

c パンプ資料購入費《共産54番》

パンプ資料購入費1000円は、大分県受託事業男女共同参画講座事務局から、「やさしく学ぼう女性の権利 女性差別撤廃条約と選択議定書」2部を購入する経費であるところ、同書に女性差別撤廃条約の成立経緯や同条約の解説等が記載されていると認められること（甲A1〔89番〕、丙A7）からすれば、会派による女性差別問題に関

する県政についての調査研究に資するため必要な経費に当たるとい
ことができるうえ、必要部数が1部に限るとまで認めることはできな
いから、上記の購入費用は、本件用途基準に合致する支出であると認
められる。

d 「大分生活と健康を守る会新聞」・「TOMO」購読料《共産53，
71番》

甲A1〔38，39，95，96番〕，丙A2〔6頁〕及び弁論の
全趣旨によれば、「大分生活と健康を守る会新聞」には、社会福祉の
分野の記事が多く掲載されていること、「TOMO」が、障がい者関
係者団体である「きょうされん」が発行する雑誌であり、障がい者関
係の記事が掲載されていることが認められるから、これらの購入費用
は、貧困者に対する社会保障や身体障がい者に対する支援政策に関す
る調査研究に資するために必要な経費といえる。原告らは、これら
を発行する団体が日本共産党の支援する団体であるとか、領収証（甲A
1〔96番〕）の宛先が「加藤県議様」となっていると主張するが、
そうであるとしても、上記認定に照らせば、上記費用が上記団体に対
する援助であるとか加藤の個人的な目的によるものとは認め難く採用
できない。

したがって、上記支出は、本件用途基準に合致すると認めるのが相
当である。

(エ) 広報費

a ウェブサイト利用料《共産12番》

被告及び日本共産党は、会派の調査研究活動や議会活動等をウェブ
サイトに掲載したと主張し、証人濱田はほぼ同旨の証言をする（証人
濱田〔26項〕。丙A2〔7頁〕も同旨）が、これを裏付ける的確な
証拠はなく、採用できず、他にウェブサイトの内容を認めるに足りる

証拠はない。したがって、上記支出は、本件用途基準に合致するとは認められない。

【違法な支出4095円】

b 議会報告（県議団ニュース）印刷代《共産37,80番》

丙A2〔7頁〕・A3及び弁論の全趣旨によれば、県議団ニュースは、表題が「日本共産党大分県議団ニュース」であり、表面の約半分が視察等の議会活動報告、裏面の大半が議会における質問や姿勢に関する記事であることが認められる。そうすると、表面の下4分の1弱の範囲に加藤の意見ないし感想が記載されていることを考慮しても、県議団ニュースは、会派の行う議会活動等の広報活動として発行されたものというべきである。また、平成18年4月27日付けの4780円の支出《共産80番、甲A1〔12番〕》は、その時期に照らし、支出原因は同年3月までにあったものと認められる。

したがって、県議団ニュース印刷代25万6780円は、本件用途基準に合致すると認めるのが相当である。

(オ) 事務費

a 通信運搬費、庁舎等管理費・使用料、文具購入費《共産1,7,13,19,25,29,35,40,42,46,47,58,62,74,81,83番》

甲A1〔3番等〕、丙A2〔7,8頁〕、証人濱田及び弁論の全趣旨によれば、通信運搬費9万8447円、庁舎等管理費・使用料6万8725円及び文具購入費1581円（消臭プラグタバコ用付替マリンソープ（甲A1〔131番〕）もその目的、額に照らし、含める。）は、いずれも議員控室での活動に付随して生じた経費であると認められるところ、前記のとおり議員控室での調査研究活動の割合は2分の1と認めるのが相当であるから、上記支出額の2分の1の限度で調査研究

活動に資するため必要な経費に当たるといえることができる。そうすると、上記支出額の合計16万8753円を2分の1で按分した限りで本件用途基準に合致すると認められる。なお、庁舎等使用料3万6401円《共産1番》は、平成16年度のものであるが（甲A1〔247頁〕）、原告らは2分の1の限度で返還を求めているのみであるから、上記判断を左右しない。

【違法な支出8万4376円】

b 名刺代《共産4番》

名刺代4000円は、日本共産党の議員控室において、事務職員として雇用された濱田の名刺であり、紙面上に議員控室の連絡先とともに「県政に対するご意見・ご要望をお寄せ下さい」と記載されていることが認められるが（甲A1〔235～238番、1枚目の239番〕、丙A4）、濱田の活動が、上記のとおり、必ずしも調査研究活動のみであったとは認め難いことに照らせば、条理に基づき、その2分の1の限度で本件用途基準に合致すると認めるのが相当である。

【違法な支出2000円】

(カ) 人件費《共産2, 3, 8, 9, 10, 14, 15, 20, 21, 26, 27, 30, 31, 36, 38, 43, 45, 48, 49, 59～61, 68, 72, 73, 82, 84番》

丙A2及び弁論の全趣旨によれば、給与・賞与、社会保険料等の人件費計305万5978円（いずれも、平成18年3月までの勤務分であると認められる。）は、日本共産党の議員控室において補助職員として濱田を雇用することによって生じたものであると認められるところ、前記のとおり議員控室での活動のうち政務調査活動の割合は2分の1であったとするのが相当であるから、上記支出額もこれに対応して按分した額が政務調査費をもって充てることのできるものと考えられる。したが

って、上記支出額の2分の1である152万7989円の限度で本件使
途基準に合致すると認める。

【違法な支出152万7989円】

(キ) 小括

以上によれば、日本共産党が政務調査費から支出した363万075
6円（原告らが返還を求めている分を含む。）のうち、違法な支出額
は合計162万7568円である。

イ 社会県民クラブについて

(ア) 使途内規の定め

社会県民クラブは、本件使途基準に基づいて「大分県政務調査費使途
基準に基づく内規」（丙B1）を定めたことが認められる（丙B28
〔3頁以下〕、証人内田〔13項以下〕）。その内容は大要次のとおりで
ある。

a 議員活動費

(a) 調査研究活動費

会派又は会派が認めた県政推進についての課題を調査研究するた
めに要する経費、会派で行う政策研究に要する委託経費（後記(b)を
除く。）で、次の基準による。なお、予算の都合により打ち切るこ
とができる。

(県内)

8キロメートル未満（往復移動距離。以下同じ。）	3000円
8～25キロメートル未満	5000円
25～50キロメートル未満	7000円
50～100キロメートル未満	1万0000円
100～150キロメートル未満	1万1000円
150～200キロメートル未満	1万2000円

(県外)

県の旅費規程により計算した額

(b) 通信連絡費

会派から委託された調査研究活動に必要な電話代，FAX料及び
インターネット使用料の経費等 毎月3万円

b 会派で直接使用する費用

(a) 共通費

① 会派が雇用する職員の人件費 必要な額

② 会派が使用する消耗品，備品の購入代，印刷費用，会派の事務
所の維持に必要な庁舎使用料，光熱水費

(b) 研修費・会議費

① 56分勉強会 必要な額

② その他の研修・会議 必要な額

c その他の政務調査活動

その他必要な経費は議員団長が決定する。

(イ) 調査研究費

a 調査研究活動費《社ク1～6，8～13，22～27，30～35，
38～55，57～62，64～81，83～88番》

社会県民クラブは，各所属議員に対し，上記使途内規 a(a)の支給基
準に従って，「調査研究活動費」（別紙支出一覧表における「〇〇議員
調査研究費等名目手当」の一部である。）として計937万8000
円を支給したものと認められるところ（甲B1〔2頁等〕，丙B1），
上記支給基準は，大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例（平成
20年条例第23号による改正前のもの。以下，単に「弁償条例」と
いい，特記しないときは，同改正前のものを指す。）上，議員の旅費
は職員等の旅費に関する条例（丙E50）で規定する副知事相当の額

であり（弁償条例8条1項）、本会議や委員会に出席する際の旅費については、往復の路程が16キロメートル未満は5000円であって、16キロメートル以上は、鉄道賃、船賃及び車賃に5000円を加算した額とする制度となっていた（同条2項。丙E49の1・2）ことに加え、上記支給をもって充てられるものが必ずしも移動旅費に限られないことに照らせば、不合理とまではいえない。

しかし、「旅費請求書」（甲B1〔3頁等〕）には各用務地での活動目的や内容等が一切記載されておらず、他に調査研究活動との関連性を裏付ける証拠がないうえ、これを積極的に補足する説明もないことからすれば、上記支出額すべてについて直ちに本件用途基準に合致するものと認めることはできない。

もともと、社会県民クラブは、平成20年度における政務調査費の支出状況に関する証拠を提出するところ、「調査研究活動費」に対応する平成20年度の支出（平成17年度の6名のうち、県民クラブに加入した5名分）は、所属議員の調査研究に伴って支出された「調査研究費」、「研修費」、「会議費」、「資料購入費」、「広報費」、「事務費」、「事務所費」及び「人件費」であると認められるところ（丙B18～22）、まず「調査研究費」のうち「政務調査費支払証明書（旅費用）」に記載のある旅費の支出は、その支給基準が弁償条例（現行条例）8条1項ただし書に規定するところと同額の1キロメートル当たり37円とされているうえ、同証明書の記載から認められる各用務地における活動内容はいずれも会派の調査研究に関するものであるといえるから、すべて適法な支出であると認められる。また、その他の費用についても、領収証に基づいて実費が支給されており、その用途も、名刺代合計3万8850円（丙B26〔6, 34頁〕）を除き、いずれも会派の行う調査研究活動に関連し、概ね按分された金額が計上さ

れているものと認められる（丙B 23～27）。したがって、平成20年度における上記支出のうち、政務調査費からの支出合計582万4034円（丙B 18～22の第1の2の各合計欄の下段の合計参照）につき、名刺代（政務調査費からの支出額3万8850円）を除く578万5184円の支出は適法である。

以上に加え、平成20年度当時における使途基準は本件使途基準と実質的に異なる点（丙A 8〔34～36頁〕。使途項目として「事務所費」が新たに明記されたのみである。）、平成17年度と比較して新たな会派を結成したというものの、会派が行う調査研究活動に大きな変化が生ずるとは通常考え難いうえ、一般に平成17年度よりも政務調査費からの支出が謙抑的になったこと（甲39～42、丙B 18～22、弁論の全趣旨）、平成17年度の社会県民クラブに所属していた議員は6名なのに対し、平成20年度分の資料を提出したのは5名であることなどに照らせば、平成20年度において適法と認められる上記支出額の5分の6をもって、平成17年度における実際の支出額のうち本件使途基準に合致する額であると認めるのが相当である。

すなわち、平成17年度に「調査研究活動費」として支出された額のうち694万2220.8円は、本件使途基準に合致すると認められる。

【違法な支出243万5779円】

b 通信連絡費（支出番号は上記aと同じ。）

社会県民クラブは、上記使途内規a(b)に基づき、「通信連絡費」の名目で（別紙支出一覧表における「〇〇議員調査研究費等名目手当」名目の支出の一部である。）、各所属議員それぞれに対し、議員1人当たり月額3万円ずつを支給したことが認められる（甲B 1〔2頁等〕、

丙B1。甲B1においては、電話代名目で請求されている。)

しかし、本件条例8条を受けて本件規程4条には政務調査費からの支出項目とその内容を具体的に定めた本件用途基準が規定されていること、本件規程5条が政務調査費の支出を裏付ける証拠書類等の整理保管を義務づけていること、本件条例11条において、知事は交付された政務調査費のうち支出額を控除した残余につき返還を請求できるとされていることなどに照らせば、政務調査費からの支出は、実際に調査研究に資するため必要な経費の一部として支出された実額についてのみ許容する趣旨であることは明らかであり、所属議員に対し一律に定額支給すること(以下「一律支給」という。)は、その支給額が実額を上回った場合に精算の取扱いがなされるなどといった事情のない限り、原則として許されないと解される。

他方で、そのような精算の取扱いがなされていなくても、証拠書類の収集等の事務手続が煩雑化する場合や、支出をしても領収書が発行されないか、政務調査以外の目的での支出も含まれているなど実額の把握が困難な場合においては、社会通念上実額を上回るものではないといえる相当な額に限って、各議員に対して一律に定額を支給することも許されると解するのが相当である。

しかるところ、電話、FAX及びインターネット等は、通常様々な用途に用いられ、政務調査に要した実額を把握することが容易とはいえないため、各所属議員に対して、実額の支給ではなく一律支給とすること自体には合理性があるとはいえ、支給されていた月額3万円が、社会通念上実額を上回るものでない額であることを裏付ける的確な証拠は見当たらないから、これを直ちに本件用途基準に合致する支出であると認めることはできない。

もつとも、平成20年度において所属議員5名に対する「通信運搬

費」(上記「通信連絡費」に対応すると認められる。)として支出された計129万3091円は、実際に支出した経費のうち、電話、FAX、インターネット使用料等について、利用目的や活動内容に照らし2分の1の限度で政務調査費から支出されたものであることが認められ(丙B23～27)、いずれも調査研究に資するために必要な経費として適法と認められる。

そうすると、平成17年度の「通信連絡費」計216万円は、129万3091円の5分の6のある155万1709.2円の限度で本件用途基準に合致すると認めるのが相当である。

【違法な支出60万8290円】

c 県政報告会横断幕作成費《社ク7番》

県政報告会が県政の調査研究活動に含まれるとしても、それに用いられた横断幕が直ちに調査研究に資するものと認めることはできないところ、被告及び社会県民クラブは、いかなる横断幕であったかを示す証拠を提出せず、これについての補足説明もしないのであるから、政務調査との関連性は不明確であるといわざるを得ない。したがって、上記横断幕の作成費として支出された2万4150円は、本件用途基準に合致しない支出であると認める。

【違法な支出2万4150円】

d 各種視察及び調査時の日当・土産・写真現像代

「集中豪雨被災箇所現地調査旅費(九重町・日田市上津江町)」8660円《社ク14番》、その際に撮影した写真の現像代2750円《社ク17番。甲B1〔49, 50頁〕》及び上記調査時の移動に要したジャンボタクシー代5万9220円のうち8460円《社ク20番》は、甲B1〔42～44頁〕に照らし、社会通念上、いずれも調査研究に資するため必要な経費に当たると認められる。原告らは、上

記ジャンボタクシー代につき、国会議員が上記調査に参加していることから、同議員の分8460円が違法であると主張するが、いわゆるジャンボタクシーの代金であることや、社会県民クラブの所属議員5人及び補助者1人が同行していたことに照らせば、必要経費に変わりはないと認められるから、上記額の限りで本件用途基準に合致しないとはいえない。

また、「大蘇ダム・稲葉ダム・めぶき園調査」に係る旅費8660円《社ク28番》、その際に撮影した写真の現像代1600円及び2572円《社ク19, 29番。甲B1〔53, 54, 79, 80頁。後者には前記視察の際の分を含む。〕》、台風14号被害調査旅費1万3560円《社ク36番》、並びにNTTドコモ九州に対する出張調査旅費7900円のうち原告らが返還を求めている電車運賃6000円及び雑費1200円《社ク63番》についても、甲B1〔76, 77, 101～105, 190～193頁〕に照らし、同様と認められる。

したがって、上記支出は、いずれも本件用途基準に合致するものと認めるのが相当である。

さらに、土産代として支出された計1万2390円《社ク15, 16, 18番》は、上記各視察の際に視察先への土産を購入した費用であると認められるところ、社会的儀礼として相当な範囲内の支出であるといえるから、本件用途基準に合致すると認められる。

e 自治研センター会費《社ク56番》

丙B28〔4, 5頁〕、証人内田〔47, 48項〕及び弁論の全趣旨によれば、大分県地方自治研究センターは、自治体政策の調査研究を行う組織であり、その会員は、会誌や、研究会等への参加を通じて、情報提供を受けることができるものと認められる。したがって同セン

ターに対する会費4万2315円は、自治体政策に関する調査研究のために必要な経費であって、本件使途基準に合致すると認められる。

f ゼンリン住宅地図購入費《社ク82番》

社会県民クラブは、会派からの委託に基づき、各議員が県政報告会等を開催するなどの調査研究活動をしていたと認められるところ（弁論の全趣旨）、上記の活動目的に照らせば、住宅地図は、調査研究活動をするに当たって必要なものといえることができるほか、その購入部数（大分市の地図はA4版と合わせて7冊ずつ購入（甲B1〔254〕）も不当であるということとはできない。したがって、ゼンリン住宅地図購入費52万2683円は、本件使途基準に合致すると認める。

なお、上記支出は、平成18年4月10日に支出されているものの、支出の時期に照らせば、購入したのは平成17年度であったと認めるのが相当であるから、この点は、上記判断を左右しない。

(ウ) 研修費

a 56分勉強会負担金《社ク91, 93, 95, 103番》

前記ア(ア)aのとおり、56分勉強会は調査研究に資するものであると認められるため、負担金計7万2678円は本件使途基準に合致するものと認められる。

b 各種研修会等参加旅費及び土産代

後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、「自治体議員全国学習会」《社ク89番》（介護保険制度改革等の学習会、丙B3の1・2）の出席旅費6万9720円、「NPO 法人女性の安全と健康のための支援教育センター研修講座」《社ク90番》（丙B4の1～3）参加出席旅費11万4840円、「2005年度自治体財政分析講座」《社ク92番》（丙B5の1・2）出席旅費8万7680円、「大分県自治体政策調査研究協議会（宮崎・鹿児島研修）視察」（農業関係施設等の視察調

査，丙B7の1～6) 旅費38万3880円《社ク98番》，同視察先への手土産代1万1340円《社ク96番》，「2006年度地方財政セミナー」(政府予算と地方財政計画の分析を行うセミナー，丙B9の1・2) 出席旅費7万5780円《社ク100番》，「平成17年度大分県児童養護施設職員合同研修会」(少年犯罪や児童虐待等に関する研修会，甲B1〔301，302頁〕，丙B10の1・2) 参加費他1万1000円のうち原告らが違法であると主張する宿泊費・交流会費8000円《社ク101番》，「全国地方自治研究センター交流集会」(市町村合併後の町づくりに関する講演討論会，丙B11の1・2) 出席旅費3万5020円《社ク104番》は，いずれも調査研究に資する費用として本件用途基準に合致すると認められる。

また，「2005年度自治体議員団九プロ会議」出席旅費5万1720円《社ク94番》は，同会議において，総選挙や党勢拡大運動についての報告がされているものの，その報告ないし協議の対象の大半が，各県における現状等に充てられていること(丙B6の3〔2頁〕)からすれば，会派の調査研究活動の一環であると評価しうる。したがって，この支出は，本件用途基準に合致すると認める。

(エ) 会議費

丙B28〔6頁〕，証人内田〔59項〕，後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば，「会派検討会議(議員団会議)」(議員による調査研究結果の報告等，丙B12の1～12，B28〔1頁〕) 旅費計33万2000円《社ク105，107，108～113，115，117，121番》，第2・5・6回広報委員会会議(広報事業の実施計画や議員と語りあひつき開催について議論，丙B13の1～3) 出席旅費計9000円《社ク106，114，119番》，議員定数問題調査会会議(議員定数削減について議論，丙B15の1～3) 出席旅費4万500

0円《社ク116, 118番, 120》, 議員と語ろう in きつき (定例会の概要説明及び商店街振興等に関する事例発表, 丙B16の1~3) 出席旅費7000円《社ク124番》は, 社会通念上, 会派所属議員の会議であるか, 会派として所属議員の一部に出席を委ねたものであると認められるし, 各会議の議題が調査研究活動との関連性を有することに加えて, 旅費支給基準として準用している前記使途内規 a(a)が前記のとおり不合理とまではいえないこと等に照らせば, いずれも本件使途基準に合致すると認めるのが相当である。

しかし, 議会对策会議旅費計6万円《社ク122, 123番。丙B14》は, 会派が行った会議であることや, 調査研究活動との関連性を裏付ける証拠がなく, またこれについて積極的に補足する説明もなされていないから, 本件使途基準に合致しないものと認める。

【違法な支出6万円】

(オ) 資料作成費

a コピー代《社ク125~128, 130~133, 135~138番》

丙A2〔5頁〕, B1〔350頁等〕及び弁論の全趣旨によれば, コピー代計8万0259円は, 議員控室における活動に伴って県庁舎1階に設置されたコピー機を使用したことにより生じた費用であると認められるところ, 後援会事務所を兼ねて別途事務所を設けている議員がいることを考慮しても(証人内田〔103~105項〕), 社会通念上, 議員控室において専ら調査研究活動が行われていたとまで認めることはできず, これに反する証拠(丙B28〔6頁〕, 証人内田〔62項〕)は採用できない。そして, 普通地方公共団体の議会の議員の地位, 権限及び職務内容等に鑑みると, 上記議員控室が県政に関する調査研究活動に供される割合は2分の1と認めるのが相当である

から、上記支出額の2分の1の限度で調査研究に必要な経費に当たり、本件使途基準に合致すると認められる。

【違法な支出4万0129円】

b 農林統計協会費《社ク129番》

甲B3, 丙B28〔6頁〕, 証人内田〔60・61項〕及び弁論の全趣旨によれば、農林統計協会費として支出された1万5210円は、農林業に関する調査研究に資するものとして本件使途基準に合致する支出であると認められる。

c 手帳代《社ク134番》

手帳代3万7590円は、甲B1〔368頁〕によれば、県議会議員の用いる手帳1冊の購入費であると認められることや、用途及び購入部数に照らし、会派の調査研究に資するため必要な経費に当たるから、本件使途基準に合致すると認められる。

(カ) 資料購入費

a 書籍代

甲B1〔389, 408, 409, 463, 494, 495, 505頁〕, 丙B28〔6頁以下〕及び弁論の全趣旨によれば、「全国同和人権促進会」に振り込まれた5万2500円《社ク144番》は、人権政策に関する文献の購入費であって、会派の調査研究活動に資するものと認められるほか、「新日本法規追録差替」計3万2210円《社ク154, 206番》, 「大隈論文選」3セット計12600円《社ク185番》, 「村山富市」7冊計1万4000円のうち原告らが返還を求めている1万2000円《社ク211番》, 「広辞苑」7281円《社ク222番》の各購入費は、いずれも会派の調査研究活動に資するものとして本件使途基準に合致するものと認められる。上記のうち「新日本法規追録差替」については、領収書の宛先が議員である

「小野弘利」名であると認められるが（甲B1〔409, 495頁〕）、このことは上記認定を左右しない。また、「広辞苑」の購入は、請求書の日付（甲B1〔525頁〕）によれば、平成17年度中にされたものと認められる。なお、新日本法規追録差替のうち社ク154番は、甲B1〔409頁〕によれば、平成16年度の購入と認められるが、原告らはこの点の違法を主張をしていない。

b 新聞雑誌購読料

甲B1〔387頁等〕及び弁論の全趣旨によれば、「全国地方一般新聞」及び「雑誌ミックス」の購読料並びに議会開催時の一般紙の購読料計18万5500円《社ク143, 155, 161, 162, 168, 172, 176, 184, 192~194, 207, 213, 220, 224番》、「労働新聞」購読料1万円《社ク191番》、「週刊金曜日」購読料2000円《社ク223番》（3月分の新聞代は、支出原因が平成17年度であることが明らかであるほか、週刊金曜日についても、支出命令書添付書面の記載（甲B1〔528頁〕）や支出時期に照らし、同年度中の支出であると認められる。）は、いずれも調査研究活動に資するため必要な経費として本件用途基準に合致するものと認められる。原告らは、議会開催中の新聞購読は調査研究活動といえないと主張するが、直ちにそのようにはいえないし、また、労働新聞の購読は支持団体に対する寄付と主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。

(キ) 広報費《社ク225~232番》

丙B17の1~4及び弁論の全趣旨によれば、広報費計56万5962円は、いずれも会派の会報を印刷・送付するための費用であると認められるところ、同会報には議会総括や委員会総括のほか、議会における所属議員による一般質問や答弁等が記載されており、これによって会派

の議会活動や政策が明らかになっているものと認められるから、上記支出は、本件用途基準に合致すると認められる。

(ク) 事務費

a 算定基礎届事務手続費用《社ク253番》

甲B1〔576頁〕及び弁論の全趣旨によれば、算定基礎届事務手続費用として支出された500円は、議員控室で雇用した事務職員の算定基礎届に係る手続履践に要した交通費であると認められるところ、後記(ケ)のとおり、2分の1である250円の限度で本件用途基準に合致すると認められる。

【違法な支出250円】

b 切手代《社ク233, 236, 261, 263, 264, 268, 270, 273, 278, 279, 283~286, 308~310, 3.13番》

原告らが違法であると主張する切手代（上記各番号のもの。ただし、社ク278, 286番は、支出のうち2分の1のみを違法と主張する。）のうち、11月4日の切手10枚の購入《社ク286番》については、社会通念上、調査研究活動に当たって書類等の郵送の必要が生ずるものというべきであるから、会派の調査研究活動に係る経費と認められる。

一方、他の63万6015円の支出は、いずれも一度に50通を超える郵便物を発送するものであるか、多量の切手を購入するものであるから、調査研究活動との具体的な関連性が認められる必要がある。しかし、この点につき、内田は、県民への議会報告や広報に関する費用であると陳述書に記載するが（丙B28〔8頁〕）、上記(キ)のとおり、会報の送料は広報費として支出されており、他にいかなる報告や広報を行ったのかについて証拠がないことに照らし、たやすく採用し難い。

そして、他に会派の行う調査研究活動との関連性をうかがわせる証拠はないから、本件用途基準に合致しない支出であると認められる（なお、8月9日の切手の購入《社ク278番》については、原告らが返還を求める2分の1の限りで認める。）。

【違法な支出63万6015円】

- c 文具代，インク代，インターネット接続料，電話料金，書庫代，庁舎管理費《社ク238～241，245，246，248，249，254～257，265，269，271，275～277，289～292，296～298，301～305，311，312，314，315，318～320，324～328，330番》

文具代，インク代，インターネット接続料，電話料金，書庫代，庁舎管理費（なお，平成18年4月に支出されたもの《社ク326～328，330番》は，甲B1〔685，687，689，693頁〕によれば，いずれも平成17年度中の支出であると認められる。）は，社会通念上，社会県民クラブの所属議員等による活動に付随して支出されたものであると認められるものの，上記活動が専ら会派ないし会派から委託された調査研究活動であるとまで認めることはできない。もっとも，普通地方公共団体の議会の議員の地位，権限及び職務内容等に鑑みると，調査研究活動に供された割合は2分の1であると認めるのが相当である。したがって，上記支出額59万0323円の2分の1である29万5161.5円の限度で本件用途基準に合致すると認められる。

【違法な支出29万5161円】

- d デジタルカメラ購入費《社ク299番》

デジタルカメラ購入費14万0710円については，デジタルカメラが調査結果を保存し，これを報告するなどする際に利用しうること

に照らせば、調査研究に資するため必要な経費であると認められる。

したがって、上記支出は、本件用途基準に合致すると認める。

e ウェブサイト管理料《社ク247番》

ウェブサイト管理料12万円につき、被告及び社会県民クラブは、ウェブサイト上で議会報告等を行ったと主張し、これに副う証拠（丙B28〔8頁〕）もあるが、これを裏付ける的確な証拠はなく、たやすく採用できないうえ、他にウェブサイトの内容を認めるに足りる証拠はない。

したがって、上記支出は、本件用途基準に合致しないと認める。

【違法な支出12万円】

f デジタルカラー複合機購入費《社ク329番》

甲B1〔691頁〕及び弁論の全趣旨によれば、デジタルカラー複合機購入費用98万7735円（振込手数料を含む。）は、平成17年度中に納入されたものであり、かつ、社会県民クラブの議員控室で使用に供されたものであると認められるところ、前記のとおり議員控室が県政に関する調査研究活動に供される割合は2分の1であると認めるのが相当であるから、上記支出額の2分の1については政務調査費をもって充てることが許される。したがって、上記支出額の2分の1である49万3867.5円の限度で調査研究に必要な経費に当たり、本件用途基準に合致すると認められる。なお、原告らは、この購入が政務調査費を消化する目的であると主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。

【違法な支出49万3867円】

(ク) 人件費《社ク331～359番》

甲B1〔694頁以下〕及び弁論の全趣旨によれば、人件費計331万0708円（平成18年4月21日の社会保険料2万1508円《社

ク359番》については、同年3月分の支出であるから（甲B1〔776頁〕）、平成17年度中の支出原因があったというべきである。）は、社会県民クラブの議員控室において事務職員を雇用したことにより生じたものであると認められるところ、前記のとおり議員控室が県政に関する調査研究活動に供される割合は2分の1であると認めるのが相当であるから、上記支出額の2分の1については政務調査費をもって充てることが許される。したがって、上記支出額の2分の1である165万5354円の限度で調査研究に必要な経費に当たり、本件使用基準に合致すると認められる。

【違法な支出165万5354円】

(コ) 小括

以上によれば、社会県民クラブが政務調査費から支出した2126万7854円のうち、違法な支出額は合計636万8995円である。

ウ 新政みらいについて

(ア) 使用内規の定め

新政みらいは、本件使用基準に基づいて「大分県議会・新政みらい「県政務調査費」使用内規」（丙C1）を定めたことが認められる。その内容は大要次のとおりである。（丙C9，証人賀来〔29項以下〕，弁論の全趣旨）

a 議員活動費

(a) 調査研究活動費及び会議出席旅費

会派又は会派が認めた県政推進についての課題を調査研究するために要する経費（下記(b)(c)(d)を除く。）

(県内)

8キロメートル未満（片道移動距離。以下同じ。）	3000円
8～25キロメートル未満	5000円



25～50キロメートル未満	7000円
50～100キロメートル未満	1万0000円
100～150キロメートル未満	1万1000円
150～200キロメートル未満	1万2000円
用務の都合により宿泊する場合の宿泊料	1万3300円

(b) 資料作成費

会派又は会派が認めた政策推進に必要な資料の印刷代，原稿料，
写真現像焼付代及びコピー代 毎月1万円

(c) 資料購入費

会派又は会派が認めた政策推進に必要な図書，雑誌，新聞，ビデオテープ及びCD-ROMの購入代 毎月2万円

(d) 事務費

県政調査研究活動に必要な電話代，FAX代及びインターネット
使用料 毎月3万円

b 会派が直接使用する費用

(a) 共通費

会派が使用する消耗品，備品の購入代及び印刷費用（議会事務局
コピー代，新政みらい広報印刷費用）

(b) 研修費・会議費

会派が開催する研修会及び会議並びに県議会主催の56分勉強会
に必要な経費

c 経費は精算払いとする。

d その他必要な経費は会長（議員団長）が決定する。

(イ) 調査研究費《新政1～4，9～12，17～20，27～30，40～43，51～54，65～68，74～77，84～87，99～1

02, 110~113, 119~122番》

新政みらいは、各所属議員に対し、上記使途内規 a(a)の支給基準に従って、「調査研究活動費」として合計1013万8000円を支給したものである。

もともと、上記支給基準は、弁償条例に定める旅費に照らして不合理とまではいえないものの、「県内調査研究活動費請求・領収書」(甲C1〔3頁等])には各用務地での活動目的や内容等が一切記載されておらず、他に調査研究活動との関連性を裏付ける証拠がないうえ、これを補足する説明もないことからすれば、同請求・領収書記載の支出額すべてについて直ちに本件使途基準に合致するものであったと認めることはできない。

他方、上記「調査研究活動費」に対応する平成20年度当時の支出(所属議員の調査研究に伴って支出された「調査研究費」、「広報費」、「事務所費」及び「人件費」。なお、平成17年度当時の4名の議員のうち、県民クラブに参加しなかった高村議員の分を除いた者の分(証人賀来〔227, 228頁])である。)計543万4401円(丙C3~5)についてみると、まず、同年度に「調査研究費」として支出された264万0198円は、「政務調査費支払証明書(旅費用)」(丙C6〔1頁等])に記載された支出は、その支給基準が弁償条例(現行条例)の規定するところと同額の1キロメートル当たり37円とされているうえ、同証明書や領収書添付用紙、調査研究報告書(丙C6〔1~5頁], C7〔1~21頁], C8〔1~17頁])上認められる各用務地での活動内容に照らせば、すべて会派の調査研究に必要な費用であると認めることができる。また、丙C6~8によれば、「広報費」、「事務所費」及び「人件費」として政務調査費から支出された合計279万4203円(丙C3~5参照)についても、調査研究活動と無関係のもの

は見当たらないうえ、事務所費及び人件費については事務所の設置と事務職員の雇用によって生じた経費であることから議員の活動内容に照らして概ね2分の1の限度で政務調査費から支出されているものであって、前記のとおり、平成20年度の支出が謙抑的であったことなどに照らせば、いずれも調査研究に資するため必要な経費であると認められる。そうすると、平成20年度における上記支出の合計543万4401円の支出は適法である。

以上を前提として、平成17年度の支出の適法性を合理的に推認すれば、平成17年度に調査研究活動費として支出された1013万8000円は、543万4401円の3分の4である724万5868円の限度で本件用途基準に合致すると認められる。

【違法な支出289万2132円】

(ウ) 研修費

a 56分勉強会負担金《新政55, 56, 88, 123番》

前記ア(ア)aのとおり、56分勉強会は調査研究に資するものであると認められるから、負担金計4万8452円は本件用途基準に合致するものと認められる。

b 議会傍聴者弁当代《新政31, 57, 58, 124番》

丙C2の2〔3頁〕, C9〔6, 7頁〕, 証人賀来〔67～69, 127～136, 217項〕及び弁論の全趣旨によれば、議会の一般質問傍聴者の弁当代計10万2450円は、議会傍聴者から意見を聴取する機会における支出であると認められるから、会派の調査研究活動に資する経費であり、支出額も社会通念上相当な範囲内といえることができるから、本件用途基準に合致するものと認められる。

これに対して、原告らは、議会を傍聴した後援会等の支持者に対して弁当を振る舞っただけであり、調査研究活動との関連性はないと主

張するが、丙C2の2〔3頁〕、C9、証人賀来〔218、219項〕に照らし、議会傍聴者の大半が議員の後援会員であったとは認められず、他に上記主張事実を認めるに足りる証拠はないから、採用できない。

(エ) 会議費《新政13、21、32、44、59、78、89、103、114、125番》

「新政みらい会議」参加旅費22万9000円、「文教警察委員会行政視察」参加旅費5000円、「商工労働委員会行政視察」参加旅費3000円、「地方組織（機関）再編の説明会」旅費4万6000円、「議会広報委員会」参加旅費3000円、「平成18年度予算説明会」参加旅費3万6000円、「キヤノン造成費説明会」参加旅費1万8000円、「平成18年度予算（案）知事説明会」参加旅費1万8000円、「会派代表者会」参加旅費1万円は、新政みらいの用途内規a(a)に従って「会議出席旅費」として計上し、これを支出したことが認められるところ（甲C1〔21、35、54、76、98、132、150、174、191、192、211頁〕、証人賀来〔168、214～216項〕、弁論の全趣旨）、前記のとおり当該支給基準は不合理とまではいえないうえ、これらの会議の内容は、会派の行う調査研究活動との関連性を有していると認められる。

以上からすれば、会議費として支出された合計36万8000円は、すべて本件用途基準に合致すると認められる（なお、これらのうち「新政みらい会議」を除くものは、いずれも本件用途基準にいう会議費に当たるとはいい難いが、会派の調査研究活動に関連する以上、上記判断を左右しない。）。

(オ) 資料作成費

a 各所属議員に対する「資料作成費」定額支給分《新政5、14、2

2, 33, 45, 60, 69, 79, 90, 104, 115, 126
番》

丙C9及び弁論の全趣旨によれば、新政みらいは、上記用途内規a(b)に基づき、各所属議員に対し、「資料作成費」の名目で議員一人当たり月額1万円の資料作成費を支給していたことが認められる。

もっとも、事務手続の煩雑化を避けるため、一律支給制を採ったことには合理性があるとしても、上記支給額が実額を上回るものでないと認めるに足りる的確な証拠はないから、直ちに全額を本件用途基準に合致すると認めることはできない。

他方、前記と同様に、平成20年度において適法と認められる支出額をもって、平成17年度に要した実額を合理的に推認できるというべきところ、同年度に新政みらいに所属していた議員につき、平成20年度に「資料作成費」名目で支出された政務調査費は合計3万5541円であり（丙C3～5）、これは視察等の際撮影した写真の現像代等であって（丙C6〔56～63頁〕、C7〔22頁〕）、いずれも調査研究に資するため必要な経費であると認められる（平成17年度の支出について一律支給のほか会派支出分もあることから、個人支出分を比較すれば足りるというべきである。）。

以上によれば平成17年度における議員の「資料作成費」の支出合計48万円は、3万5541円の3分の4である4万7388円の限度で本件用途基準に合致すると認めるべきである。

【違法な支出43万2612円】

b コピー代及びコピー用紙代《新政6, 23, 34, 46, 61, 70, 92, 93, 105, 106, 116, 127, 128番》

丙C9〔8頁〕及び弁論の全趣旨によれば、コピー代計4187円及びコピー用紙代246円（丙C9〔8頁〕によれば、原告らが支出

内容が不明と主張する246円《新政105番》は、コピー用紙代であると認められる。)は、いずれも県議会の議員控室での活動に付随して生じた費用であると認められるところ、同議員控室で専ら調査研究活動のみが行われていたとまでは認められず、社会通念上、一般の議員活動等も行われていたと認められるから、全額を本件用途基準に合致するものと認めることはできない。

もつとも、議員の権限及び職務の性質・内容等からすれば、社会通念上2分の1の限度で調査研究活動に資する支出であったということが出来るから、上記支出額の2分の1の限度で本件用途基準に合致するものと認められる。

【違法な支出2216円】

- c 北欧視察旅行に関する写真代・報告書印刷代《新政80, 81, 91番》

北欧視察旅行の写真現像代や報告書印刷代として支出された12万1906円は、県議会の視察研修として、新政みらい及び県政クラブの所属議員全員(計7名)が、スウェーデン等の福祉や農業施策等を視察してきた北欧視察旅行の際に撮影された写真の現像費用や、他の議員ないし県民に配布し、報告会を開くための報告書の印刷費用であると認められるところ(丙C2の3〔2頁〕, C9〔8頁〕, D8, D14〔5頁〕, 証人賀来〔90~93, 157~164項〕, 証人梶原〔187~201項〕), 上記の視察内容及び支出目的に照らせば、福祉や農業等に関する県政について会派が調査研究するのに資するものということが出来るから、本件用途基準に合致すると認めるのが相当である。

(カ) 資料購入費

- a 各所属議員に対する「資料購入費」定額支給分《新政7, 15, 2

4, 35, 47, 62, 71, 82, 94, 107, 117, 129
番》

丙C9及び弁論の全趣旨によれば、新政みらいは、各所属議員に対し、前記使途内規a(c)に基づき、「資料購入費」として議員一人当たり月額2万円を支給していたことが認められるところ、これが実額を上回らないことを認めるに足りる証拠はない。

他方、平成17年度に新政みらいに所属していた議員につき、平成20年度において「資料購入費」として政務調査費から支出されたのは計6万5124円であるうえ（丙C3～5）、この支出はいずれも領収証に基づき実費支給されたものであり、かつ、各議員により購入された資料は新聞や書籍であって、それぞれが会派の調査研究活動と無関係であるとまでは認め難いことに照らせば、すべて調査研究に必要な経費であると認められる。

そうすると、平成17年度の支出額合計96万円は、6万5124円の3分の4の限りで本件使途基準に合致すると認められる。

【違法な支出87万3168円】

b 「平成17年度定例県議会用新聞」購読料《新政48, 95, 96, 131番》

弁論の全趣旨によれば、平成17年度定例県議会用に全国地方一般紙を購入し、その購読料として2万4830円を支出したことが認められるところ、一般紙の通常の内容に照らし、会派の調査研究活動に必要な経費であるということが出来るから、上記支出は、本件使途基準に合致するものと認められる。

c 書籍代《新政130番》

原告らは、「村山富市」4冊の購入費8000円のうち、3冊分6000円が違法な支出であると主張するが、新政みらいの議員が当時

4名であったこと等を考慮すれば、社会通念上相当といえる範囲内であり、会派の調査研究活動に必要な経費ということが出来るから、本件用途基準に合致すると認められる。

(キ) 広報費《新政36, 37, 72, 97, 132番》

「新政みらい会報」印刷代56万7150円については、同会報が定例県議会報告や視察調査の結果等を記載したものであると認められること（丙C2の1～4）からすれば、これによって県民に県政に関する情報を提供することでこれに対する意見要望を聴取する目的を有すると認められるから、会派の調査研究活動に必要な経費として本件用途基準に合致するものと認めるのが相当である。

(ク) 事務費

a 各所属議員に対する「事務費」定額支給分《新政8, 16, 25, 38, 49, 63, 73, 83, 98, 108, 118, 133番》

前記前提事実等(3)イ及び弁論の全趣旨によれば、新政みらいは、各所属議員に対し、前記用途内規a(d)に基づいて議員1人当たり月額3万円を事務費として支給していたことが認められるものの、上記支給額が実額を上回るものでないことを認めるに足りる証拠はないから、直ちに全額について本件用途基準に合致すると認めることはできない。

もっとも、平成17年度に新政みらいに所属していた議員につき、平成20年度に事務費として政務調査費から支出されたのは計40万0505円であるところ（丙C3～5）、これらは、いずれも領収証に基づいて支出されているうえ、調査研究以外の目的で生じた経費を含むといえるものについて、活動内容等に照らし2分の1の限度で政務調査費から支出されていることが認められるから（丙C6〔128～219頁〕、C7〔57～60頁〕）、すべて会派の調査研究に必要な経費であると認められる。

そうすると、平成17年度において議員の「事務費」として支出された合計144万円は、40万0505円の3分の4の限度で本件使用基準に合致するものと認めるのが相当である。

【違法な支出90万5993円】

b コーヒー代《新政26, 39, 50, 64, 109番》

甲C1〔43, 44, 68, 85, 105, 183頁〕, C9〔9頁〕によれば、コーヒー代1万3506円は、県議会内にある議員控室において、県民らが来訪した際に提供されたコーヒーの費用であると認められるところ、このような機会に照らせば、会派の行う調査研究活動に当たって提供されたものであり、社会通念上相当な額の支出であるといえることができる。したがって、この支出は、本件使用基準に合致するものと認めるのが相当である。

(ウ) 小括

以上によれば、新政みらいが政務調査費から支出した1427万6727円のうち、違法な支出額は合計510万6121円である。

エ 県政クラブについて

(ア) 使用内規の定め

県政クラブは、本件使用基準に基づいて「大分県議会県政クラブ「県政務調査費」使用内規」(丙D1)を定めたことが認められる。その内容は、大要次のとおりである。(丙D14, 証人梶原〔20項以下〕, 弁論の全趣旨)

a 議員活動費

(a) 調査研究活動費及び会議出席旅費

会派又は会派が認めた政策推進についての課題を調査研究するために要する経費(下記(b)(c)(d)を除く。)

(県内)

8キロメートル未満（片道移動距離。以下同じ。）	3000円
8～25キロメートル未満	5000円
25～50キロメートル未満	7000円
50～100キロメートル未満	1万0000円
100～150キロメートル未満	1万1000円
150～200キロメートル未満	1万2000円

（県外）

県の旅費規程により計算した額

(b) 資料作成費

会派又は会派が認めた政策推進に必要な資料の印刷代，原稿料，
写真現像焼付代及びコピー代 毎月1万円

(c) 資料購入費

会派又は会派が認めた政策推進に必要な図書，雑誌，新聞，ビデオテープ及びCD-ROM購入代 毎月2万円

(d) 事務費

県政調査研究活動に必要な電話代，FAX代及びインターネット
使用料 毎月3万円

b 会派が直接使用する費用

(a) 共通費

- ① 会派が使用する消耗品，備品の購入代，印刷費用
- ② 会派の事務所の維持に必要な庁舎使用料，光熱水費

(b) 研修費，会議費

会派が開催する研修及び会議に必要な経費

- ① 56分勉強会 必要な額
- ② その他の研修，会議 必要な額

c 経費は精算払いとする。

d その他必要な経費は会長（議員団長）が決定する。

(イ) 調査研究費《県ク1～3, 12～14, 20～22, 32～34, 51～53, 61～63, 71～73, 83～85, 96～98, 114～116, 123～125, 136～138番》

前記前提事実等(3)イ及び弁論の全趣旨によれば、県政クラブは、上記使途内規 a(a)の支給基準に従って、「調査研究活動費」として合計497万9000円を政務調査費から支出したことが認められる。

もともと、上記支給基準は、弁償条例に定める旅費支給基準に照らして不合理とまではいえないものの、「調査研究旅費請求・領収書」（甲D1〔3頁等〕）には各用務地での活動目的や内容等が一切記載されておらず、他に調査研究活動との関連性を裏付ける証拠がないうえ、その説明もないことからすれば、同請求・領収書記載の支出額すべてについて直ちに本件使途基準に合致するものであったと認めることはできない。

他方、上記「調査研究活動費」に対応する平成20年度の支出（平成17年度の所属議員3人のうち県民クラブに加入した2名分の調査研究に伴う「調査研究費」、「事務所費」及び「人件費」がこれに当たると認められる。）についてみると、まず、同年度に「調査研究費」として支出された合計56万8102円（丙D10）については、支給基準が大分県議会議員の報酬及び費用条例（現行条例）と同額の1キロメートル当たり37円であることに加え、「政務調査費支払証明書（旅費用）」や領収書の記載（丙D13〔1～26頁〕）上認められる各用務地での活動内容に照らせば、いずれも会派の調査研究に必要な経費であると認めることができる。また、「事務所費」及び「人件費」として政務調査費から支出された計206万9864円（丙D9（受付印のある差替え後のもの。以下同じ。）、D10）についても、事務所の設置と事務職員の雇用によって生じた経費を議員の活動内容に照らして2分の1の限度で

政務調査費から支出されているものであって、会派の調査研究に必要な経費であると認められる。そうすると、平成20年度における上記支出の合計263万7966円の支出は適法である。

以上によれば、平成17年度に調査研究旅費として支出された497万9000円は、263万7966円の2分の3の限度で本件使途基準に合致すると認められる。

【違法な支出102万2051円】

(ウ) 研修費

a 旅費《県ク4, 126～128番》

日田市への会派視察研修旅費10万7900円は、日田市と合併した地域の実情視察のために要した費用であり（丙D3の2〔3頁〕、証人梶原〔48～52, 253項〕）、日田市及び福岡県への研修費8万9020円は、バイオマス発電事業等の視察調査に使用された費用であるから（甲D1〔205頁〕、丙D3の5〔3頁〕、証人梶原〔53～55, 255項〕）、いずれも会派の調査研究活動のための支出であると認められる。この点に関し、原告らは、議員らが利用したグリーン車の料金は出費の必要性に欠けると主張するが、一般に議員の鉄道賃については特別車両料金が含まれること（弁償条例8条1項、現行の職員等の旅費に関する条例16条1項4号）に照らし、採用できない。

したがって、上記支出は、すべて本件使途基準に合致すると認める。

b 土産代、食事代、弁当代《県ク35, 54, 139番》

甲D1〔59, 86頁〕、丙D14〔4頁〕及び弁論の全趣旨によれば、平成17年7月17日に支出された6700円《県ク35番》は、豊後大野地区の椎茸栽培等の視察研修の際、土産代として支出されたものであり、講師を含む5名分の食事代2万0800円《県ク5

4番》は、上記視察研修の際に支出されたものであると認められるところ、上記研修が会派の調査研究活動であるといえ、かつ、支出額も社会通念上相当といえる範囲内であることに照らせば、本件使途基準に合致するものと認められる。

また、丙D14〔4頁〕、証人梶原〔64～66頁〕及び弁論の全趣旨によれば、議会傍聴者の弁当代2万8000円《県ク139番》は、議会傍聴会が県民の意見聴取の機会となることから、調査研究活動の一環ということができ、支出額も社会通念上相当といえることから、本件使途基準に合致するものと認められる。

c 56分勉強会負担金《県ク64, 65, 99, 140番》

前記ア(ア)aのとおり、56分勉強会は調査研究に資するものであると認められるから、負担金合計3万6339円は本件使途基準に合致するものと認められる。

(エ) 会議費《県ク23, 36, 37, 74, 86, 100, 117番》

「県政を語る会」の参加費用5万7000円は上記使途内規a(a)を準用して支出されたと認められるところ(丙D14〔4頁〕)、上記支給基準が不合理とまではいえないこと、県政を語る会は県民に県政の状況を報告するとともに意見要望を聴取し、会派が政策立案の参考とする目的でなされる調査研究活動であると認められること(証人梶原〔68項〕、弁論の全趣旨)等からすれば、本件使途基準に合致する支出であると認められる。

また、議会傍聴会の弁当代1万4000円については、前記のとおり、議会傍聴会が会派の調査研究活動との関連性を有することに鑑みれば、その必要経費として相当であり、本件使途基準に合致するものと認められる。

(オ) 資料作成費

- a 各所属議員に対する「資料作成費」定額支給分《県ク5, 15, 24, 38, 55, 66, 75, 87, 101, 118, 129, 141番》

前記前提事実等(3)イ及び弁論の全趣旨によれば、県政クラブは、上記使途内規 a(b)のとおり、各所属議員に対する「資料作成費」手当として、議員一人当たり月額1万円ずつを支給していたことが認められるところ、上記支給額が実額を上回らないと認めるに足りる的確な証拠がないことからすれば、直ちにこれをすべて本件使途基準に合致するものとして認めることはできない。

他方、平成17年度に県政クラブに所属していた議員につき平成20年度において資料作成費として政務調査費から支出されたのは2万5876円であるところ(丙D9, 10)、この支出は、いずれも実額支給されたものであり、かつ、会派の行う調査研究活動と無関係とまでは認め難いこと(一部については2分の1の按分がされている。)に照らせば、すべて適法な支出であると認められる。

そうすると、平成17年度の各所属議員に対して資料作成費として定額支給された計36万円は、2万5876円の2分の3の限度で本件使途基準に合致するものと認められる。

【違法な支出32万1186円】

- b 海外視察報告書印刷代《県ク102番》

海外視察報告書印刷費用6万3000円は、前記ウ(オ)cにおいて認定説示したところと同様に、会派による県政の調査研究に資するものとして本件使途基準に合致するものと認められる。

(カ) 資料購入費

- a 各議員に対する「資料購入費」定額支給分《県ク6, 16, 25, 39, 56, 67, 76, 88, 104, 119, 130, 142

番》

前記前提事実等(3)イ及び弁論の全趣旨によれば、県政クラブは、上記使途内規 a(c)に従って、各議員に対し、「資料購入費」として、議員1人当たり月額2万円を支給していたことが認められる。

もつとも、一律支給とすること自体に合理性があるとしても、上記支給額が実額を上回らなかったことを認めるに足りる的確な証拠はないから、直ちにこれをすべて本件使途基準に合致するものとして認めることはできない。

他方、平成17年度に県政クラブに所属していた議員につき、平成20年度において資料購入費として政務調査費から支出されたのは18万7709円であるところ(丙D9, 10)、この支出はいずれも実額支給されたものであり、かつ、会派の行う調査研究活動と無関係とまでは認め難いこと(丙D12〔1～15頁〕、D13〔37～60頁〕)に照らせば、すべて適法な支出である。

そうすると、平成17年度に各議員に対して資料購入費として定額支給された計72万円は、18万7709円の2分の3の限度で、本件使途基準に合致するものと認められる。

【違法な支出43万8436円】

b 書籍代《県ク17番》

5月17日に「本代」名目で支出された2800円(甲D1〔28頁〕)につき、証人梶原は、会派として必要な物と証言する(証人梶原〔85, 86項〕。控室用資料と陳述書には記載している(丙D14〔5頁〕)。)が、会派の行う調査研究活動との関連性は明らかでなく、他にこれをうかがわせる証拠はないから、本件使途基準に合致するものとは認められない。

【違法な支出2800円】

c 会派控室備品代《県ク103番》

甲D1〔167頁〕、丙D14〔5頁〕、証人梶原〔202～207項〕及び弁論の全趣旨によれば、会派控室備品代5980円は、県政クラブの議員控室において使用するコピー用紙その他事務用品の購入費であることが認められるが、同議員控室で専ら調査研究活動しか行われていなかったとまでは認められず、議員活動等も行われていたと認められるから、全額を本件用途基準に合致するものと考えすることはできない。

もつとも、議員の権限及び職務の性質・内容等からすれば、2分の1の限度で本件用途基準に合致するものというべきである。

したがって、上記支出額の2分の1である2990円の限度で本件用途基準に合致すると認められる（なお、原告らは、別紙支出一覧表においては5980円全額の返還を求めているが、その後、うち2分の1につき、政務調査費から支出することが違法でないとして自認するに至った（平成22年8月30日付け第22準備書面〔21頁〕参照。）。）。

【違法な支出2990円】

(キ) 広報費

a 会報発行費用《県ク7～10, 26, 40～44, 57, 77～80, 90, 105～108, 131, 144番》

会報印刷代として原告らが自認する96万4990円の支出《県ク8～10, 40～44, 77～80, 105～108番》、甲D1〔12～15頁〕によれば会報印刷代であると認められる5万8800円の支出《県ク7番》及び5000円の支出《県ク57番》については、発行された会報の内容（甲D1〔13, 71, 129, 174頁〕、丙D3の1～5）に照らせば、会派の政策等を県民に広報し、

意見聴取等を行うためのものであると認められるから、本件用途基準に合致すると認められる。この点に関し、領収証の宛名が議員個人名（甲D1〔15頁等〕）や後援会事務所（同14頁等）となっていることは、上記判断を左右しない。

これに対し、平成17年6月6日の5万7750円《県ク26番》、同年11月19日（実際は8月16日）の4万9350円《県ク90番》、平成18年2月23日の13万6500円《県ク131番》及び同年3月31日の8万1000円《県ク144番》の各支出（合計32万4600円）については、甲D1〔45, 46, 145, 146, 218, 219, 240, 241頁〕によれば、何らかの印刷費であると認められるものの、上記会報印刷に係る印刷業者（甲D1〔14, 15頁等〕）と異なることなどに照らせば、会報発行費用とは認められないうえ、他に会派の調査研究活動に関連するとうかがわれる的確な証拠はない。したがって、これらの費用の支出は本件用途基準に合致しないものと認める。

【違法な支出32万4600円】

b 郵便料金等《県ク18, 58, 68, 89, 120番》

会報発送郵便料金であると原告らが自認する5万3704円《県ク18番》、会報発行時期（平成17年7月20日付け（丙D3の2）及び平成18年1月1日付け（丙D3の4））や支出事由（甲D1〔93, 110頁〕）に照らして、上記郵便料金であると認められる平成17年7月22日付けの2万7040円の支出《県ク58番》、同月21日付けの5万9535円の支出《県ク68番》及び平成18年1月1日付けの20万3252円の支出《県ク120番》については、上記のとおり会報の発行が会派の調査研究活動に資するものであるから、その経費である郵送料についても本件用途基準に合致すると

認める。

これに対して、平成17年7月20日の2万5000円の支出《県ク89番》は、葉書代であると認められるところ（甲D1〔146頁〕）、その使途が明らかでないとして証人梶原は証言しており（証人梶原〔218項〕）、他に会派の調査研究活動との関連性がうかがえる証拠がないことからすれば、本件使途基準に合致しないものと認める。

【違法な支出2万5000円】

(ク) 事務費

- a 各議員に対する事務費定額支給分《県ク11, 19, 27, 45, 60, 69, 81, 95, 109, 122, 135, 147番》

前記前提事実等(3)イ、丙D14及び弁論の全趣旨によれば、県政クラブは各議員に政務調査を委託したことにより生じる事務費用として、上記使途内規a(d)のとおり、議員1人当たり月額3万円を支給していたことが認められるところ、一律支給自体は事務手続の負担を軽減するために合理的であるとしても、これが実額を上回るものでないかどうかは必ずしも明らかではなく、むしろ平成20年度の支出（丙D9, 10, 12, 13）と対比すれば、平成17年度当時の月額3万円の支給は、実額を上回っていたことがうかがわれるから、全額が本件使途基準に合致すると認めることはできない。

もつとも、平成17年度に県政クラブに所属していた議員につき、平成20年度に事務費として政務調査費から支出されたのは71万2032円であるところ、これらはいずれも、領収証等に基づいて実額が支給されているうえ、会派の調査研究目的以外の目的で生じた経費を含むといえるものについてはほとんどにつき2分の1の限度で政務調査費から支出されていることから（丙D12〔39～87頁〕、D13〔98～180頁〕）、会派の調査研究活動に必要な経費であると

認めるのが相当である。

そうすると、平成17年度に事務費として定額支給された計108万円は、71万2032円の2分の3の限度で本件用途基準に合致するものと認められる。

【違法な支出1万1952円】

b コピー代等

コピー代計3390円《県ク28, 31, 48, 59, 94, 121, 133, 145番》は、甲D1〔50, 52, 77, 95頁等〕上記のある費目に照らして、インターネット接続料4万5360円《県ク29番》、事務用品2441円《県ク30番》、プリンタ用インク4610円《県ク50番》、コピー用紙代計1万2810円《県ク82, 110番。なお、《県ク110番》については、弁論の全趣旨に照らし、コピー等のための用紙代であると認める。》、及びプリンタカートリッジ代3150円《県ク113番》(計7万1761円)については、各領収書の宛名の記載や弁論の全趣旨に照らし、いずれも県政クラブの議員控室における活動に付随して生じたものであると認められるところ、その活動内容等に照らし、2分の1の限度で会派の調査研究活動のために必要な経費に当たると認めるのが相当であるから、上記各支出は、2分の1の限度で本件用途基準に合致すると認められる。

【違法な支出3万5880円】

c 新聞購読料《県ク46, 111, 112, 146番》

定例会用の全国地方一般紙の購読料計2万4830円は、上記における通常の記事内容に照らし、会派による県政の調査研究に資するため必要な経費であるといえるから、本件用途基準に合致すると認められる。

d 雑誌・書籍購入費《県ク70, 132番》

平成17年9月22日の5万5735円の支出は、自治体情報誌であるイマジン出版社発行の「デューファイル」を購入した費用であり、平成18年2月7日の8万8200円の支出は、日本経済新聞社発行の「日経グローバル」を購入した費用であると認められるところ（丙D14〔6頁〕）、これらは、その雑誌名等に照らし、いずれも会派の調査研究活動に必要な経費として本件用途基準に合致する支出であると認められる。

e 写真代《県ク91～93番》

平成17年11月2日及び19日に支出された計2万7805円は、甲D1〔147, 148頁〕及び弁論の全趣旨によれば、会派研修会写真代として支出されたと認められるから、この写真が会派の調査研究活動と無関係であるとまでは認められない。したがって、これらの支出は、本件用途基準に合致するものと認めるのが相当である。

f 日付もただし書もない領収証《県ク134番》

日付もただし書もない大分事務器株式会社作成に係る領収証による987円の支出（甲D1〔222頁〕）については、パソコンのインクを購入した費用であると認められる（弁論の全趣旨（県政クラブ平成21年4月13日付け第1準備書面〔41頁〕）。したがって、この支出は、前記コピー代等と同様に2分の1の限度で本件用途基準に合致するものと認めるのが相当である。

【違法な支出493円】

g コーヒー代《県ク47番》

甲D1〔76頁〕及び丙D14〔6頁〕によれば、コーヒー代1575円は、県議会内における市民相談や会派の会議の際に提供されたコーヒー代であると認められるから、会派の行う調査研究活動に当た



って提供されたものということができ、かつ、社会通念上相当といえる範囲内の支出であるということが出来る。したがって、この支出は、本件使途基準に合致するものと認めるのが相当である。

h その他の事務費からの支出《県ク49番》

平成17年7月に事務費として支出されたもののうち1796円分については、支出命令書上、会派控室用新聞代他として支出された7488円のうち一部であると認められるものの(甲D1〔74頁〕)、これにつき被告及び県政クラブからの具体的な説明はないうえ、この支出原因をうかがわせる証拠もないから、本件使途基準に合致しない支出と認めるべきである。

【違法な支出1796円】

(ク) 小括

以上によれば、県政クラブが政務調査費から支出した956万7039円のうち、違法な支出額は合計218万7184円である。

オ 自由民主党について

(この項においては、証拠の枝番号を省略して表記することがある。)

(ア) 使途内規

自由民主党は、本件使途基準に基づいて「大分県自由民主党県政調査会 使途基準に基づく内規」を定めたことが認められる。その内容は主要次のとおりである。(丙E51, 弁論の全趣旨)

a 議員活動費

(a) 調査研究活動費

① 旅費

会派又は会派が認めた県政推進についての課題を調査研究するために要する経費(下記②③(b)(c)を除く。)

(県内)

8キロメートル未満（片道移動距離。以下同じ。）	3000円
8～25キロメートル未満	5000円
25～50キロメートル未満	7000円
50～100キロメートル未満	1万0000円
100～150キロメートル未満	1万1000円
150～200キロメートル未満	1万2000円
用務の都合により宿泊を要する場合の宿泊費	1万2300円

（県外）

県の旅費規程により計算した額

② 管理費

各選挙区内の調査研究のため、「自由民主党県政調査会出張所」を設置することにより生じる管理費

上限毎月2万9000円

③ 通信費

調査研究活動に必要な電話代，FAX，インターネット使用料

上限毎月3万円

(b) 資料作成費

会派又は会派が認めた政策推進に必要な資料の印刷代，原稿料，写真現像焼付代及びコピー代

上限毎月2万1000円

(c) 資料購入費

会派又は会派が認めた県政推進に必要な図書，雑誌，新聞購入代，ビデオテープ代及びCD-ROM代

上限毎月3万円

b 会派が直接使用する費用

(a) 研修費・会議費

56分勉強会その他の研修・会議等，会派が開催する研修及び会議に必要な経費

(b) 事務費

消耗品・備品の購入代，印刷費及び庁舎使用料等，会派の事務所維持に必要な経費

(c) 人件費

給料及び社会保険料等，会派が雇用する職員の人件費，必要な経費

c その他必要な経費は会長が決定する。

(イ) 調査研究費

a 調査研究活動費《自民20～47，204～231，299～327，373～401，553～555，557～580，591～618，713～715，717～740，802～804，806～829，927～953，1088～1114，1188～1214番》

前記前提事実等(3)イ及び弁論の全趣旨によれば，自由民主党は，各所属議員に対し，上記使途内規 a(a)に従って，「調査研究活動費」として計6098万2000円を支給したことが認められる。

もっとも，上記使途内規における旅費の支給基準が不合理とまでは認められないものの，「調査研究旅費請求書」（丙E4の13の4の1等）には各用務地での活動目的や内容等が一切記載されておらず，他に政務調査との関連性を裏付ける資料がないうえ，これを補足する説明もないこと等からすれば，同請求書記載の支出額すべてについて直ちに本件使途基準に合致するものと認めることはできない。

他方，平成20年度の支出のうち，上記「調査研究活動費」に対応するものについてみると，同年度に「調査研究費」として支出されたと認められる支出は，その支給基準が弁償条例（現行条例）の規定するところと同額の1キロメートル当たり37円とされているうえ，

「調査旅費支払証明書」上認められる各用務地での活動内容には、会派としての調査研究活動と無関係であると認めるに足りるものは見当たらないから（丙E24～43，田中議員についていえば具体的にはE36〔11頁等〕，48の2〔2頁〕），すべて会派の調査研究に必要な経費であると認めることができる。また，その他「会議費」及び「広報費」等についても，会派の調査研究活動と無関係であると認められる支出は見当たらない。うえ，「事務費」，「事務所費」及び「人件費」等の経費は，ほとんどがその活動内容に照らし2分の1ないし3分の1で按分されているか，按分された額以下の額のみが政務調査費から支出されていると認められるから，上記「調査研究費」等の支出額合計2571万0241円は，概ね調査研究に資するために必要な経費として適法であると認められる。

そして，上記の金額は議員20人の6か月間分の支出額であるところ，議員1人当たりの1か月分の支出額21万4252.008・・・円に平成17年当時の年間のべ議員数（303人）を乗じると，6491万8358.524・・・円となり，これに加えて，前記のとおり，平成20年度の政務調査費の支出が，一般に平成17年度よりも謙抑的になっていることなども合わせ考慮すると，平成17年度に「調査研究活動費」として支出された合計6098万2000円は，すべて本件用途基準に合致するものと認めるのが相当である。

b 県外視察調査出席旅費

1期議員県外視察調査旅費（タクシー代を含む。）計39万8770円《自民1031～1036，1169番》はトヨタ自動車工場及びシャープ亀山工場の視察のため（丙E13の8），2期議員県外視察調査旅費（タクシー代及び写真現像代を含む。）計66万7187円《自民1071～1078，1170，1172番》は私立美術館

及び大仁農場等の視察のため（丙E13の11，証人田中〔第19回の68～78項〕），3・4・5期議員県外視察調査旅費（タクシー代を含む。）計54万4982円《自民1017～1023，1026番》はいわゆる三位一体改革に関する勉強会及び過疎債で建設された茨城県竜神大吊橋の視察のため（丙E13の1），3期議員と文部科学省との協議・研修旅費計13万6380円《自民1029，1030番》は教育基本法の改正に関する協議のため（丙E13の7）にそれぞれ支出されたことが認められるところ，これらはいずれも会派による県政の調査研究活動に必要な経費というべきであるから，すべて本件用途基準に合致するものと認めるのが相当である。

これに対して，原告らは，2期議員県外視察の訪問先がいずれも特定の宗教団体であるMOA財団の関係施設であることから調査研究活動ではないと主張するが，採用の限りでない。

したがって，県外議員視察調査の経費としてなされた上記各支出は，いずれも本件用途基準に合致する支出であると認められる。

(ウ) 研修費

a 56分勉強会負担金《自民259，496，799，1180番》

前記ア(ア)aのとおり，56分勉強会は調査研究に資するものであると認められるため，負担金33万5874円は本件用途基準に合致するものと認められる。

b その他の研修費《自民675，1079，1171番》

自由民主党は，第5回都道府県議会議員研究交流会負担金6420円《自民675番》について，各地方議会の議員による講演や意見交換会の開催に要した費用であると主張するが，いかなる内容の講演や意見交換会であったのかをうかがわせる証拠はなく，これが会派の調査研究活動に必要な経費ということはできないから，本件用途基準に

合致しないと認められる。

【違法な支出6420円】

また、皇室典範勉強会の講師謝礼、同交通費及び会場代計22万9693円《自民1079, 1171番》は、勉強会の内容（丙E13の10, 14の3）に照らしても、直ちに県政の調査研究に資するとまでは認め難いから、本件用途基準に合致しないと認められる。

【違法な支出22万9693円】

(エ) 会議費

「会派議員総会」出席旅費19万6000円《自民107～119, 122～130, 133～136番》（丙E5の1（なお、自民136番は、請求印と領収印がないが、荒金信生議員に対する支給と認める。)), 平成17年6月8日の「地方行政機関の再編に係る説明会」出席旅費16万7000円《自民236～256番》（丙E6の3）、同年8月10日の「地方機関の統廃合についての説明会」出席旅費21万9000円《自民460～487番》（丙E8の3）、「平成18年度国政予算等に関する友好団体との意見交換会」出席旅費37万7000円《自民684～687, 689～705, 707, 709～711番》（丙E10の8）、「平成18年度県政予算要求状況の説明会」出席旅費18万1000円《自民898～901, 903～908, 910, 911, 913～921, 923～925番》（丙E12の5）、「平成18年度予算要望の説明会」出席旅費及び「議員総会」出席旅費35万1000円《自民1037～1050, 1052～1063番》（丙E13の9の2の1～3, 13の9の3～7）、「議員定数問題調査会」14万8000円《自民1064～1070番》（丙E13の9の8～14）は、各会議への出席に際し、上記用途内規a(a)①に定める旅費の支給基準を準用して支出されたものと認められるところ（弁論の全趣旨）、

前記のとおり上記支給基準が不合理とまではいえないこと、前掲証拠に照らし、いずれの会議も会派による県政に関する調査研究活動であるといえることからすれば、いずれも本件用途基準に合致すると認められる。

(オ) 資料作成費

- a 各議員に対する資料作成費定額支給分《自民76～103, 176～203, 328～356, 402～429, 525～527, 529～552, 647～649, 651～674, 741～743, 745～768, 830～856, 954～980, 1115～1141, 1215～1241番》

前記前提事実等(3)イ及び弁論の全趣旨によれば、自由民主党は、各所属議員に対し、上記用途内規 a (b) に基づき、「資料作成費」として月額2万1000円（計634万2000円）を支給したと認められる。

もっとも、事務量を軽減するために一律支給とすることには合理性が認められるとしても、上記用途内規に定められた支給月額が実額を上回るものでない相当な金額であると認めるに足りる的確な証拠はないし、これを超えた場合に精算がなされた形跡もないことからすると、直ちに全額の支出が本件用途基準に合致すると認めることはできない。

他方、平成20年度の議員の調査研究に伴って支出された「資料作成費」についてみるに、丙E24～43及び弁論の全趣旨によれば、領収書等に基づく実額支給がなされているうえ、会派による調査研究活動と関連性がないとまで認めるに足りないことからすれば、上記「資料作成費」として支出された17万3594円は適法である。そして、上記の金額は、議員20人の6か月分の支出額であるから、議員1人当たりの適法な支出額は、1か月1446.6166・・・円となり、これに平成17年当時の年間のべ議員数（302人）を乗じ

ると、合計43万6878.233・・・円となる。

そうすると、平成17年度に支出された634万2000円は、43万6878.233・・・円の限りで本件用途基準に合致すると認められる。

【違法な支出590万5121円】

- b コピー代《自民18,138,260,364,458,583,676,800,926,1027,1173,1269番》

コピー代計11万1458円（資料購入費に計上されている5月分4993円《自民138番》、事務費に計上されている6月分2835円《自民260番》、11月分9714円《自民800番》及び1月分1万3789円《自民1027番》もここに含める。）は、領収書の記載等（丙E4の11の2の1等）に照らし、議員控室における活動に付随して生じたものであると認められるが、上記活動が専ら調査研究活動であったとまでは認められず、一般の議員活動等も行われていたと認められるから、全額が本件用途基準に合致する支出であるとするにはできないものの、議員の権限、職務の性質及び内容等に鑑み、社会通念上、2分の1の限度で会派の調査研究に資する活動に供されたと認めるのが相当である。

したがって、上記支出額の2分の1の限度で本件用途基準に合致する支出であると認められる。

【違法な支出5万5729円】

- c 議員手帳購入費《自民897番》

議員手帳100部の購入費として支出された30万9750円については、議員手帳の利用が調査研究活動と無関係であるとはいえないものの、購入当時（平成17年12月ころ）の所属議員数が28名であり（丙E12の5の5の1～3）、事務職員の人数が不明であるこ

と等からすれば、72部については必要性及び相当性がないというべきであり、会派の調査研究活動に必要な費用であると認められないというべきである。

したがって、上記支出のうち28部分8万6730円については本件用途基準に合致するが、その余の分22万3020円については本件用途基準に合致しないと認める。

【違法な支出22万3020円】

(カ) 資料購入費

- a 各議員に対する資料購入費定額支給分《自民48～75, 148～175, 270～298, 430～457, 497～499, 501～524, 619～621, 623～646, 769～771, 773～796, 857～883, 981～1007, 1142～1168, 1242～1268番》

前記前提事実等(3)イのとおり、自由民主党は、各所属議員に対して、「資料購入費」手当として月額3万円（合計906万円）を支給したものである（27名分が7か月、28名分が3か月、29名分が1か月）。

もっとも、事務量を軽減するために一律支給とすることには合理性が認められるとしても、上記の支給額が実額を超えないものであると認めるに足りる的確な証拠はないし、これを超えた場合に精算がなされた形跡もないことからすると、直ちにすべてについて本件用途基準に合致すると認めることはできない。

他方、平成20年度の議員の調査研究に伴って支出された「資料購入費」についてみるに、丙E24～43及び弁論の全趣旨によれば、領収書等に基づく実額支給がなされているうえ、政務調査との関連性を疑うべきものも見当たらないことからすれば、「資料購入費」とし

て支出された52万7380円は適法であると認められる。そして、上記の金額は議員20人の6か月分の支出額であるから、議員1人当たりの適法な支出額は、1か月4394.8333・・・円となり、これに平成17年度当時の年間のべ議員数（302人）を乗じると、合計132万7239.666・・・円となる。

そうすると、平成17年度に支出された906万円は、132万7239.666・・・円の限度で本件用途基準に合致すると認められる。

【違法な支出773万2760円】

- b 雑誌購読費《自民3, 5, 8, 15, 19, 142, 143, 263, 267, 365, 371, 490, 491, 585, 587, 680, 712, 889, 890, 1012, 1013, 1083, 1085, 1181, 1182番》

「週刊自由民主」、「月刊自由民主」及び「月刊りぶる」購読費計42万1720円（事務費として支出された「週刊自由民主」9月分《自民491番》もここに含める。）は、上記各雑誌がいずれも自由民主党の機関誌であることを考慮しても調査研究に資する側面があることは否めないし、購入部数も所属議員の人数分に若干の余部を加えた程度であって、個人的購入であるとか政党への経済的支援であると認めることができないことからすれば、会派の調査研究に必要な経費として本件用途基準に合致するものと認めるのが相当である（なお、「週刊自由民主」平成18年2月分の請求書（丙E13の15の2の1）が白紙であるから違法な支出であるとの原告らの主張は、同請求書が白紙であるとは認め難いから（丙E53の3参照）、採用できない。）。

- c 新聞購読費《自民16, 17, 140, 141, 261, 262,

357～362, 366, 367, 492, 493, 589, 590, 682, 683, 885, 886, 893, 894, 1010, 1011, 1081, 1082, 1183, 1184番》

大分合同新聞、読売新聞及び議会開催中の各種新聞購入費計9万6383円については、大分合同新聞や読売新聞をはじめとする各種一般新聞は、その内容に照らし、県政に関する調査研究に役立つということが出来るから、上記支出はすべて本件用途基準に合致するものと認められる。

d 大分県職員録等購入費《自民106, 147番》

大分県職員録等の購入費として支出された合計9万5150円のうち、大分県職員録の購入費650円は、大分県職員の人員配置を調べたり、県政に関する問い合わせに利用することができることからすれば、会派の調査研究に資するものと認められる。

大分県教職員録30部の購入費9万4500円（丙E5の11の1・2）は、上記と同様に県教職員の人員配置等の調査に有用であるということが出来るものの、大分県職員録の購入を1部にとどめておきながら、同教職員録について30部購入することについては必要性及び相当性に欠けるものといわざるを得ず、これに反する証拠はないから、そのすべてを会派の調査研究に必要な経費と認めることはできない。

したがって、上記各支出のうち大分県職員録の購入費650円及び大分県教職員録の購入費9万4500円のうち1部分である3150円は本件用途基準に合致すると認められるが、その余は、本件用途基準に合致しないと認める。

【違法な支出9万1350円】

e 日田地区の住宅地図購入費《自民372番》

日田地区住宅地図購入費4万4100円は、丙E7の13の1・2によれば、住宅地図（日田市北部・南部）各1冊の購入費であると認められるところ、日田地区の住宅地図は会派による県政の調査研究に利用しうるし、購入部数が不相当であるとか、選挙活動目的の購入であるといった事情も認められない。

したがって、上記支出は、本件用途基準に合致する支出であると認めるのが相当である。

f その他の書籍購入費《自民1174, 1177番》

「大分県の経済と産業」28冊の購入費2万9400円《自民1174番》及び「イミダス」28冊の購入費7万1400円《自民1177番》は、いずれも、その題名に照らし、県の経済産業に関する資料及び現代用語事典として調査研究に有用であるといえるし、その用途からして議員の人数分に1を加えた数を購入することも不相当とはいえない。

したがって、上記支出はすべて本件用途基準に合致するものと認められる。

g 時刻表購入費《自民1025番》

時刻表1部の購入費1050円は、県において公共交通機関を利用して調査研究活動をするに当たって必要なものであるといえるうえ、購入部数が不相当ともいえないこと等からすれば、会派による調査研究に必要な経費に当たると認めるのが相当である。

したがって、上記支出は、本件用途基準に合致すると認められる。

(キ) 事務費

事務費83万7711円（コピー代計2万6338円《自民260, 800, 1027番》及び平成17年9月21日の週刊自由民主購入分1万1760円《自民491番》は、資料作成費ないし資料購入費とし

て判断する。)のうち、庁舎使用料計5万2870円《自民2, 884番》(自民2番については、丙E3の2の2によれば、平成16年度の方と認められるが、原告らは違法支出の根拠としてこれを主張するものではないし、また、原告らは2分の1の返還を求めているにすぎないから、結論において異なる。), FAXリース合計12万5055円《自民6, 7, 137, 257, 363, 459, 582, 677, 801, 896番》, FAXトナー代計1万5330円《自民268, 269番》, NTT通話料計4万1537円《自民13, 144, 264, 368, 489, 586, 681, 888, 1014, 1080, 1187番》, IT利用料4万5360円《自民14番》, コピー用紙代計2万9158円《自民1015, 1178番》, 文具代計2万5600円《自民105, 495, 1175, 1176番》, ゴム印購入費9000円《自民104番》(丙E4の16の1・2), キヤノン複写機等購入費36万9526円《自民1086番》, FAXリース契約の合意解約金及び振込手数料計11万5775円《自民1028番》(丙E13の6の2の2)は、自由民主党に貸与された県庁内の党控室における活動に付随して生じたものであると認められる(証人田中〔第19回の47, 48項〕, 弁論の全趣旨)が、上記活動が専ら調査研究活動であったことまでは認められず(これに反する証人田中の証言〔第21回の5項〕は採用できない。), 一般の議員活動等も行われていたものと認められるから、上記支出額の全てについて本件用途基準に合致すると認めることはできない。もっとも、議員の権限及び職務の性質・内容等に照らせば、2分の1が調査研究活動であったと認めるのが相当であるから、上記支出額の計82万9211円の2分の1は本件用途基準に合致すると認められる。

【違法な支出41万4605円】

また、丙E4の3の1・2、6の2の1～3、6の5の1～3、12の2の1～5)及び弁論の全趣旨によれば、社会保険協会費・委員会費3000円《自民9番》、社会保険算定基礎届に係る事務手続のために要した交通費500円《自民258番》、健康保険・厚生年金保険の被保険者賞与支払届郵送代120円《自民235番》、源泉徴収票の法定調書合計表及び給与支払報告書の郵送代200円《自民895番》は、いずれも事務職員の雇用に付随して生じた支出であると認められるところ、後記クのとおり人件費は2分の1の限りで本件用途基準に合致すると認めるべきであるから、上記各支出もそれぞれ2分の1の限度で会派の調査研究活動に資するものと認めるのが相当である。したがって、上記合計3820円のうち1910円の支出が本件用途基準に合致するものと認められる。

【違法な支出1910円】

他方、デジカメカードチップ購入費3980円《自民892番》は、デジタルカメラとともに会派の調査研究活動に利用できるということができし、平成17年6月9日付け会議資料郵送代700円《自民139番》は、「地方行政機関組織の再編について」と題する第1回行政財政改革推進委員会資料を送付した際の送料であることが認められ(丙E5の4の1～3)、会派の調査研究に必要な経費と認められるから、いずれも本件用途基準に合致する支出であると認められる。

(ク) 人件費《自民4, 10～12, 145, 146, 232, 233, 265, 266, 369, 370, 488, 494, 584, 588, 678, 679, 797, 798, 887, 891, 1008, 1009, 1084, 1087, 1185, 1186番》

人件費(給与, 賞与, 社会保険料)計327万5001円は、自由民主党の上記控室において事務職員1人を雇用したことにより生じたもの

であると認められるが（証人田中〔第19回の52項〕、弁論の全趣旨）、上記事務所において専ら調査研究活動が行われていたとまでは認められず、一般の議員活動等も行われていたと認められるから、上記支出額がすべて会派の調査研究に資するものであったと認めるのは相当でない。

もっとも、県議会議員の権限及び職務の性質・内容等に照らせば、2分の1の限りで調査研究に必要な経費に当たると認めるのが相当である。

したがって、上記支出額を2分の1の限度で本件用途基準に合致すると認められる。

【違法な支出163万7500円】

㌞ 各種任意協議会

自由民主党は、任意協議会を設置し、同協議会として研修や視察を行った場合、これに伴って生じた経費を政務調査費から支出していたことが認められるところ、同協議会が所属議員全員によって構成されるものであること（以上につき丙E15～22、証人田中〔第19回の6項以下〕）等に照らせば、その活動は、会派としての活動と同視すべきものと認められる。

以上を前提に、支出の適法性について検討する。

a 大分県総合政策調査会

広島県及び愛媛県での先進地視察の際に支出した43万4950円のうち原告らが違法であると主張する視察旅費42万8490円《自協1-3番》及び視察先への土産代6300円《自協1-4番》について、視察内容は地方機関の再編等に関する調査研究活動であると認められ（丙E15の7の4）、参加議員数や随行員数（丙E15の5の3・4、15の7の4）も不相当とはいえないうえ、視察先への土産代も社会的儀礼の範囲内として相当といえることからす

れば、上記支出はすべて本件用途基準に合致するものと認められる。

また、宮崎県での農林水産振興のための調査視察に係る旅費23万8880円《自協1-7番》、視察先への土産代4725円《自協1-9番》及び視察資料代2700円《自協1-11番》について、同視察は、その内容（丙E15の11の10）に照らし、会派の調査研究に資するものであり、出席した議員数及び随員数も相当であると認められるところ、上記の資料は視察に当たって必要なものと認められるし（丙E15の11の8）、視察先への土産代も社会的儀礼の範囲内として相当といえるから、これらはすべて本件用途基準に合致するものと認められる。

これに対し、会長角印作製費9000円《自協1-2番》は、直ちに会派の調査研究に資するものとは認められないから、本件用途基準に合致しないと認める。また、会長、副会長の名刺作製代6930円《自協1-6番》は、これが通常の議員活動を超えて調査研究活動のために必要な経費であるとはいえないから、本件用途基準に合致しない支出であると認められる。

【違法な支出1万5930円】

b 大分県市町村周辺部対策協議会《自協2-1, 2-2番》

岡山県市町村合併についての県外調査旅費57万2000円及び相手先への土産代3150円について、調査内容は市町村合併に関するものであって、会派による調査研究活動と評価できるし（丙E16の5の4）、参加議員数や随員数も相当であり、土産代も社会通念上相当な範囲内であることからすれば、上記支出はいずれも本件用途基準に合致すると認められる。

c 大分県私学振興議員連盟

私立幼稚園連合会における通常総会出席旅費600円《自協3-1

番》(丙E17の5), 大分県私学協会との年間計画打合せ出席旅費6000円《自協3-3番》(丙E17の7), 平成17年8月8日及び同年9月15日の私立幼稚園視察時昼食代計2万3400円《自協3-9, 3-14番》並びに写真現像代計1万1870円《自協3-11, 3-12, 3-15番》(丙Eの17の12の2の1・2, E17の13の2の1・2, E17の16の1・2), 同年11月2日の私立幼稚園視察時旅費の支出2万2620円《自協3-20番》及びその際の写真現像代5401円《自協3-22, 3-24番》(丙E17の22の1~17の22の2の2, 17の24の1~17の24の2の2), 同年11月25日の私立幼稚園視察時旅費の支出2万3870円《自協3-25番》のほか, 竹田南高校との意見交換会の際の弁当代1万円《自協3-21番》(丙E17の21の1~17の21の2の2), 私立中高一貫校視察時の昼食代1万6710円《自協3-28番》(丙E17の27の1~17の27の2の2)は, いずれも会派による私学振興に関する調査研究に資するため必要な経費というべきであるから, 本件用途基準に合致する支出であると認められる。

また, 大分県私学協会との意見交換会は私学現場の実態に関する意見交換を行うものであり(丙E17の8の4・7, 17の29の4・5), 会派による調査研究活動に当たるといえるから, 上記意見交換会の際に撮影された写真の現像代計1674円《自協3-5, 3-31番》は, 活動状況の報告等のための資料作成費として本件用途基準に合致すると認められ, 以上を前提とすれば, フィルム代計3760円《自協3-8, 3-18番》についても, 上記の写真に係るフィルムの購入費であると認められるから, 同様に本件用途基準に合致すると認められる。そして, 幼児教育勉強会交流会負担金《自協3-26

番》に係る振込手数料210円《自協3-27番》については、上記負担金の振込手数料であると認められるから（原告らも負担金自体について違法の主張をしていない。）、本件使途基準に合致すると認められる。

他方、丙E17の8の2の1・2、17の29の2・3、証人田中〔第19回の143～159項〕によれば、大分県私学協会との意見交換会終了後の懇談会費計27万3000円《自協3-4、3-30番》は、酒食を伴う懇談会の開催費用であると認められるところ、このような懇談会は、社会通念上、会派の調査研究活動と関連性があるとはいえないから、上記支出は本件使途基準に合致しないものと認められる。

【違法な支出27万3000円】

d 大分県福祉対策協議会

大分県認可私立保育園協議会との意見交換会の際の写真現像代780円《自協4-2番》は、同会が同協議会からの要望等を聴取する機会であり（丙E18の5の5・6）、会派としての調査研究活動であると認められるから、本件使途基準に合致すると認められる。

他方、上記意見交換会の経費負担金19万9980円《自協4-1番》は、請求書（丙E18の5の3の1）の記載からすると酒食を伴う懇談会の開催費用であると認められるところ、このような懇談会は社会通念上、直ちに会派の調査研究活動との関連性があるとはいえず、本件使途基準に合致しない支出と認められる。

【違法な支出19万9980円】

また、大分県社会福祉施設経営者協議会との意見交換会の際の支出のうち、室料を除いた昼食弁当代6万2427円《自協4-4番》は、同会が、午前11時30分から福祉施設経営に関する課題についての

説明とこれに関係する意見交換がなされたものであると認められるから（丙E18の8の1～9）、会派の調査研究のため必要な経費であると認められる（420円の振込手数料については原告らは返還を求めている）。したがって、この支出は、本件用途基準に合致すると認められる。

これに対して、会長、副会長の名刺作製代4620円《自協4-3番》は、これが通常の議員活動を超えて調査研究活動のために必要な経費であるとはいえないから、本件用途基準に合致しない支出であると認められる。

【違法な支出4620円】

e 大分県防衛議員連盟

丙E19の5～19の7及び弁論の全趣旨によれば、平成17年4月22日及び同年7月7日付け日出生台演習場付近の学校砲撃音調査に際して支出された経費のうち原告らが違法であると主張する計4万9042円《自協5-2～4, 5-10番》、日出生台演習場周辺の地域振興に係る調査・要望活動に際して支出された経費のうち原告らが違法であると主張する66万0478円《自協5-11～18番》

（レンズ付きフィルム購入代及び現像代計1758円も、購入時期等に照らし、この経費と認める。）、第1回九州防衛議員連盟連絡協議会に係る負担金及び同連盟総会に際して支出された経費のうち原告らが違法であると主張する計11万0180円《自協5-19～21, 5-24～26番》、日出生台米軍演習に係る現地対策本部視察に際して支出された計5万6762円《自協5-27～29番》は、いずれも自衛隊の演習場が地域に与える影響等に関する調査研究に資するため必要な経費に当たるといふべきであるから（なお、タクシー借上げ代につき丙E53の5）、本件用途基準に合致するものと認められる。

他方、副会長名刺作製費 2310 円《自協 5-6 番》は上記のとおり議員活動を超えているとは認め難いから、本件使途基準に合致しないものと認める。また、黄色ハンカチ 30 枚購入費 6000 円《自協 5-7 番》は、調査研究活動に当たらないことを自由民主党が自認しているから、本件使途基準に合致しないものと認める。

【違法な支出 8310 円】

f 大分県商業観光対策協議会

丙 E 20 の 9 の 1 ~ 15, 20 の 11 の 5・6, 20 の 15 の 4, 20 の 19 の 6 及び弁論の全趣旨によれば、平成 17 年度都道府県観光産業振興議員連盟の会費 5 万円及び振込手数料 630 円《自協 6-5 番》、岡山県倉敷市への美観地区景観条例に基づく町並みの保存等についての調査の際支出された経費のうち原告らが違法であると主張する 32 万 6652 円《自協 6-7, 6-8 番》及び「いま、日本の観光地に求められるもの」と題するリレー講演開催に要した諸経費計 72 万 4303 円《自協 6-10~17 番》は、会派の調査研究に必要な経費に当たるから、いずれも本件使途基準に合致する支出であると認められる。

これに対し、会長角印 6300 円《自協 6-1 番》は、直ちに会派の調査研究に資するとは認められないから、本件使途基準に合致しない支出であると認める。

【違法な支出 6300 円】

g 大分県中小企業対策協議会

中小企業対策等に係る意見交換会に関して支出された 13 万 9229 円《自協 7-1, 7-2, 7-5 番》及び京王百貨店等の視察に関する経費のうち原告らが適法と自認する 1 人分の旅費 4 万 1800 円を控除した 56 万 9582 円《自協 7-3, 7-4 番》は、いずれも、

その内容（丙E21の5～9）に照らし、活動状況を報告する際に利用できる写真を現像する費用や意見交換会の録音テープを反訳する費用を含めて調査研究活動に資するため必要な経費に当たるといことができるから、いずれも本件使途基準に合致すると認められる。

h 大分県教育改革推進協議会《自協8-1番》

山谷えり子氏の講演会の30人分の入場料3万円は、それが教育に関する後援会であったことに照らし、書籍「日本の教育システム 構造と変動」29部の購入費14万6160円は、その題名から認められる内容に照らし（以上につき丙E22の5）、いずれも会派の調査研究に必要な経費に当たるといえるから、本件使途基準に合致する支出であると認めるのが相当であって、講演者が自由民主党比例区選出の参議院議員であったとしても、上記判断を左右しない。

(二) 小括

以上によれば、自由民主党が政務調査費から支出した9739万5980円のうち、違法な支出額は合計1680万6248円である。

カ 無所属の会について

原告らは、無所属の会は、荒金信生議員に係る経緯に照らし、同人が政務調査費の被交付対象となるために1人会派として届け出たものにすぎず、会派としての実体がないから、政務調査費からの支出はすべて違法であると主張する。しかし、県議会においては、議員1名の会派が政務調査費の支給対象となるものであって、議員1名の会派においては、会派と議員とが同視されるものというべきであるうえ、原告らの主張する経緯があったとしても（平成17年7月自由民主党を離脱。丙E48の25）、会派としての活動実体がないとは認められず、いずれにしても原告らの主張は採用できない。

そこで、無所属の会における政務調査費の支出が本件使途基準に合致す

るか否かを個別に検討する。

(ア) 調査研究費《無1～8番》

丙E45, 証人荒金〔24, 25項〕及び弁論の全趣旨によれば, 無所属の会は, 前記自由民主党の使途内規a(a)を参考にして, 平成17年8月から同18年3月までの8か月間の調査研究旅費として合計60万3000円を支出したことが認められる。

もっとも, 上記使途内規における旅費の支給基準は, 前記のとおり不合理とまでは認められないものの, 「調査研究旅費請求書」(丙E45〔2頁等〕)には各用務地での活動目的や内容等が一切記載されておらず, 他に調査研究活動との関連性を裏付ける証拠がないうえ, これを補足する説明もないこと等からすれば, 同請求書記載の支出額すべてについて直ちに本件使途基準に合致するものと認めることはできない。

他方, 証拠(丙E27)として提出されている平成20年度4月から9月まで6か月間の調査研究費の支出合計18万9144円(丙E27)についてみると(平成20年度は自由民主党所属議員として, 平成17年度は無所属の会として支出しているが, 荒金自身支出に変化はないと供述している(証人荒金〔55項〕。), 平成20年度における旅費は, その支給基準が弁償条例(現行条例)の規定するところと同額の1キロメートル当たり37円とされているうえ, 「政務調査費支払証明書」(丙E27〔16頁等〕)の記載上認められる各用務地における活動内容に照らせば, いずれも調査研究活動との関連性を疑うべきものは見当たらず, すべて調査研究に必要な経費であると認めることができる。

以上によれば, 平成17年度に「調査研究活動費」として支出された合計60万3000円は, 18万9144円の6分の8(6か月分と8か月分)である25万2192円の限度で本件使途基準に合致するものと認めるのが相当である。

【違法な支出35万0808円】

(イ) 研修費《無9～12番》

甲A1〔29, 56, 155番〕, 丙E45〔1頁〕, 証人荒金〔37～40項〕を総合すれば, 研修費計1万2015円の内訳は56分勉強会と議員研修費であること, 56分勉強会については, 第49回分2625円, 第50回分3180円, 第51回分3210円を支出したことが認められる。上記のうち, 56分勉強会については, 前記ア(ア)aにおいて判断したとおり, 会派の調査研究活動であると認められる一方, 議員研修費については, その内容を窺わせる証拠がないから, 会派の調査研究活動であるとは認められない。

したがって, 上記のうち9015円は本件用途基準に合致するが, 3000円は合致しないものと認める。

【違法な支出3000円】

(ウ) 資料作成費《無13～20番》

丙E45, 証人荒金〔43, 44項〕及び弁論の全趣旨によれば, 無所属の会は, 前記自由民主党の用途内規a(b)を準用して, 「資料作成費」として16万3397円(平成17年8月のみ1万6397円, 同年9月から平成18年3月まで各月2万1000円ずつ)を支出したことが認められる。

もともと, 事務量を軽減するために一律支給とすることには合理性が認められるとしても, 上記用途内規に定められた支給月額が実額を上回るものでない相当な金額であると認めるに足りる的確な証拠はないし, これを超えた場合に精算がなされた形跡もないことからすると, 直ちにすべてについて本件用途基準に合致すると認めることはできない。

他方, 平成20年度の議員の調査研究に伴って支出された「資料作成費」についてみるに, 丙E27によれば, 領収書等に基づく実額支給が

なされているうえ、調査研究活動と無関係と認めるべきものも見当たらないことからすれば、上記「資料作成費」として支出された1万0383円は適法であると認められる。

そうすると、平成17年度に支出された16万3397円は、1万0383円の6分の8である1万3844円の限度で本件使途基準に合致すると認められる。

【違法な支出14万9553円】

(エ) 資料購入費《無21～28番》

資料購入費合計28万6926円は、前記自由民主党の使途内規a(c)を参考にして、平成17年8月から平成18年2月までは3万5000円を、同年3月は4万1926円を政務調査費から充てたことが認められる(丙E45、証人荒金〔43～45項〕)。

もっとも、この支出について、一律支給とすること自体合理性が認められるとしても、直ちにすべての支出が本件使途基準に合致すると認めることはできない。

他方、平成20年度の議員の調査研究に伴って支出された「資料購入費」が、丙E27及び弁論の全趣旨によれば、領収書等に基づく実額支給がなされているうえ、調査研究活動と無関係と認めるべきものが見当たらないことからすれば、上記「資料購入費」として支出された4万8568円は適法であると認められる。

そうすると、平成17年度に支出された28万6926円は、4万8568円の6分の8である6万4757.33・・・円の限度で本件使途基準に合致すると認められる。

【違法な支出22万2168円】

(オ) 広報費《無29～31番》

証人荒金〔42, 71, 72項〕によれば、広報費14万1750円

は、会報作成費であると認められるものの、これは後援会に配布するものであったと認められるうえ、上記会報の記載内容が不明であることに照らすと、これが会派の調査研究に資するものであったということとはできない。したがって、上記支出は本件用途基準に合致しないと認められる。

【違法な支出14万1750円】

(カ) 事務費《無32～39番》

事務費合計47万1586円の内訳は、電話代、FAX・インターネット使用料等（平成17年8月から平成18年2月までの月額3万円及び同年3月の2万9586円並びに県政調査会事務所経費月額2万9000円（8か月合計23万2000円）（丙E45〔4, 8, 12, 16, 20, 24, 28, 32頁〕）であるところ、これが実額を上回るものでないといえる相当な金額であることを裏付ける証拠がないため、直ちに本件用途基準に合致するものと認めることはできない。

もっとも、上記支出に対応する平成20年4月から9月までの支出は電話代を含め事務費合計7万1649円であるところ、これは概ね領収書に基づく実額を活動内容に照らして2分の1の限度で政務調査費から支出したものであると認められるから（丙E27）、適法というべきである。

したがって、上記平成17年度の支出額合計47万1586円は、7万1649円の6分の8である9万5532円の限度で本件用途基準に合致すると認められる。

【違法な支出37万6054円】

(キ) 人件費《無40～47番》

人件費として支出された月額9万円（合計72万円）は、上記事務所において事務職員1人を雇用したことにより生じたものであると認めら

れる（丙E48の25〔1頁〕、証人荒金〔56項〕）が、上記事務所における活動が専ら政務調査活動であったとまでは認められないため、上記支出額をすべて適法ということはできない。もっとも、議員の権限、職務の性質及び内容等に照らせば、2分の1で按分した額の限りで調査研究に資するものというべきである。

これに対して、無所属の会は、事務職員の給与は月額18万円であったのを2分の1の限度で計上していた旨主張し、証人荒金は同旨の供述をするが（証人荒金〔57、58項〕）、平成17年度の給与支払明細書（丙E45〔5頁等〕）上は9万円を支給した旨記載されているところ、残余の9万円の給与支払明細書の提出がないこと、平成20年度の給与支払明細書（丙E27〔14頁等の上段〕）は平成17年度のそれと同じ様式でありながら、按分前の支給額が記載されていることや、残りの9万円につき別に明細書を作成したとも供述するが（109項）、以上の点に加え、そのことを裏付ける証拠がないことに照らせば、上記供述はにわかに採用できず、他に上記主張を認めるに足りる証拠はない。

したがって、上記支出額72万円のうち2分の1である36万円の限度で本件用途基準に合致すると認められる。

【違法な支出36万円】

（ク）小括

以上によれば、無所属の会が政務調査費から支出した239万8674円のうち、違法な支出額は合計160万3333円である。

キ 公明党について

（ア）調査研究費

a 用途内規

丙H1〔7頁等〕、H12〔3～7頁〕、証人竹中〔12項以下〕及び弁論の全趣旨によれば、公明党は、調査研究費について、平成16

年度に、次の内容の使途内規を定めたことが認められる。

(a) 旅費等

市民相談及び県政報告会のために移動した際に生じる経費

- | | |
|-------|-------------|
| ① 車賃 | 40円／1キロメートル |
| ② 高速代 | 実費 |
| ③ 鉄道賃 | 実費 |
| ④ 食事代 | 1000円／1食 |

(b) 市民相談経費

① 自宅における相談等に係る経費

- | | |
|------|----------------|
| 光熱水費 | 1万5000円／1か月／1人 |
| 茶菓子代 | 200円／1件 |

② 自宅外における相談経費

- | | |
|---------|------------------|
| 喫茶・駐車場代 | 1400円×件数×20パーセント |
|---------|------------------|

(c) 県政報告会経費

- | | |
|--------|-------------|
| ① 資料代 | 200円／1件 |
| ② 茶菓子代 | 100円／参加人数1人 |

(d) 各種会合等参加経費 実費

(e) 通信費 1万5000円／1か月

b 旅費等及び市民相談経費《公明4, 8, 13, 23, 31, 37, 46, 61, 72, 79, 87, 95番》

(a) 車賃

公明党は、各所属議員に対し、同党派の上記使途内規(a)①に従って車賃を支給しているところ（丙H12〔3頁以下〕、弁論の全趣旨）、「2005年度旅費等精算表」（丙H1〔7頁等〕）の記載上認められる移動先での活動内容（市民相談や県政報告会等）に照らせば、各用務地で調査研究活動が行われていたと認められる（なお、

市民相談は、所属議員全員が行っていることに照らし、会派として各議員が行うべきものと定めたと認められるし、県政報告会は、その性質に照らせば、会派が行う活動であると認められる。)

しかし、上記使途内規(a)①のとおり、支給基準は1キロメートル当たり40円であるところ、これは、現行の弁償条例所定の本会議や委員会等出席旅費(1キロメートル当たり37円)に照らせば、著しく不合理とまではいい難いものの、支給額を1キロメートル単位で設定していながら旅費等精算表には5キロメートル単位で走行距離を記載しており、これについて合理的な説明もないこと等に鑑みれば、車賃全額を本件使途基準に合致すると認めることはできない。

もっとも、その記載方法に照らせば、社会通念上、支出額の少なくとも8割は実際の旅程であると認められるから、車賃317万7580円(鉄道賃3万0780円(丙H1(8,53,63頁)もここに含む。))は、その8割である254万2064円の限度で本件使途基準に合致すると認められる。

【違法な支出63万5516円】

(b) 光熱水費、茶菓子代、喫茶・駐車場代、高速代及び食事代

丙H1〔7頁等〕、丙H12〔4頁〕及び弁論の全趣旨によれば、公明党は、各所属議員に対し、上記使途内規(b)①の使途内規に基づき、「事務所光熱水費」として月額1万5000円を支給していたことが認められる。

これは、月額3万円を超える実費を2分の1で按分したものであるところ、各所属議員は自宅を事務所として使用していたこと(丙H12〔4頁〕、証人竹中〔16～20項〕)、各所属議員の「2005年度旅費等精算表」(丙H1〔7頁等〕)による自宅外における

相談件数と自宅におけるそれとの対比などからすれば、市民相談その他調査研究活動に伴う自宅使用率は社会通念上4分の1であったと認めるべきである。したがって、月額7500円の限度で、本件使用基準に合致する支出であると認めるのが相当である。

【違法な支出27万円】

他方、丙H1〔7頁等〕及び弁論の全趣旨によれば、前記使用内規に基づき、「茶菓子代」、「喫茶・駐車場代」、「高速代」及び「食事代」が所属議員に対して支給されていたことが認められるが、これらは調査研究活動たる市民相談に伴って生じる必要経費であり、かつ、その額も社会通念上相当な範囲内であるというべきであるから、上記支出は、会派の調査研究活動に必要な経費に当たるとして、すべて本件使用基準に合致すると認められる。

c 県政報告会等の経費

公明党は、前記使用内規(c)のとおり、県政報告会等の際に資料代及び茶菓子代として合計11万2200円を支出したと認められるところ（前記前提事実等(3)イ、丙H1〔7頁等〕、H12〔5頁〕、弁論の全趣旨）、これは調査研究活動の一環である県政報告会等の参加に伴って必要となる経費であり、かつ金額も相当な範囲内であるといえるから、本件使用基準に合致するものと認められる。

d 各種会合参加経費

H1〔7頁等〕によれば、公明党所属議員による各種会合の参加経費として計15万5500円が政務調査費から支出されたと認められるところ、そのうち、各種懇談会及び祝賀会の費用計13万3000円は、酒食を伴うものと推測され、本件使用基準に合致しないというべきである。

しかし、その他の支出については、その活動内容及び支出目的に照

らし、会派の調査研究活動の一環としてされたものと認められるから、本件使途基準に合致すると認められる。

【違法な支出13万3000円】

(なお、上記b～dの政務調査費からの支出合計は毎月上限25万円とされていたことが認められるが(丙H1〔6頁等]), 超過部分の費目が不明であり、金額も5万1100円と多額でないこと(丙H1〔22, 27頁〕の合計欄参照)などに照らし、ここでは実際の支出額を記載した旅費等精算表(丙H1〔7頁等])に基づいて計算した。)

- e 通信費《公明5, 9, 14, 24, 32, 38, 47, 62, 73, 80, 88, 96番》

公明党は、各所属議員に対し、同会派の前記使途内規に基づき、「通信費」の名目で議員1人当たり月額1万5000円(合計54万円)を支給したことが認められる(前提事実等(3)イ、弁論の全趣旨)ところ、これが実額を上回った場合に精算がなされた形跡はないうえ、一律支給の合理性は認められるとしても、上記支出額が実額を上回るものでないと認めるに足りる証拠がない。

しかし、公明党は、平成20年度の支出について特段の立証をしないものの、政務調査研究の経費として、電話代等の一定の通信費の支出を要することは明らかであり、また、他の会派との対比から、控え目に見積もって、少なくとも1人当たり月額5000円は会派の調査研究に必要な経費であると認めるのが相当である。したがって、その限度での支出は、本件使途基準に合致すると認められる。

【違法な支出36万円】

- f アンテナショップ視察旅費《公明3番》

アンテナショップ視察旅費11万2674円は、県のアンテナシヨ

ップを東京に設立するに当たって、他県のアンテナショップを視察するために要した費用であると認められることに照らせば（丙H1〔1～4頁〕、H12〔1, 2頁〕）、会派の調査研究に必要な経費であるといえる。したがって、この支出は、本件用途基準に合致すると認められる。

(イ) 研修費

a 56分勉強会負担金《公明16, 35, 57, 94番》

前記ア(ア)aのとおり、56分勉強会は会派の調査研究に資するものであると認められるため、負担金計3万6339円は本件用途基準に合致するものと認められる。

b 鹿児島県屋久島視察旅費《公明64, 65番》

屋久島旅行費計44万2970円は、視察経緯（丙H13）や視察結果の報告内容（丙H1〔87～89頁〕）等に照らせば、屋久島において環境保護行政の調査研究をしたものと認められ、これに反する確な証拠はないし、支出額が不相当であるともいい難い。したがって、気象条件によりやむを得ず延泊したことにより生じた費用《公明65番》も含め、本件用途基準に合致するものと認められる。

c 予算案説明会出席旅費《公明82番》

予算案説明会出席旅費7万4093円は、同説明会が、国政の予算案についての主な官庁からの説明や党政調役員から政策課題対応及び公明党の実績についての説明であったこと（丙H1〔93頁〕）等からすると、県政に関する会派の調査目的であると認めることはできないから、本件用途基準に合致しない支出であると認める。

【違法な支出7万4093円】

d プランツソイル工法視察費《公明90番》

プランツソイル工法視察費5万4500円は、県の行う工事への同

工法の導入に関して、会派が調査研究を行ったことに伴う支出であったと認められるから（丙H1〔94～98頁〕、H12〔8頁〕）、本件使途基準に合致するものと認められる。

(ウ) 会議費《公明17, 41, 66番》

コーヒー代計5055円は、丙H1〔102～104頁〕に照らせば、会派会議や来客との打合せの際に供されたコーヒーの代金であると認められるところ、会議や面談の際に飲み物を提供することが社会通念上不相当といえないことからすれば、本件使途基準に合致すると認められる。

(エ) 資料作成費

- a コピー代《公明7, 12, 18, 26, 27, 42, 50, 59, 68, 78, 86, 99番》、インターネット使用料《公明98番》

コピー代計7600円及びインターネット代4万5360円は、県議会の議員控室における活動に付随して生じたものと認められる（丙H12〔9, 10頁〕、弁論の全趣旨）が、上記活動が専ら調査研究活動であったとまでは認められず、一般の議員活動等も含んでいたと考えられるため、上記支出額のすべてを本件使途基準に合致すると認めることはできない。

もっとも、議員の権限、職務の性質及び内容等に照らせば、2分の1の限度で調査研究活動に資するものと認めるのが相当である。

したがって、上記支出額の2分の1の限度で本件使途基準に合致すると認められる。

【違法な支出2万6480円】

- b 写真現像代《公明52, 53番》

写真現像代計2992円は、県政報告会等で使用する資料作成のため必要な経費であったと認められるから（丙H1〔119, 120頁〕、H12〔9頁〕）、会派による調査研究に資するものとして本件

使途基準に合致すると認められる。

(オ) 資料購入費

- a 各所属議員に対する「資料購入費」定額支給分《公明6, 10, 15, 25, 33, 39, 48, 63, 74, 81, 89, 97番》

公明党は、所属する各議員に対して、自宅で購入する新聞代や雑誌・書籍代、インターネットプロバイダ料金等の費用として毎月1万5000円ずつ合計54万円を一律に支給していたことが認められる（前提事実等(3)イ, 丙H12〔10頁〕, 弁論の全趣旨）ところ、これが実額を上回った場合に精算がなされた形跡はないうえ、一律支給の合理性は認められるとしても、上記支出額が実額を上回るものでないと認めるに足りる証拠がないが、前記通信費同様、1人当たり月額5000円は会派の調査研究に必要な経費であると認めるのが相当である。したがって、その限度での支出は、本件使途基準に合致すると認められる。

【違法な支出36万円】

- b 議会開催時の一般新聞購読費《公明28, 69, 70, 102番》

議会開催時の新聞購読費計2万4830円は、一般紙の購入に充てられたものであって（丙H1〔136, 139, 140, 147頁〕）、会派の調査研究に資するというべきであるから、本件使途基準に合致する支出であると認められる。

- c 雑誌「ミックス」購読費《公明49, 101番》

「ミックス」購読費1万9200円（研修費に計上された分《公明49》もここに含める。）は、これが地域情報誌であることに照らせば（丙H1〔69, 143頁〕）、地域情報を収集するために購入したものと認められるところ、これは、会派の調査研究に資するというべきであるから、本件使途基準に合致する支出であると認められる。

d 会派代表印作製費《公明58番》

会派代表者印作製費1万2700円は、調査研究活動とは無関係であるというべきであるから、本件使途基準に合致しないものと認める。

【違法な支出1万2700円】

(カ) 事務費

a 電話使用料《公明1, 19, 20, 30, 43, 44, 51, 71, 83, 85, 92番》

電話使用料3万3161円は、県議会の議員控室での活動に付随して生じたものであると認められるところ(丙H12〔11頁〕)、前記のとおり2分の1の限度で会派の調査研究に資すると認めるのが相当であるから、上記支出の2分の1の限度で本件使途基準に合致すると認められる。

【違法な支出1万6580円】

b 切手代《公明2番》

切手代1120円は、切手14枚の購入であると認められるところ(丙H12〔11頁〕)、社会通念上、会派の調査研究に当たって書類等の郵送の必要が生じるものというべきであるから、会派の調査研究活動に係る経費であると認められる。したがって、この支出は、本件使途基準に合致すると認められる。

c 文具・事務用品・コピー用紙購入費

デジタルカメラ3台の購入費19万6717円《公明56番》は、会派の調査研究活動に資するといえるから、本件使途基準に合致するものと認められる。

他方、文具等購入費《公明21, 22, 34, 36, 40, 45, 75, 84番》、事務用品及びコピー用紙等購入費《公明76, 77, 91, 93, 103, 104番》合計85万6599円は、いずれも、

県議会の議員控室又は共用のコピー機において使用するための支出であると認められるところ（丙H1〔141, 154, 155, 157～159, 162, 169, 170, 172, 174, 176, 177頁〕, H12〔11頁〕。資料購入費として計上された両面テープ等事務用品代4万2630円《公明75番》もここに含める。また、平成18年4月5日付けの支出《公明104番》は、支出時期に照らし、平成17年度中に支出原因があったと認められる。）、前記と同様に2分の1で按分した額をもって調査研究に資するものと認めるのが相当であるから上記支出額の2分の1の限度で本件用途基準に合致すると認められる。

これに対して、原告らは、上記の支出のうち一部《公明22, 34, 36, 40, 45, 75, 76, 84, 91, 93, 104番》は明らかに高額な支出であり、調査研究活動との関係が不明確であるとか、資産の形成にすぎないと主張するが、高額な支出であることから直ちに調査研究活動に供されていないと評価することは困難であるし（なお、原告らは、コピー用紙代に比してコピー代としての支出が少ないと主張するが、コピー代は、県議会における共用コピー機を利用した代金であって、前提において誤りがあるといわざるを得ない。）、資産の形成であると認めるに足りる証拠はないから、この点は、上記判断を左右しない。

【違法な支出42万8299円】

d ノートパソコン代《公明105番》

ノートパソコン代29万2635円は、ノートパソコンのほか、ワゴン等の購入代金であること（丙H1〔178頁〕）、支出の時期に照らし、平成17年度中に支出原因があったこと、県議会の議員控室での活動に付随して生じたものであることが認められるところ（丙H1

2〔11頁〕、証人竹中〔173項〕、前記と同様に2分の1の限度で会派の調査研究に資するものと認められるから、上記支出額の2分の1である14万6317円の限度で本件用途基準に合致すると認められる。

【違法な支出14万6317円】

(キ) 小括

以上によれば、公明党が政務調査費から支出した1021万6438円（ただし、別紙支出一覧表（公明党）上は1022万6160円）のうち、違法な支出額は合計246万2985円である。

4 県の有する請求権についてのまとめ

(1) 原告らは、被告補助参加人らが、県に対し、不当利得返還義務を負うほか、不法行為に基づく損害賠償義務を負うとも主張する。

しかし、原告らは、故意又は過失について具体的主張をしていない。のみならず、被告補助参加人らが、支出行為時において、各支出が本件用途基準に合致せず、県に損害を与えることを認識していたと認めるに足りる証拠はないし、これが過失であることを基礎づける事情も認めるに足りないから、被告補助参加人らに不法行為に基づく損害賠償義務が生じるとはいえない。

(2) そうすると、被告補助参加人らは、それぞれ、県に対し、平成17年度の政務調査費に係る前記認定の違法支出額と同額の不当利得返還義務を負うところ、この義務は期限の定めのない債務であり、権利者が請求をした時に遅滞となるから（民法412条3項）、被告補助参加人らは、権利者である県の代表者である被告が被告補助参加人らに対して請求をした日の翌日から民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負う。

5 結論

よって、原告らの請求は、上記の限度で理由があるので、その限度でこれを認容し、その余は理由がないので棄却することとして、主文のとおり判決する。

大分地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 金 光 健 二

裁判官 萩 原 孝 基

裁判官 前 川 悠

(別紙)

当 事 者 目 録

大分市中島西2丁目6番10号

原 告 特定非営利活動法人
おおいた市民オンブズマン

大分県別府市浜脇2丁目11番11号

同代表者理事兼原告 永 井 敬 三
原告ら訴訟代理人弁護士 瀬 戸 久 夫
松 尾 康 利

原告特定非営利活動法人おおいた市民オンブズマン

訴訟代理人弁護士 渡 辺 耕 太
田 中 利 武
内 田 精 治
佐 藤 拓 郎
岡 田 壮 平
田中利武訴訟復代理人弁護士 今 井 雄 一 朗

大分市大手町3丁目1番1号

被 告 大分県知事
広 瀬 勝 貞
同訴訟代理人弁護士 内 田 健
内田健訴訟復代理人弁護士 阿 部 貴 史
被告指定代理人 日 高 雅 近
下 郡 政 治
渡 辺 栞 彦

後藤 悟
森 さつ き
本田 哲也
長野 栄俊
熊懷 武司
大久保 秀典
鈴木 敏郎

大分県別府市堀田7-3

被告補助参加人 日本共産党
同代表者 堤 栄三
同訴訟代理人弁護士 河野 善一郎

大分市大字木田272

被告補助参加人 社会県民クラブ
同代表者 内田 淳一

大分県宇佐市大字佐々礼1430-3

被告補助参加人 新政 みらい
同代表者 賀来 和紘

大分市長浜町1丁目1-10-1001

被告補助参加人 県政クラブ
同代表者 梶原 九州男
上記3名訴訟代理人弁護士 中山 敬三
野尻 昌宏

大分県玖珠郡九重町大字右田596-1

被告補助参加人 自由民主党
同代表者 日野 立明

大分県別府市石垣東3丁目4番32号

被告補助参加人
同代表者
上記兩名訴訟代理人弁護士

無所属の会
荒金信生
岡村邦彦
北園勝蔵
梅本哲平

大分市汐見2丁目30番17号

被告補助参加人
同代表者
同訴訟代理人弁護士

公明党
竹中万寿夫
黒川忠行
橋山吉統
立野憲司
篠原広幸

支出一覧表(共産党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求める金額
共産-1	4月25日							36,401		有	庁舎等使用料		18,201
共産-2	4月25日								185,685	無	給料(4月分)		92,843
	4月小計	0	0	0	0	0	0	36,401	185,685	4月合計	222,086		111,043
共産-3	5月19日								3,000	有	社会保険協会費		1,500
共産-4	5月19日							4,000		有	事務員の名刺の印刷代		4,000
共産-5	5月19日					780				有	書籍代		0
共産-6	5月19日				279					有	コピー代(4月分)		140
共産-7	5月19日							7,388		有	通信運搬費(NTT4月分)		3,694
共産-8	5月19日								48,892	有	社会保険料(4月分)	自己負担分含む	24,446
共産-9	5月19日								66,395	有	労働保険料	給料支給時に計上済み	66,395
	5月小計	0	0	0	279	780	0	11,388	118,287	5月合計	130,734		100,175
共産-10	6月10日									無	給料(5月分)		92,827
共産-11	6月10日				249					有	コピー代(5月分)		125
共産-12	6月15日						4,095			有	HPサイト利用料		4,095
共産-13	6月29日							8,984		有	通信運搬費(NTT5月分)		4,492
共産-14	6月29日								48,892	有	社会保険料(5月分)	自己負担分含む	24,446
	6月小計	0	0	0	249	0	4,095	8,984	234,545	6月合計	247,873		125,984
共産-15	7月11日									無	給料(6月分)		92,827
共産-16	7月11日				1,103					有	コピー代(6月分)		552
共産-17	7月11日				5,460					有	インクカートリッジ		2,730
共産-18	7月11日					9,000				有	新聞購読料		9,000
	7月小計	0	0	0	6,563	9,000	0	0	185,653	7月合計	201,216		105,108
共産-19	8月1日							10,006		有	通信運搬費(NTT6月分)		5,003
共産-20	8月1日								48,892	有	社会保険料(6月分)	自己負担分含む	24,446
共産-21	8月10日								185,653	無	給料(7月分)		92,827
共産-22	8月10日					4,080				有	新聞購読料		4,080
共産-23	8月10日		3,098							有	56分勉強会		3,098
共産-24	8月10日				1,062					有	コピー代(7月分)		531
共産-25	8月23日							8,268		有	通信運搬費(NTT7月分)		4,134
共産-26	8月23日								48,892	有	社会保険料(7月分)	自己負担分含む	24,446
	8月小計	0	3,098	0	1,062	4,080	0	18,274	283,437	8月合計	309,951		158,565
共産-27	9月12日									無	給料(8月分)		92,827
共産-28	9月12日				574					有	コピー代(8月分)		287
	9月小計	0	0	0	574	0	0	0	185,653	9月合計	186,227		93,114
共産-29	10月4日							7,035		有	通信運搬費(NTT8月分)		3,518
共産-30	10月4日								48,892	有	社会保険料(8月分)	自己負担分含む	24,446

支出一覧表(共産党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めらる金額
共産-31	10月12日								185,653	無	給料(9月分)		92,827
共産-32	10月12日		2,625							有	56分勉強会		2,625
共産-33	10月12日					9,000				有	新聞購読料		9,000
	10月小計	0	2,625	0	0	9,000	0	7,035	234,545	10月合計	253,205	132,415	
共産-34	11月1日				234					有	コピー代(9月分)		117
共産-35	11月1日									有	通信運搬費(NTT9月分)		3,610
共産-36	11月1日							7,219	49,671	有	社会保険料(9月分)	自己負担分含む	24,836
共産-37	11月1日						252,000		184,873	有	議会報告印刷代		252,000
共産-38	11月10日				215					無	給料(10月分)		92,437
共産-39	11月10日									有	コピー代(10月分)		108
共産-40	11月10日				4,284			1,581		有	文具や消臭ブラグ等	消臭ブラグは調査研究と無関係	791
共産-41	11月10日									有	インクカートリッジ		2,142
	11月小計	0	0	0	4,733	0	252,000	8,800	234,544	11月合計	500,077	376,039	
共産-42	12月5日							8,883		有	通信運搬費(NTT10月分)		4,442
共産-43	12月5日								49,671	有	社会保険料(10月分)	自己負担分含む	24,836
共産-44	12月5日				253					有	コピー代(11月分)		127
共産-45	12月12日								184,837	無	給料(11月分)		92,419
共産-46	12月12日							16,469		有	庁舎管理費(前期分)		8,235
	12月小計	0	0	0	253	0	0	25,352	234,508	12月合計	260,113	130,057	
共産-47	1月5日							7,763		有	通信運搬費(NTT11月分)		3,882
共産-48	1月5日								49,671	有	社会保険料(11月分)	自己負担分含む	24,836
共産-49	1月12日								185,653	無	給料(12月分)		92,827
共産-50	1月12日					8,510				有	新聞購読料		8,510
共産-51	1月12日					3,600				有	新聞購読料		3,600
共産-52	1月12日					9,000				有	新聞購読料		9,000
共産-53	1月12日					2,700				有	新聞購読料		2,700
共産-54	1月12日					1,000				有	パンフ資料代		500
共産-55	1月12日									有	政府交渉・レクチャー旅費		0
共産-56	1月12日					3,570				有	書籍代		3,570
共産-57	1月12日				412					有	コピー代(12月分)		206
共産-58	1月31日							7,991		有	通信運搬費(NTT12月分)		3,996
共産-59	1月31日								49,671	有	社会保険料(12月分)	自己負担分含む	24,836
	1月小計	24,150	0	0	412	28,380	0	15,754	284,995	1月合計	353,691	178,461	
共産-60	2月20日								185,263	無	給料(1月分)		92,632
共産-61	2月20日								49,671	有	社会保険料(1月分)	自己負担分含む	24,836
共産-62	2月20日							6,993		有	通信運搬費(NTT1月分)		3,497

支出一覧表(共産党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
共産-63	2月20日				1,480					有	コピー用紙代		740
共産-64	2月20日				215					有	コピー代(1月分)		108
共産-65	2月20日		3,180							有	56分勉強会		3,180
共産-66	2月20日		3,000							有	人権交流集会		3,000
共産-67	2月20日					3,390				有	情報公開請求		0
	2月小計	0	6,180	0	1,695	3,390	0	6,993	234,934	2月合計	253,192		127,991
共産-68	3月10日									無	給料(2月分)		92,632
共産-69	3月10日				597				185,263	有	コピー代(2月分)		299
共産-70	3月10日				1,010					有	インクカートリッジ		505
共産-71	3月10日					3,000				有	雑誌購読料		3,000
共産-72	3月23日								177,512	無	賞与		88,756
共産-73	3月23日								49,671	有	社会保険料(2月分)	自己負担分含む	24,836
共産-74	3月23日						8,680			有	通信運搬料(NTT2月分)		4,340
共産-75	3月23日		3,210							有	56分勉強会		3,210
	3月小計	0	3,210	0	1,607	3,000	0	8,680	412,446	3月合計	428,943		217,577
共産-76	4月12日				790					有	コピー代(3月)	会計年度が異なる	790
共産-77	4月12日					12,240				有	新聞購読料	同上	12,240
共産-78	4月12日					9,000				有	新聞	同上	9,000
共産-79	4月12日					4,800				有	新聞	同上	4,800
共産-80	4月12日						4,780			有	議会報告印刷代	同上	4,780
共産-81	4月12日							15,855		有	庁舎管理費(後期分)	同上	15,855
共産-82	4月18日								49,671	有	社会保険料(3月分)	同上	49,671
共産-83	4月18日							9,237		有	通信運搬費(NTT3月分)	同上	9,237
共産-84	4月18日								177,075	有	給料(3月分)	同上	177,075
	4月小計	0	0	0	790	26,040	4,780	25,092	226,746	4月合計	283,448		283,448
	年間小計	24,150	15,113	0	18,217	83,670	260,875	172,753	3,055,978	年間合計	3,630,756		2,139,974

支出一覧表(社会県民クラブ)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
社ク-1	6月6日	170,000								無	内田議員調査研究費等名目手当		170,000
社ク-2	6月6日	189,000								無	小野議員調査研究費等名目手当		189,000
社ク-3	6月6日	131,000								無	高議員調査研究費等名目手当		131,000
社ク-4	6月6日	153,000								無	久原議員調査研究費等名目手当		153,000
社ク-5	6月6日	140,000								無	吉田議員調査研究費等名目手当		140,000
社ク-6	6月6日	140,000								無	平岩議員調査研究費等名目手当		140,000
社ク-7	6月2日	24,150								有	県政報告会横断幕	政務調査費との関係不明	24,150
社ク-8	6月23日	149,000								無	内田議員調査研究費等名目手当		149,000
社ク-9	6月23日	224,000								無	小野議員調査研究費等名目手当		224,000
社ク-10	6月23日	142,000								無	高議員調査研究費等名目手当		142,000
社ク-11	6月23日	195,000								無	久原議員調査研究費等名目手当		195,000
社ク-12	6月23日	204,000								無	吉田議員調査研究費等名目手当		204,000
社ク-13	6月23日	138,000								無	平岩議員調査研究費等名目手当		138,000
社ク-14	7月19日	8,660								無	集中豪雨現地調査日当		8,660
社ク-15	7月25日	8,400								有	トキハで視察時土産代		8,400
社ク-16	7月22日	1,890								有	生協で視察時土産代		1,890
社ク-17	7月22日	2,750								有	視察時写真現像代		2,750
社ク-18	7月25日	2,100								有	トキハで視察時土産代		2,100
社ク-19	7月27日	1,600								有	視察時写真現像代		1,600
社ク-20	8月1日	59,220								有	視察時ジャンボタクシー代	国会議員分は、「会派」としての調査研究活動でなく、国会議員分(7人の参加者中1名が国会議員)は按分して7分の6だけが政務調査費から支出が相当	8,460
社ク-21	8月2日	68,670								有	視察時バス代	参加者が不明	0
社ク-22	8月5日	149,000								無	内田議員調査研究費等名目手当		149,000
社ク-23	8月5日	178,000								無	小野議員調査研究費等名目手当		178,000
社ク-24	8月5日	107,000								無	高議員調査研究費等名目手当		107,000
社ク-25	8月5日	146,000								無	久原議員調査研究費等名目手当		146,000
社ク-26	8月5日	154,000								無	吉田議員調査研究費等名目手当		154,000
社ク-27	8月5日	110,000								無	平岩議員調査研究費等名目手当		110,000
社ク-28	8月5日	8,660								無	ダム視察時日当		8,660
社ク-29	8月9日	2,572								有	視察時写真現像代		2,572
社ク-30	9月13日	169,000								無	内田議員調査研究費等名目手当	領収書「大分県自治体政策調査研究協議会」宛先	169,000
社ク-31	9月13日	203,000								無	小野議員調査研究費等名目手当		203,000

支出一覧表(社会県民クラブ)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求める金額
社ク-32	9月13日	115,000								無	協議員調査研究費等名目手当		115,000
社ク-33	9月13日	178,000								無	久原議員調査研究費等名目手当		178,000
社ク-34	9月13日	175,000								無	吉田議員調査研究費等名目手当		175,000
社ク-35	9月13日	120,000								無	平岩議員調査研究費等名目手当		120,000
社ク-36	9月14日	13,560								無	台風14号視察時日当		13,560
社ク-37	9月15日	37,170								有	視察時「ヤンボウカシ」代	請求書「大分県自治体政策調査研究協議会」宛先	0
社ク-38	10月21日	191,000								無	内田議員調査研究費等名目手当		191,000
社ク-39	10月21日	251,000								無	小野議員調査研究費等名目手当		251,000
社ク-40	10月21日	152,000								無	瑞議員調査研究費等名目手当		152,000
社ク-41	10月21日	251,000								無	久原議員調査研究費等名目手当		251,000
社ク-42	10月21日	248,000								無	吉田議員調査研究費等名目手当		248,000
社ク-43	10月21日	162,000								無	平岩議員調査研究費等名目手当		162,000
社ク-44	11月21日	144,000								無	内田議員調査研究費等名目手当		144,000
社ク-45	11月21日	192,000								無	小野議員調査研究費等名目手当		192,000
社ク-46	11月21日	144,000								無	瑞議員調査研究費等名目手当		144,000
社ク-47	11月21日	166,000								無	久原議員調査研究費等名目手当		166,000
社ク-48	11月21日	172,000								無	吉田議員調査研究費等名目手当		172,000
社ク-49	11月21日	127,000								無	平岩議員調査研究費等名目手当		127,000
社ク-50	12月14日	165,000								無	内田議員調査研究費等名目手当		165,000
社ク-51	12月14日	195,000								無	小野議員調査研究費等名目手当		195,000
社ク-52	12月14日	131,000								無	瑞議員調査研究費等名目手当		131,000
社ク-53	12月14日	159,000								無	久原議員調査研究費等名目手当		159,000
社ク-54	12月14日	226,000								無	吉田議員調査研究費等名目手当		226,000
社ク-55	12月14日	128,000								無	平岩議員調査研究費等名目手当		128,000
社ク-56	12月14日	42,315								有	自治研センター会費	調査研究活動と関連無し	42,315
社ク-57	1月20日	145,000								無	内田議員調査研究費等名目手当		145,000
社ク-58	1月20日	223,000								無	小野議員調査研究費等名目手当		223,000
社ク-59	1月20日	155,000								無	瑞議員調査研究費等名目手当		155,000
社ク-60	1月20日	174,000								無	久原議員調査研究費等名目手当		174,000
社ク-61	1月20日	211,000								無	吉田議員調査研究費等名目手当		211,000
社ク-62	1月20日	148,000								無	平岩議員調査研究費等名目手当		148,000
社ク-63	2月7日	7,900								無	NTT「コモ福岡調査」日当	バス代は領収書取得困難なので、領収書がなくとも政務調査費からの支出が許容される。(JR券は領収書取得容易)	7,200
社ク-64	2月17日	129,000								無	内田議員調査研究費等名目手当		129,000
社ク-65	2月17日	188,000								無	小野議員調査研究費等名目手当		188,000

支出一覧表(社会県民クラブ)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求め金額
社ク-66	2月17日	134,000								無	高議員調査研究費等名目手当		134,000
社ク-67	2月17日	124,000								無	久原議員調査研究費等名目手当		124,000
社ク-68	2月17日	165,000								無	吉田議員調査研究費等名目手当		165,000
社ク-69	2月17日	128,000								無	平岩議員調査研究費等名目手当		128,000
社ク-70	3月20日	183,000								無	内田議員調査研究費等名目手当		183,000
社ク-71	3月20日	210,000								無	小野議員調査研究費等名目手当		210,000
社ク-72	3月20日	128,000								無	堀議員調査研究費等名目手当		128,000
社ク-73	3月20日	215,000								無	久原議員調査研究費等名目手当		215,000
社ク-74	3月20日	205,000								無	吉田議員調査研究費等名目手当		205,000
社ク-75	3月20日	145,000								無	平岩議員調査研究費等名目手当		145,000
社ク-76	3月20日	145,000								無	内田議員調査研究費等名目手当		145,000
社ク-77	3月20日	180,000								無	小野議員調査研究費等名目手当		180,000
社ク-78	3月20日	135,000								無	堀議員調査研究費等名目手当		135,000
社ク-79	3月20日	156,000								無	久原議員調査研究費等名目手当		156,000
社ク-80	3月20日	168,000								無	吉田議員調査研究費等名目手当		168,000
社ク-81	3月20日	139,000								無	平岩議員調査研究費等名目手当		139,000
社ク-82	4月10日	522,683								有	ゼンリン地図	会計年度が違 請求書と領収書の額が違う 選挙区分の購入で調査研究活動で はない	522,683
社ク-83	4月14日	117,000								無	内田議員調査研究費等名目手当		117,000
社ク-84	4月14日	120,000								無	小野議員調査研究費等名目手当		120,000
社ク-85	4月14日	94,000								無	堀議員調査研究費等名目手当		94,000
社ク-86	4月14日	117,000								無	久原議員調査研究費等名目手当		117,000
社ク-87	4月14日	94,000								無	吉田議員調査研究費等名目手当		94,000
社ク-88	4月14日	80,000								無	平岩議員調査研究費等名目手当		80,000
		12,350,300											12,193,000
		157,300											
		773,520											
社ク-89	5月25日		69,720							無	自治体議員全国学習会		69,720
社ク-90	7月6日		114,840							無	NPO法人女性の安全と健康のため の支援教育センター 研修講座 旅費のほか参加費3万円含		114,840
社ク-91	7月13日		18,588							有	56分勉強会負担金		18,588
社ク-92	8月1日		87,680							無	自治体財政分析講座		87,680
社ク-93	9月27日		15,750							有	56分勉強会負担金		15,750

支出一覧表(社会県民クラブ)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求め金額
社ク-94	12月6日		51,720							無	内田久原議員佐世保旅費	自治体議員団九プロ会幹事会	51,720
社ク-95	12月9日		19,080							有	56分勉強会負担金		19,080
社ク-96	12月13日		11,340							有	協議会視察先土産代	領収書「大分県地自休政策調査研究協議会」宛	11,340
社ク-97	1月19日		54,100							有	協議会タカソク代	領収書「大分県地自休政策調査研究協議会」宛	0
社ク-98	12月1日		383,880							無	議員団宮崎鹿児島研修旅費		383,880
社ク-99	1月14日		20,000							有	えびの会研修費	20,000円すべてが研修費用と確認可能	0
社ク-100	1月30日		75,780							無	吉田議員東京旅費	地方財政セミナー	75,780
社ク-101	2月21日		8,000							無	児童養護施設研修会出席日当		8,000
社ク-102	2月20日		3,000							有	児童養護施設研修会会費		0
社ク-103	3月17日		19,260							有	56分勉強会負担金		19,260
社ク-104	3月29日		35,020							無	姫島基会出席旅費日当	全国地方自治研究センター交流集会	35,020
	研修費小計		987,758										910,658
	返還を要しない額		77,100										
	領収有小計		161,118										
社ク-105	5月13日			21,000						無	会派検討会議出席日当		21,000
社ク-106	6月8日			3,000						無	平岩議員委員会出席時日当		3,000
社ク-107	6月21日			34,000						無	会派検討会議出席日当		34,000
社ク-108	8月10日			34,000						無	会派検討会議出席日当	一部8/17の支払	34,000
社ク-109	9月13日			26,000						無	会派検討会議出席日当		26,000
社ク-110	9月20日			34,000						無	会派検討会議出席日当		34,000
社ク-111	10月28日			34,000						無	会派検討会議出席日当	一部11/2の支払	34,000
社ク-112	11月22日			13,000						無	会派検討会議出席日当		13,000
社ク-113	12月13日			37,000						無	会派検討会議出席日当		37,000
社ク-114	1月12日			3,000						無	平岩議員委員会出席時日当		3,000
社ク-115	1月20日			31,000						無	会派検討会議出席日当		31,000
社ク-116	1月20日			15,000						無	調査会会議出席日当		15,000
社ク-117	1月27日			34,000						無	会派検討会議出席日当		34,000
社ク-118	1月27日			15,000						無	調査会会議出席日当		15,000
社ク-119	2月3日			3,000						無	平岩議員委員会出席時日当		3,000
社ク-120	2月17日			15,000						無	調査会会議出席日当		15,000
社ク-121	2月17日			34,000						無	会派検討会議出席日当		34,000
社ク-122	2月20日			34,000						無	議会対策会議出席日当		34,000
社ク-123	2月27日			26,000						無	議会対策会議出席日当		26,000
社ク-124	3月22日			7,000						無	議員と語ろう出席日当		7,000
	会議費小計			453,000									453,000

支出一覧表(社会県民クラブ)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
	返還を要しない額				0								
	領収有小計				0								
社ク-125	日付無し				2,336					有	コピー代	適切な案分をすべき	1,168
社ク-126	日付無し				139					有	コピー代	適切な案分をすべき	70
社ク-127	日付無し				2,177					有	コピー代	適切な案分をすべき	1,089
社ク-128	日付無し				3,069					有	コピー代	適切な案分をすべき	1,535
社ク-129	8月16日				15,210					有	農林統計協会費	調査研究活動とは無関係	15,210
社ク-130	日付無し				4,229					有	コピー代	適切な案分をすべき	2,115
社ク-131	日付無し				1,164					有	コピー代	適切な案分をすべき	582
社ク-132	日付無し				6,792					有	コピー代	適切な案分をすべき	3,396
社ク-133	日付無し				19,671					有	コピー代	適切な案分をすべき	9,836
社ク-134	12月26日				37,590					有	手帳代	調査研究活動とは無関係	37,590
社ク-135	日付無し				10,534					有	コピー代	適切な案分をすべき	5,267
社ク-136	2月7日				510					有	コピー代	適切な案分をすべき	255
社ク-137	3月8日				13,354					有	コピー代	適切な案分をすべき	6,677
社ク-138	日付無し				16,284					有	コピー代	適切な案分をすべき	8,142
	資料作成費小計				133,059								92,930
	返還を要しない額				40,130								
	領収有小計				133,059								
社ク-139	4月21日					18,000				有	地方自治情報誌購読料		0
社ク-140	4月21日					8,400				有	DAYS JAPAN購読料		0
社ク-141	4月29日					2,500				有	本代	地域における新自由主義教育改革	0
社ク-142	5月9日					2,105				有	週刊金曜日購読料		0
社ク-143	5月11日					11,800				有	新聞・雑誌購読料	4月中の20日間の新聞	11,800
社ク-144	4月26日					52,500				有	全国同和人権促進会への振込		52,500
社ク-145	5月20日					39,000				有	書籍代	「自由民主党50年史」	0
社ク-146	5月24日					25,000				有	書籍代	「近代教育の源流」	0
社ク-147	6月1日					2,105				有	週刊金曜日購読料		0
社ク-148	6月7日					920				有	書籍代	「追及・北海道警署金疑惑」	0
社ク-149	6月13日					1,000				有	書籍代	「もったいない」	0
社ク-150	6月14日					3,288				有	書籍代	「政治活動要覧」	0
社ク-151	6月15日					1,140				有	本代	書籍不明	0
社ク-152	6月20日					5,534				有	本代	書籍不明	0
社ク-153	6月15日					6,166				有	本代	書籍不明	0
社ク-154	6月22日					12,200				有	本代(新日本法規出版録差替)	領収書宛先「小野弘利」	12,200
社ク-155	6月23日					10,700				有	新聞・雑誌購読料	5月中の19日間の新聞	10,700

支出一覧表(社会県民クラブ)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
社ク-156	6月29日					55,000				有	自治体情報誌購入	イマジン出版社3誌	0
社ク-157	7月12日					63,120				有	商工新報購読料	業界新聞	0
社ク-158	7月14日					4,095				有	本代	書籍不明	0
社ク-159	6月22日					3,150				有	本代	書籍不明	0
社ク-160	7月3日					1,616				有	本代	書籍不明	0
社ク-161	7月28日					14,820				有	新聞・雑誌購読料	6月中の21日間の新聞	14,820
社ク-162	8月1日					4,080				有	議会開催時新聞購読料		4,080
社ク-163	8月4日					4,000				有	週刊誌購読料	書籍不明	0
社ク-164	8月9日					38,000				有	書籍	「最北端の島」(株)日本報道記者会 発刊	0
社ク-165	8月6日					2,414				有	書籍	書籍不明	0
社ク-166	8月1日					3,000				有	集会資料代	自治研大分研修会集会	0
社ク-167	8月17日					2,940				有	本代	書籍不明	0
社ク-168	8月24日					13,720				有	新聞・雑誌購読料	7月中の19日間の新聞	13,720
社ク-169	8月24日					1,470				有	本代	書籍不明	0
社ク-170	8月25日					6,220				有	雑誌代	世界・文藝春秋・中央公論	0
社ク-171	9月1日					2,000				有	雑誌代	書籍不明	0
社ク-172	9月5日					15,760				有	新聞・雑誌購読料	8月中の22日間の新聞	15,760
社ク-173	9月8日					3,500				有	書籍	「2004年度包括外部監査の通査簿」	0
社ク-174	10月7日					35,000				有	書籍	「憲法と日本のあゆみ明治・大正」	0
社ク-175	10月11日					550				有	本代	書籍不明	0
社ク-176	10月20日					14,400				有	新聞・雑誌購読料	9月中の20日間の新聞	14,400
社ク-177	10月26日					2,000				有	週刊金曜日購読料		0
社ク-178	10月24日					1,575				有	本代	書籍不明	0
社ク-179	10月30日					1,670				有	本代	書籍不明	0
社ク-180	10月3日					979				有	本代	書籍不明	0
社ク-181	11月4日					2,500				有	週刊金曜日購読料		0
社ク-182	11月9日					4,800				有	本代	書籍不明	0
社ク-183	11月13日					1,260				有	本代	書籍不明	0
社ク-184	11月22日					13,830				有	新聞・雑誌購読料	10月中の19日間の新聞	13,830
社ク-185	11月2日					12,600				有	「大隈論文選」 パンフ3冊分 (日本労働党福岡)	1冊については政務調査費から支出 すべき資料購入費としても、残りの2 冊分については調査研究活動とは いえない	8,400
社ク-186	11月25日					8,400				有	DAYS JAPAN購読料		0
社ク-187	12月5日					2,000				有	本代	書籍不明	0
社ク-188	11月26日					2,800				有	本代	書籍不明	0

支出一覧表(社会県民クラブ)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
社ク-189	11月29日					1,695				有	本代	書籍不明	0
社ク-190	12月16日					25,270				有	地図代		0
社ク-191	12月16日					10,000				有	労働新聞購読料	調査研究活動との関係不明確。支持母体に対する寄付と同視しうる。	10,000
社ク-192	不明					14,400				有	新聞・雑誌購読料	11月分の新聞 (重ねて謄写してしまい、領収書が はっきり写っていない)	14,400
社ク-193	12月27日					13,040				有	新聞・雑誌購読料	12月中の18日間の新聞	13,040
社ク-194	12月28日					8,510				有	議会開催時新聞購読料		8,510
社ク-195	1月17日					2,000				有	週刊金曜日購読料		0
社ク-196	1月19日					29,000				有	書籍代	「地球と環境の共生」	0
社ク-197	12月30日					1,778				有	本代	書籍不明	0
社ク-198	1月29日					5,350				有	本代	書籍不明	0
社ク-199	1月27日					30,000				有	本代	「日本の自然災害」	0
社ク-200	2月6日					1,500				有	週刊誌購読料	書籍不明	0
社ク-201	2月7日					40,000				有	書籍代	「追悼 小淵恵三」	0
社ク-202	1月31日					1,800				有	書籍代	書籍不明	0
社ク-203	2月10日					2,290				有	書籍代	書籍不明	0
社ク-204	2月12日					2,800				有	書籍代	書籍不明	0
社ク-205	2月15日					20,451				有	書籍代	世界・文藝春秋・中央公論・現代用語の基礎知識・イミダス・知恵蔵	0
社ク-206	2月20日					20,010				有	本代(新日本法規記録差替)	領収書宛先「小野弘利」	20,010
社ク-207	2月23日					13,720				有	新聞・雑誌購読料	1月中の19日間の新聞	13,720
社ク-208	2月27日					18,000				有	雑誌購読料	「地方自治情報誌」	0
社ク-209	2月27日					39,000				有	書籍代	「大日本帝国軍隊」	0
社ク-210	3月2日					2,000				有	週刊金曜日購読料		0
社ク-211	3月3日					14,000				有	書籍代	「村山富市」×7冊 調査研究という観点からはせいぜい 1冊分しか政務調査費からの支出は 認められない。	12,000
社ク-212	2月19日					1,800				有	書籍代	書籍不明	0
社ク-213	3月10日					13,720				有	新聞・雑誌購読料	2月中の19日間の新聞	13,720
社ク-214	3月15日					30,000				有	書籍代	「田中角栄」	0
社ク-215	3月5日					1,780				有	書籍代	書籍不明	0
社ク-216	3月10日					3,296				有	書籍代	書籍不明	0

支出一覧表(社会県民クラブ)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めらる金額
社ク-217	3月21日					17,133				有	書籍代	書籍不明	0
社ク-218	3月24日					2,940				有	書籍代	ヨーロッパドリーム	0
社ク-219	3月26日					12,348				有	書籍代	書籍不明	0
社ク-220	3月29日					4,760				有	議会開催時新聞購読料		4,760
社ク-221	3月31日					1,575				有	書籍代	書籍不明	0
社ク-222	4月10日					7,281				有	広辞苑	次年度の支出であり会計年度が誤っている(「その年度においての支出」)	7,281
社ク-223	4月14日					2,000				有	週刊金曜日購読料	次年度の支出であり会計年度が誤っている(「その年度においての支出」)	2,000
社ク-224	4月17日					18,240				有	新聞・雑誌購読料	3月中の新聞 次年度の支出であり会計年度が誤っている(「その年度においての支出」)	18,240
						979,114							309,891
						669,223							
						979,114							
社ク-225	4月21日					129,570				有	会報印刷代	調査研究活動以外の支出	129,570
社ク-226	4月18日					15,195				有	会報発送費用	調査研究活動以外の支出	15,195
社ク-227	7月25日					124,320				有	会報印刷代	調査研究活動以外の支出	124,320
社ク-228	7月28日					15,795				有	会報発送費用	調査研究活動以外の支出	15,795
社ク-229	10月14日					16,089				有	会報発送費用	調査研究活動以外の支出	16,089
社ク-230	11月8日					124,320				有	会報印刷代	調査研究活動以外の支出	124,320
社ク-231	1月5日					124,320				有	会報印刷代	調査研究活動以外の支出	124,320
社ク-232	1月6日					16,353				有	会報発送費用	調査研究活動以外の支出	16,353
						565,962							565,962
						0							
						565,962							
社ク-233	4月19日							79,790		有	切手代	1030通もの定形郵便、しかもうち174通の区域内郵便の発送にかかる切手代。および調査研究活動とは思えない。(会報発送時期に符合)	79,790
社ク-234	4月21日							80		有	切手代	客観的に見て特に不合理といえる点はない	0
社ク-235	4月20日							950		有	切手代		0
社ク-236	5月6日							31,200		有	切手代	390通もの郵便切手代。および調査研究活動とは思えない。	31,200
社ク-237	5月2日							320		有	切手代	客観的に見て特に不合理といえる点はない	0

支出一覧表(社会県民クラブ)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求め金額
社ク-238	5月9日							840		有	文具(ファイル)代	調査研究活動との関係が不明だが、少なくとも按分すべき	420
社ク-239	5月17日							45,360		有	インターネット接続料	適切な按分をすべき	22,680
社ク-240	5月18日							2,968		有	電話料金	適切な按分をすべき	1,484
社ク-241	5月20日							9,664		有	写真用紙・画面テープ等の文具	調査研究活動との関係が不明だが、少なくとも按分すべき	4,832
社ク-242	5月10日							80		有	切手代	客観的に見て特に不合理といえる点はない	0
社ク-243	5月13日							280		有	切手代		0
社ク-244	5月24日							80		有	切手代		0
社ク-245	5月12日							420		有	文具代	調査研究活動との関係が不明だが、少なくとも按分すべき	210
社ク-246	5月17日							6,570		有	プリンタ用インク代	調査研究活動との関係が不明だが、少なくとも按分すべき	3,285
社ク-247	日付無し							120,000		有	HP保守管理代	現在の県民クラブのHPはなく、社会県民クラブの会派としてのHPもなかった可能性が高い。したがって議員個人のHP保守料であった可能性が高く、政務調査費からの支出は認められない。	120,000
社ク-248	6月20日							2,994		有	電話料金	適切な按分をすべき	1,497
社ク-249	6月20日							5,250			インクリボン代	調査研究活動との関係が不明だが、少なくとも按分すべき	2,625
社ク-250	6月23日							140		有	切手代	客観的に見て特に不合理といえる点はない	0
社ク-251	6月21日							80		有	切手代		0
社ク-252	6月22日							90		有	切手代		0
社ク-253	7月13日							500		無	算定基礎届事務手続		0
社ク-254	不明判読不能							3,300		有	パソコンインク代	調査研究活動との関係が不明だが、少なくとも按分すべき	1,650
社ク-255	7月15日							18,400		有	書庫	調査研究活動用の書籍等のみならず、各種資料を備え置くことを考えると按分すべき	9,200
社ク-256	7月19日							3,099		有	電話料金	適切な按分をすべき	1,550

支出一覧表(社会県民クラブ)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
社ク-257	7月20日							10,800		有	パソコンインク代	調査研究活動との関係が不明だが、少なくとも按分すべき	5,400
社ク-258	7月25日							160		有	切手代	客観的に見て特に不合理といえる点はない	0
社ク-259	7月1日							120		有	切手代		0
社ク-260	7月22日							80		有	切手代		0
社ク-261	7月28日							75,840		有	切手代	1026通もの郵便 しかもうち416通の区域内郵便の発送にかかる切手代。おおよそ調査研究活動とは思えない。(宗報発送時期に符合)	-75,840
社ク-262	8月10日							1,760		有	切手代	客観的に見て特に不合理といえる点はない	0
社ク-263	8月12日							40,640		有	切手代	508通もの郵便はおおよそ調査研究活動とは思えない。	40,640
社ク-264	8月12日							17,745		有	切手代	273通もの郵便はおおよそ調査研究活動とは思えない	17,745
社ク-265	8月19日							3,189		有	電話料金	適切な按分をすべき	1,595
社ク-266	8月1日							80		有	切手代	客観的に見て特に不合理といえる点はない	0
社ク-267	8月19日							80		有	切手代		0
社ク-268	8月19日							15,840		有	切手代	198通もの郵便はおおよそ調査研究活動とは思えない	15,840
社ク-269	8月25日							4,590		有	インク、ホキス針等文具	適切な按分をすべき (領収書はないが請求書有)	2,295
社ク-270	8月26日							14,160		有	切手代	177通もの郵便はおおよそ調査研究活動とは思えない	14,160
社ク-271	9月21日							2,997		有	電話料金	適切な按分をすべき	1,499
社ク-272	9月27日							220		有	切手代	客観的に見て特に不合理といえる点はない	0
社ク-273	9月29日							4,160		有	切手代	52通もの郵便はおおよそ調査研究活動とは思えない	4,160
社ク-274	10月3日							480		有	切手代	客観的に見て特に不合理といえる点はない	0
社ク-275	10月7日							36,653		有	インク、ビネオテープ、パンチ等文具	適切な按分をすべき	18,327
社ク-276	10月17日							2,625		有	カードリーダー-購入費	適切な按分をすべき	1,313
社ク-277	10月19日							3,292		有	電話料金	適切な按分をすべき	1,646
社ク-278	8月9日							9,040		有	切手代	80円切手113枚の購入。一度に多量の切手を購入した場合、調査研究活動関連の切手とそれ以外の活動に関する切手が混同している可能性が高い。したがって、少なくとも按分すべき。	4,520

支出一覧表(社会県民クラブ)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求める金額
社ク-279	10月14日							77,805		有	切手代	1011通もの定形郵便、しかもうち205通の区域内郵便の発送にかかる切手代。および調査研究活動とは思えない。(会報発送時期に符合)	77,805
社ク-280	10月6日							120		有	切手代	客観的に見て特に不合理といえる点はない	0
社ク-281	10月18日							160		有	切手代		0
社ク-282	10月25日							80		有	切手代		0
社ク-283	11月2日							46,880		有	切手代	586通もの郵便はおよそ調査研究活動とは思えない	46,880
社ク-284	11月2日							18,720		有	切手代	288通もの区域内郵便はおよそ調査研究活動とは思えない	18,720
社ク-285	11月4日							29,440		有	切手代	368通もの郵便はおよそ調査研究活動とは思えない	29,440
社ク-286	11月4日							900		有	切手代	90円切手10枚の購入。一度に多量の切手を購入した場合、調査研究活動関連の切手とそれ以外の活動に関する切手が混同している可能性が高い。したがって、少なくとも按分すべき。	450
社ク-287	10月25日							180		有	切手代	客観的に見て特に不合理といえる点はない	0
社ク-288	10月31日							80		有	切手代		0
社ク-289	11月8日							23,374		有	ノート等の文具やパソコン用ペン	適切な按分をすべき	11,687
社ク-290	11月7日							4,850		有	パソコン用事務用品	適切な按分をすべき	2,425
社ク-291	11月21日							3,284		有	電話料金	適切な按分をすべき	1,642
社ク-292	11月28日							367		有	ペン代	適切な按分をすべき	184
社ク-293	11月8日							240		有	切手代		0
社ク-294	12月1日							80		有	切手代	客観的に見て特に不合理といえる点はない	0
社ク-295	11月25日							80		有	切手代		0
社ク-296	12月1日							1,470		有	文具代	適切な按分をすべき	735
社ク-297	12月8日							16,469		有	庁舎等管理費	適切な按分をすべき	8,235
社ク-298	12月9日							735		有	封筒代	適切な按分をすべき	368
社ク-299	12月14日							140,710		有	デジタルカメラ一式	調査研究活動との関係が不明確で、政務調査費から支出すべき理由もない	140,710
社ク-300	12月12日							120		有	切手代	客観的にみて特に不合理といえる点はない	0
社ク-301	12月15日							966		有	封筒代	適切な按分をすべき	483
社ク-302	12月16日							38,380		有	文具代	適切な按分	19,190
社ク-303	12月26日							3,196		有	電話料金	適切な按分をすべき	1,598
社ク-304	1月4日							525		有	ファイル代	適切な按分をすべき	263

支出一覧表(社会県民クラブ)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
社ク-305	1月4日							105		有	購入した物は不明だが、100円ショップのダイソーでの購入であることから事務用品か	適切な按分をすべき	53
社ク-306	12月26日							140		有	切手代	客観的に見て特に不合理といえる点はない	0
社ク-307	12月22日							240		有	切手代		0
社ク-308	12月30日							75,785		有	切手代	1006通もの定形郵便、しかもうち313通の区域内郵便の発送にかかる切手代。および調査研究活動とは思えない。	75,785
社ク-309	1月13日							21,190		有	切手代	326通もの区域内郵便はおおよそ調査研究活動とは思えない	21,190
社ク-310	1月13日							51,360		有	切手代	642通もの郵便はおおよそ調査研究活動とは思えない	51,360
社ク-311	日付無し							7,649		有	コピー用紙	適切な按分をすべき	3,825
社ク-312	1月19日							3,094		有	電話料金	適切な按分をすべき	1,547
社ク-313	1月25日							30,940		有	切手代	386通もの郵便はおおよそ調査研究活動とは思えない	30,940
社ク-314	2月15日							74,601		有	封筒、ホチキス針等文具	支出命令書には金額が74,601となっているが、銀行の振り込み明細をみると73,101にしかならない 適切な按分をすべき	37,301
社ク-315	2月17日							3,185		有	電話料金	適切な按分をすべき	1,593
社ク-316	1月10日							200		有	切手代	客観的に見て特に不合理といえる点はない	0
社ク-317	2月21日							80		有	切手代		0
社ク-318	2月27日							34,020		有	プリンタカートリッジ	適切な按分をすべき	17,010
社ク-319	2月16日							3,150		有	FAX用インクフィルム	適切な按分をすべき	1,575
社ク-320	3月22日							3,040		有	電話料金	適切な按分をすべき	1,520
社ク-321	2月27日							80		有	切手代		0
社ク-322	3月22日							80		有	切手代	客観的に見て特に不合理といえる点はない	0
社ク-323	2月22日							210		有	切手代		0
社ク-324	3月24日							21,970		有	のり、定規等の文具代	適切な按分をすべき	10,985
社ク-325	3月28日							95,235		有	封筒代	適切な按分をすべき	47,618
社ク-326	4月3日							36,401		有	庁舎等使用料	次年度の支出であり会計年度が誤っている(「その年度」においての支出)	36,401
社ク-327	4月3日							15,855		有	庁舎等管理費		15,855
社ク-328	4月10日							32,296		有	ファイル等の文具	(按分もされていない)	32,296

支出一覧表(社会県民クラブ)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求め金額
社ク-329	4月17日							987,735		有	デジタルカラー複合機	次年度の支出であり会計年度が誤っている(「その年度においての支出」) そもそも調査研究活動との関連不明で 政務調査費からの支出は許されない	987,735
社ク-330	4月18日							3,095		有	電話料金	次年度の支出であり会計年度が誤っている(「その年度においての支出」) (按分もされていない)	3,095
	事務費小計							2,487,953					2,224,395
	返還を求めない額							263,558					
	領収有小計							2,487,453					
社ク-331	4月21日								178,400	有	馬込雅子給料	適切な按分をすすべき	89,200
社ク-332	5月12日								72,828	有	労働保険料	適切な按分をすすべき	36,414
社ク-333	5月20日								178,400	有	馬込雅子給料	適切な按分をすすべき	89,200
社ク-334	5月20日								20,028	有	社会保険料	適切な按分をすすべき	10,014
社ク-335	6月21日								178,400	有	馬込雅子給料	適切な按分をすすべき	89,200
社ク-336	6月21日								20,028	有	社会保険料	適切な按分をすすべき	10,014
社ク-337	6月30日								357,000	有	期末手当	適切な按分をすすべき	178,500
社ク-338	領収書無								42,061	無	期末手当に伴う社会保険料	適切な按分をすすべき	21,031
社ク-339	7月21日								178,400	有	馬込雅子給料	適切な按分をすすべき	89,200
社ク-340	7月21日								20,028	有	社会保険料	適切な按分をすすべき	10,014
社ク-341	8月19日								178,400	有	馬込雅子給料	適切な按分をすすべき	89,200
社ク-342	8月19日								20,028	有	社会保険料	適切な按分をすすべき	10,014
社ク-343	9月21日								178,400	有	馬込雅子給料	適切な按分をすすべき	89,200
社ク-344	9月21日								20,028	有	社会保険料	適切な按分をすすべき	10,014
社ク-345	10月21日								178,400	有	馬込雅子給料	適切な按分をすすべき	89,200
社ク-346	10月21日								21,526	有	社会保険料	適切な按分をすすべき	10,763
社ク-347	11月21日								178,400	有	馬込雅子給料	適切な按分をすすべき	89,200
社ク-348	11月21日								21,526	有	社会保険料	適切な按分をすべき	10,763
社ク-349	12月9日								399,500	有	期末手当	適切な按分をすすべき	199,750
社ク-350	領収書無								47,715	無	期末手当に伴う社会保険料	適切な按分をすすべき	47,715
社ク-351	12月22日								178,400	有	馬込雅子給料	適切な按分をすすべき	89,200
社ク-352	12月22日								21,526	有	社会保険料	適切な按分をすべき	10,763
社ク-353	1月20日								178,400	有	馬込雅子給料	適切な按分をすべき	89,200
社ク-354	1月20日								21,526	有	社会保険料	適切な按分をすべき	10,763
社ク-355	2月21日								178,400	有	馬込雅子給料	適切な按分をすべき	89,200
社ク-356	2月21日								21,526	有	社会保険料	適切な按分をすべき	10,763

支出一覧表(社会県民クラブ)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
社ク-357	3月20日								178,400	有	馬込雅子給料	適切な按分をすべき	89,200
社ク-358	3月20日								21,526	有	社会保険料	適切な按分をすべき	10,763
社ク-359	4月21日								21,508	有	社会保険料	次年度の支出であり会計年度が誤っている(「その年度においての支出」) (按分もされていない)	21,526
	人件費小計								3,310,708				1,689,984
	返還を要しない額								1,620,725				
	領収有小計								3,220,932				
	年間小計	12,350,300	987,758	453,000	133,059	979,114	565,962	2,487,953	3,310,708	年間合計	21,267,854		18,439,819

支出一覧表(新政みらい)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求め金額
新政-1	4月22日	193,000								無	賀来議員県内各地活動日当		193,000
新政-2	4月22日	220,000								無	江藤議員県内各地活動日当		220,000
新政-3	4月22日	215,300								無	高村議員県内各地活動日当		215,300
新政-4	4月22日	219,000								無	吉富議員県内各地活動日当		219,000
新政-5	4月22日				40,000					無	各議員資料作成名目手当		40,000
新政-6	4月22日				548					有	コピー代	適切な按分すべき	274
新政-7	4月22日					80,000				無	各議員資料購入費手当		80,000
新政-8	4月23日						120,000			無	各議員事務費名目手当		120,000
	4月小計	847,300	0	0	40,548	80,000	0	120,000	0	0	1,087,848		1,087,574
新政-9	5月23日	215,000								無	賀来議員県内各地活動日当		215,000
新政-10	5月23日	220,000								無	江藤議員県内各地活動日当		220,000
新政-11	5月23日	215,000								無	高村議員県内各地活動日当		215,000
新政-12	5月23日	219,000								無	吉富議員県内各地活動日当		219,000
新政-13	5月23日			36,000						無	各議員会議等出席時日当		36,000
新政-14	5月23日				40,000					無	各議員資料作成名目手当		40,000
新政-15	5月23日					80,000				無	各議員資料購入費手当		80,000
新政-16	5月23日							120,000		無	各議員事務費名目手当		120,000
	5月小計	869,000	0	36,000	40,000	80,000	0	120,000	0	0	1,145,000		1,145,000
新政-17	6月30日	213,000								無	賀来議員県内各地活動日当		213,000
新政-18	6月30日	220,000								無	江藤議員県内各地活動日当		220,000
新政-19	6月30日	237,000								無	高村議員県内各地活動日当		237,000
新政-20	6月30日	223,000								無	吉富議員県内各地活動日当		223,000
新政-21	6月30日			46,000						無	各議員会議等出席時日当		46,000
新政-22	6月30日				40,000					無	各議員資料作成名目手当		40,000
新政-23	5月27日				79					有	コピー代	適切な按分すべき	39.5
新政-24	6月30日					80,000				無	各議員資料購入費手当		80,000
新政-25	6月30日							120,000		無	各議員事務費名目手当		120,000
新政-26	6月30日							4,370		有	コピー代	調査研究と無関係	4,370
	6月小計	893,000	0	46,000	40,079	80,000	0	124,370	0	0	1,183,449		1,183,409.5
新政-27	8月1日	221,000								無	賀来議員県内各地活動日当		221,000
新政-28	8月1日	225,000								無	江藤議員県内各地活動日当	8月1日請求・領収だが、7月分として まとめているので、それに做った(以 下、同じ)	225,000
新政-29	8月1日	213,300								無	高村議員県内各地活動日当		213,300
新政-30	8月1日	180,000								無	吉富議員県内各地活動日当		180,000
新政-31	7月1日		18,200							有	議会傍聴者弁当	調査研究と無関係	18,200
新政-32	8月1日			3,000						無	各議員会議等出席時日当		3,000
新政-33	8月1日				40,000					無	各議員資料作成名目手当		40,000

支出一覧表(新政みらい)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求め金額
新政-34	8月1日				219					有	コピー代	適切な按分すべき	109.5
新政-35	8月1日					80,000				無	各議員資料購入費手当		80,000
新政-36	8月1日						120,000			有	会報印刷代	単なる広報活動で政務調査と無関係	120,000
新政-37	8月1日					45,150				有	会報印刷代		45,150
新政-38	8月1日							120,000		無	各議員事務費名目手当		120,000
新政-39	7月6日							2,394		有	コピー代	調査研究と無関係	2,394
	7月小計	839,300	18,200	3,000	40,219	80,000	165,150	122,394	0	0	1,268,263		1,268,153.5
新政-40	8月26日	195,000								無	賀来議員県内各地活動日当		195,000
新政-41	8月26日	210,000								無	江藤議員県内各地活動日当		210,000
新政-42	8月26日	228,300								無	高村議員県内各地活動日当		228,300
新政-43	8月26日	205,000								無	吉富議員県内各地活動日当		205,000
新政-44	8月26日			56,000						無	各議員会議等出席時日当		56,000
新政-45	8月26日				40,000					無	各議員資料作成名目手当		40,000
新政-46	8月17日				691					有	コピー代	適切な按分すべき	345.5
新政-47	8月26日					80,000				無	各議員資料購入費手当		80,000
新政-48	8月26日					4,080				有	議会開催時新聞代		4,080
新政-49	8月26日							120,000		無	各議員事務費名目手当		120,000
新政-50	7月20日							2,100		有	コピー代	調査研究と無関係	2,100
	8月小計	838,300	0	56,000	40,691	84,080	0	122,100	0	0	1,141,171		1,140,825.5
新政-51	9月29日	191,000								無	賀来議員県内各地活動日当		191,000
新政-52	9月29日	190,000								無	江藤議員県内各地活動日当		190,000
新政-53	9月29日	228,600								無	高村議員県内各地活動日当		228,600
新政-54	9月29日	217,000								無	吉富議員県内各地活動日当		217,000
新政-55	9月29日		10,500							有	56分勉強会負担金	調査研究活動とはいえない	10,500
新政-56	9月29日		12,392							有	56分勉強会負担金		12,392
新政-57	9月22日		26,250							有	議会傍聴者弁当代	調査研究と無関係	26,250
新政-58	9月26日		23,000							有	議会傍聴者弁当代	調査研究と無関係	23,000
新政-59	9月29日			28,000						無	各議員会議等出席時日当		28,000
新政-60	9月29日				40,000					無	各議員資料作成名目手当		40,000
新政-61	日付無し				83					有	コピー代(領収書日付無し)	適切な按分すべき	41.5
新政-62	9月29日					80,000				無	各議員資料購入費手当		80,000
新政-63	9月29日							120,000		無	各議員事務費名目手当		120,000
新政-64	9月29日							2,247		有	コピー代	調査研究と無関係	2,247
	9月小計	826,600	72,142	28,000	40,083	80,000	0	122,247	0	0	1,169,072		1,169,030.5
新政-65	10月26日	189,000								無	賀来議員県内各地活動日当		189,000
新政-66	10月26日	195,000								無	江藤議員県内各地活動日当		195,000

支出一覧表(新政みらい)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求める金額
新政-67	10月26日	216,000								無	高村議員県内各地活動日当		216,000
新政-68	10月26日	180,000								無	吉富議員県内各地活動日当		180,000
新政-69	10月26日				40,000					無	各議員資料作成名目手当		40,000
新政-70	日付無し				37					有	コピー代(領収書日付無し)	適切な按分すべき	18.5
新政-71	10月26日					80,000				無	各議員資料購入費手当		80,000
新政-72	10月26日						135,000			有	会報印刷代	単なる広報活動で調査研究と無関係	135,000
新政-73	10月26日							120,000		無	各議員事務費名目手当		120,000
	10月小計	780,000	0	0	40,037	80,000	135,000	120,000	0	10月合計	1,155,037		1,155,018.5
新政-74	11月28日	165,000								無	賀来議員県内各地活動日当		165,000
新政-75	11月28日	220,000								無	江藤議員県内各地活動日当		220,000
新政-76	11月28日	226,600								無	高村議員県内各地活動日当		226,600
新政-77	11月28日	224,000								無	吉富議員県内各地活動日当		224,000
新政-78	11月28日			8,000						無	各議員会議等出席時日当		8,000
新政-79	11月28日				40,000					無	各議員資料作成名目手当		40,000
新政-80	11月15日				31,809					有	欧州視察写真現像代	調査研究活動との関係不明確	31,809
新政-81	11月19日				6,097					有			6,097
新政-82	11月28日					80,000				無	各議員資料購入費手当		80,000
新政-83	11月28日							120,000		無	各議員事務費名目手当		120,000
	11月小計	835,600	0	8,000	77,906	80,000	0	120,000	0	11月合計	1,121,506		1,121,506
新政-84	12月28日	200,000								無	賀来議員県内各地活動日当		200,000
新政-85	12月28日	210,000								無	江藤議員県内各地活動日当		210,000
新政-86	12月28日	214,000								無	高村議員県内各地活動日当		214,000
新政-87	12月28日	218,000								無	吉富議員県内各地活動日当		218,000
新政-88	12月28日		12,720							無	56分勉強会負担金	調査研究活動といえない	12,720
新政-89	12月28日			36,000						無	各議員会議等出席時日当		36,000
新政-90	12月28日				40,000					無	各議員資料作成名目手当		40,000
新政-91	12月28日				84,000					有	北欧視察報告書印刷代	調査研究との関係不明確(12月会報参照)	84,000
新政-92	日付無し				136					有	コピー代(領収書日付無し)	適切な按分すべき	68
新政-93	日付無し				37					有	コピー代(領収書日付無し)	適切な按分すべき	18.5
新政-94	12月28日					80,000				無	各議員資料購入費手当		80,000
新政-95	12月28日					4,080				有	議会開催時新聞代		4,080
新政-96	12月28日					4,430				有	議会開催時新聞代		4,430
新政-97	12月28日						132,000			有	会報印刷代	単なる広報活動で調査研究と無関係	132,000
新政-98	12月28日							120,000		無	各議員事務費名目手当		120,000

支出一覧表(新政みらい)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求め金額
	12月小計	842,000	12,720	36,000	124,173	88,510	132,000	120,000	0	12月合計	1,355,403		1,355,316.5
新政-99	1月25日	212,000								無	賀来議員県内各地活動日当		212,000
新政-100	1月25日	220,000								無	江藤議員県内各地活動日当		220,000
新政-101	1月25日	223,300								無	高村議員県内各地活動日当		223,300
新政-102	1月25日	204,000								無	吉富議員県内各地活動日当		204,000
新政-103	1月25日			28,000						無	各議員会議等出席時日当		28,000
新政-104	1月25日				40,000					無	各議員資料作成名目手当		40,000
新政-105	日付無し				246					有	不明(但書きもない)		246
新政-106	日付無し				567					有	コピー代(領収書日付無し)	適切な按分すべき	283.5
新政-107	1月25日					80,000				無	各議員資料購入費手当		80,000
新政-108	1月25日							120,000		無	各議員事務費名目手当		120,000
新政-109	1月26日							2,395		有	コピー代	調査研究と無関係	2,395
	1月小計	859,300	0	28,000	40,813	80,000	0	122,395	0	1月合計	1,130,508		1,130,224.5
新政-110	2月27日	172,000								無	賀来議員県内各地活動日当		172,000
新政-111	2月27日	210,000								無	江藤議員県内各地活動日当		210,000
新政-112	2月27日	226,600								無	高村議員県内各地活動日当		226,600
新政-113	2月27日	216,000								無	吉富議員県内各地活動日当		216,000
新政-114	2月27日			99,000						無	各議員会議等出席時日当		99,000
新政-115	2月27日				40,000					無	各議員資料作成名目手当		40,000
新政-116	2月7日				52					有	コピー代	適切な按分すべき	26
新政-117	2月27日					80,000				無	各議員資料購入費手当		80,000
新政-118	2月27日							120,000		無	各議員事務費名目手当		120,000
	2月小計	824,600	0	99,000	40,052	80,000	0	120,000	0	2月合計	1,163,652		1,163,626
新政-119	3月31日	177,000								無	賀来議員県内各地活動日当		177,000
新政-120	3月31日	330,000								無	江藤議員県内各地活動日当		330,000
新政-121	3月31日	180,000								無	高村議員県内各地活動日当		180,000
新政-122	3月31日	196,000								無	吉富議員県内各地活動日当		196,000
新政-123	3月31日		12,840							有	56分勉強会負担金	調査研究活動とはいえない	12,840
新政-124	3月31日		35,000							有	議会傍聴者弁当代	調査研究と無関係	35,000
新政-125	3月31日			28,000						無	各議員会議等出席時日当		28,000
新政-126	3月31日				40,000					無	各議員資料作成名目手当		40,000
新政-127	日付無し				1,504					有	コピー代(領収書日付無し)	適切な按分すべき	752
新政-128	3月8日				234					有	コピー代	適切な按分すべき	117
新政-129	3月31日					80,000				無	各議員資料購入費手当		80,000
新政-130	3月31日					8,000				有	書籍(村山雷市)購入費	調査研究活動との関係不明確	6,000
新政-131	3月31日					12,240				有	議会開催時新聞代		12,240

支出一覧表(新政みらい)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
新政-132	3月31日						135,000			有	会報印刷代	単なる広報活動で政務調査と無関係	135,000
新政-133	3月31日							120,000		無	各議員事務費名目手当		120,000
	3月小計	883,000	47,840	28,000	41,738	100,240	135,000	120,000	0	3月合計	1,355,818		1,352,949
	年間小計	10,138,000	150,902	368,000	606,339	992,830	567,150	1,453,506	0	年間合計	14,276,727		14,272,633.5

支出一覧表(県政クラブ)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求める金額
県ク-1	4月22日	99,000								無	梶原議員県内各地活動日当		99,000
県ク-2	4月22日	154,000								無	後藤議員県内各地活動日当		154,000
県ク-3	4月22日	106,000								無	佐藤議員県内各地活動日当		106,000
県ク-4	4月22日		107,900							無	4/4~5日田研修旅行日当		107,900
県ク-5	4月22日				30,000					無	各議員資料作成名目手当		30,000
県ク-6	4月22日					60,000				無	各議員資料購入費手当		60,000
県ク-7	4月18日						58,800			有	但書き記載無し	「梶原九州男後援会事務所」宛	58,800
県ク-8	4月22日						105,000			有	会報印刷代	「政策宣伝のため」	105,000
県ク-9	4月22日						78,750			有	会報印刷代	「県政クラブ佐藤博章」宛	78,750
県ク-10	4月22日						7,875			有	会報印刷代	「県政クラブ後藤史治」宛	7,875
県ク-11	4月23日							90,000		無	各議員事務費名目手当		90,000
	4月小計	359,000	107,900	0	30,000	60,000	250,425	90,000	0	0	897,325		897,325
県ク-12	5月23日	120,000								無	梶原議員県内各地活動日当		120,000
県ク-13	5月23日	182,000								無	佐藤議員県内各地活動日当		182,000
県ク-14	5月23日	174,000								無	後藤議員県内各地活動日当		174,000
県ク-15	5月23日				30,000					無	各議員資料作成名目手当		30,000
県ク-16	5月23日					60,000				無	各議員資料購入費手当		60,000
県ク-17	5月17日					2,800				有	本代	「後藤史治(県政クラブ)」宛	2,800
県ク-18	4月22日						53,704			有	会報発送郵便料金		53,704
県ク-19	5月23日							90,000		無	各議員事務費名目手当		90,000
	5月小計	476,000	0	0	30,000	62,800	53,704	90,000	0	0	712,504		712,504
県ク-20	6月30日	141,000								無	梶原議員県内各地活動日当		141,000
県ク-21	6月30日	248,000								無	後藤議員県内各地活動日当		248,000
県ク-22	6月30日	181,000								無	佐藤議員県内各地活動日当		181,000
県ク-23	6月30日			8,000						無	「県政を語る会」日当		8,000
県ク-24	6月30日				30,000					無	各議員資料作成名目手当		30,000
県ク-25	6月30日					60,000				無	各議員資料購入費手当		60,000
県ク-26	6月6日						57,750			有	印刷代(但書き記載無し)		57,750
県ク-27	6月30日							90,000		無	各議員事務費名目手当		90,000
県ク-28	日付無し							204		有	コピー代	適切な枚分すべき	102
県ク-29	6月9日							45,360		有	インターネット接続料	請求書の添付はないが、社会県民クラブ同様1年分の使用料と考えられる。適切な枚分をすべき。	22,680
県ク-30	日付無し							2,441		有	事務用品(但書き記載無し)	但し書きの記載はないが、領収書の発行元や金額からコピー用紙等と考えられる。	1,221
県ク-31	日付無し							1,062		有	コピー代	適切な枚分をすべき	531

支出一覧表(県政クラブ)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求める金額
	6月小計	570,000	0	8,000	30,000	60,000	57,750	139,067	0	0	864,817		840,284
県ク-32	8月2日	120,000								無	梶原議員県内各地活動日当		120,000
県ク-33	8月2日	200,000								無	後藤議員県内各地活動日当	8月2日請求・領収だが、7月分としてまとめているので、それに倣った(以下、同じ)	200,000
県ク-34	8月2日	160,000								無	佐藤議員県内各地活動日当		160,000
県ク-35	7月17日		6,700							有	不明	調査研究との関係不明 ファミマの「品代」領収書	6,700
県ク-36	6月30日			14,000						有	議会傍聴者弁当代		14,000
県ク-37	8月2日			15,000						無	「県政を語る会」日当		15,000
県ク-38	8月2日				30,000					無	各議員資料作成名目手当		30,000
県ク-39	8月2日					60,000				無	各議員資料購入費手当		60,000
県ク-40	7月27日						58,800			有	会報印刷代	「梶原九州男後援会事務所」宛	58,800
県ク-41	8月2日						105,000			有	会報印刷代	「政策宣伝のため」	105,000
県ク-42	8月2日						7,875			有	会報印刷代	「県政クラブ後藤史治」宛	7,875
県ク-43	8月2日						78,750			有	会報印刷代	「県政クラブ佐藤博章」宛	78,750
県ク-44							-5,000			無	会報印刷代不足分	8月分から支出	-5,000
県ク-45	8月2日							90,000		無	各議員事務費名目手当		90,000
県ク-46	日付無し							4,080		有	議会開催時新聞代		4,080
県ク-47	7月20日							1,575		有	コーヒ一代	調査研究と無関係	1,575
県ク-48	日付無し							37		有	コピー代	適切な按分すべき	19
県ク-49								1,796		有	証拠上の小計とあわない。		1,796
県ク-50	7月23日							4,610		有	プリンタ用インク	調査研究と関係不明 少なくとも按分すべき	2,305
	7月小計	480,000	6,700	29,000	30,000	60,000	245,425	102,098	0	0	953,223	事務費(コピー代)が含む8月帳尻合わせ	950,900
県ク-51	8月26日	86,000								無	梶原議員県内各地活動日当		86,000
県ク-52	8月26日	149,000								無	後藤議員県内各地活動日当		149,000
県ク-53	8月26日	210,000								無	佐藤議員県内各地活動日当		210,000
県ク-54	領収書不詳明									有	(後藤)研修会食事代5名分	領収書再提出必要 調査研究との関係不明	20,800
県ク-55	8月26日				30,000					無	各議員資料作成名目手当		30,000
県ク-56	8月26日					60,000				無	各議員資料購入費手当		60,000
県ク-57	8月26日						5,000			無	7月分会報印刷代不足分補填		5,000
県ク-58	7月22日						27,040			有	切手代(会報郵送代)	「政策宣伝のため」	27,040
県ク-59	日付無し							275		有	コピー代	7月事務費180円通払いとの記載ある	138
県ク-60	8月26日							90,000		無	各議員事務費名目手当		90,000
	8月小計	445,000	20,800	0	30,000	60,000	32,040	90,275	0	0	678,115	7月分会報費と事務費(コピー代)帳尻合わせ	677,978
県ク-61	9月29日	78,000								無	梶原議員県内各地活動日当		78,000
県ク-62	9月29日	197,000								無	後藤議員県内各地活動日当		197,000
県ク-63	9月29日	179,000								無	佐藤議員県内各地活動日当		179,000

支出一覧表(県政クラブ)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求める金額
県ク-64	9月27日		9,294							有	56分勉強会負担金	調査研究活動とはいえない	9,294
県ク-65	9月27日		7,875							有	56分勉強会負担金		7,875
県ク-66	9月29日				30,000					無	各議員資料作成名目手当		30,000
県ク-67	9月29日					60,000				無	各議員資料購入費手当		60,000
県ク-68	7月21日						59,535			有	切手代(会報郵送代)	「政策宣伝のため」	59,535
県ク-69	9月29日							90,000		無	各議員事務費名目手当		90,000
県ク-70	9月22日							55,735		有	雑誌(イマジン)購入費	調査研究との関係不明確 事務費での支出意味不明	55,735
	9月小計	454,000	17,169	0	30,000	60,000	59,535	145,735		0	766,439		766,439
県ク-71	10月26日	121,000								無	梶原議員県内各地活動日当		121,000
県ク-72	10月26日	189,000								無	後藤議員県内各地活動日当		189,000
県ク-73	10月26日	155,000								無	佐藤議員県内各地活動日当		155,000
県ク-74	10月26日			13,000						無	「県政を語る会」日当		13,000
県ク-75	10月26日				30,000					無	各議員資料作成名目手当		30,000
県ク-76	10月26日					60,000				無	各議員資料購入費手当		60,000
県ク-77	10月14日						58,800			有	会報印刷代	「梶原九州男後援会事務所」宛	58,800
県ク-78	10月26日						105,000			有	会報印刷代	「政策宣伝のため」	105,000
県ク-79	10月26日						7,875			有	会報印刷代	「県政クラブ後藤史治」宛	7,875
県ク-80	10月26日						84,000			有	会報印刷代	「県政クラブ佐藤博章」宛	84,000
県ク-81	10月26日							90,000		無	各議員事務費名目手当		90,000
県ク-82	10月11日							1,260		有	コピー用紙代	適切な按分すべき	630
	10月小計	465,000	0	13,000	30,000	60,000	255,675	91,260	0	0	914,935		914,305
県ク-83	11月28日	83,000								無	梶原議員県内各地活動日当		83,000
県ク-84	11月28日	157,000								無	後藤議員県内各地活動日当		157,000
県ク-85	11月28日	156,000								無	佐藤議員県内各地活動日当		156,000
県ク-86	11月28日			5,000						無	「県政を語る会」日当		5,000
県ク-87	11月28日				30,000					無	各議員資料作成名目手当		30,000
県ク-88	11月28日					60,000				無	各議員資料購入費手当		60,000
県ク-89	7月20日						25,000			有	切手代(会報郵送代)	使途不明だが、少なくとも「政策宣伝のため」	25,000
県ク-90	11月19日						49,350			有	印刷代	「佐藤ひろあき」宛て	49,350
県ク-91	11月2日							6,220		有	会派研修会写真代	調査研究との関係不明確	6,220
県ク-92	11月19日							7,744		有	会派研修会写真代	調査研究との関係不明確	7,744
県ク-93	11月19日							13,841		有	会派研修会写真代	調査研究との関係不明確	13,841
県ク-94								83		有	コピー代	調査研究との関係不明確	42
県ク-95	11月28日							90,000		無	各議員事務費名目手当	適切な按分すべき	90,000

支出一覧表(県政クラブ)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めらる金額
	11月小計	396,000	0	5,000	30,000	60,000	74,350	117,888	0	11月合計	683,288		683,197
県ク-96	12月28日	99,000								無	梶原議員県内各地活動日当		99,000
県ク-97	12月28日	141,000								無	後藤議員県内各地活動日当		141,000
県ク-98	12月28日	136,000								無	佐藤議員県内各地活動日当		136,000
県ク-99	12月28日		9,540							有	56分勉強会負担金		9,540
県ク-100	12月28日			11,000						無	「県政を語る会」日当		11,000
県ク-101	12月28日				30,000					無	各議員資料作成名目手当		30,000
県ク-102	12月28日				63,000					有	県議会海外視察報告書印刷代	調査研究との関係不明確	63,000
県ク-103	12月12日					5,980				有	全派控室備品	調査研究との関係不明確 ダレックスで買う商品でどのような物が「資料」となるか	5,980
県ク-104	12月28日					60,000				無	各議員資料購入費手当		60,000
県ク-105	12月28日						51,975			有	会報印刷代	「梶原九州男後援会事務所」宛	51,975
県ク-106	12月28日						105,000			有	会報印刷代	「政策宣伝のため」	105,000
県ク-107	12月28日						11,340			有	会報印刷代	「県政クラブ後藤史治」宛	11,340
県ク-108	12月28日						103,950			有	会報印刷代	「県政クラブ佐藤博章」宛	103,950
県ク-109	12月28日							90,000		無	各議員事務費名目手当		90,000
県ク-110	12月9日							11,550		有	印刷代	「後藤史治」宛	11,550
県ク-111	日付無し							4,430		有	議会開催時新聞代		4,430
県ク-112	日付無し							4,080		有	議会開催時新聞代		4,080
県ク-113	日付無し							3,150		有	プリンタカートリッジ	領主書宛先無し 調査研究との関係不明確 年賀状用の可能性大 (少なくとも按分必要)	1,575
	12月小計	376,000	9,540	11,000	93,000	65,980	272,265	113,210	0	12月合計	940,995		939,420
県ク-114	1月27日	113,000								無	梶原議員県内各地活動日当		113,000
県ク-115	1月27日	159,000								無	後藤議員県内各地活動日当		159,000
県ク-116	1月27日	35,000								無	佐藤議員県内各地活動日当		35,000
県ク-117	1月27日			5,000						無	「県政を語る会」日当		5,000
県ク-118	1月27日				30,000					無	各議員資料作成名目手当		30,000
県ク-119	1月27日					60,000				無	各議員資料購入費手当		60,000
県ク-120	1月1日						203,252			有	郵便料	1月1日に多量の郵送料=年賀状 調査研究活動ではない	203,252
県ク-121	日付無し							1,092		有	コピー代	適切な按分すべき	546
県ク-122	1月27日							90,000		無	各議員事務費名目手当		90,000
	1月小計	307,000	0	5,000	30,000	60,000	203,252	91,092	0	1月合計	696,344		695,798
県ク-123	2月27日	88,000								無	梶原議員県内各地活動日当		88,000
県ク-124	2月27日	149,000								無	後藤議員県内各地活動日当		149,000

支出一覧表(県政クラブ)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求め金額
県ク-125	2月27日	95,000								無	佐藤議員県内各地活動日当		95,000
県ク-126	2月27日		28,890							無	梶原議員福岡出張旅費日当		28,890
県ク-127	2月27日		30,530							無	佐藤議員福岡出張旅費日当		30,530
県ク-128	2月27日		29,600							無	後藤議員福岡出張旅費日当		29,600
県ク-129	2月27日				30,000					無	各議員資料作成名目手当		30,000
県ク-130	2月27日					60,000				無	各議員資料購入費手当		60,000
県ク-131	2月23日						136,500			有	印刷代		136,500
県ク-132	2月7日							88,200		有	雑誌(日経産業消費研究所)	雑誌が調査研究活動の事務費となる意味不明 調査研究との関係不明確	88,200
県ク-133	2月7日							275		有	コピー代	適切な按分すべき	138
県ク-134	日付無し							987		有	不明		987
県ク-135	2月27日							90,000		無	各議員事務費名目手当		90,000
	2月小計	332,000	89,020	0	30,000	60,000	136,500	179,462		0	826,982		826,845
県ク-136	3月31日	63,000								無	梶原議員県内各地活動日当		63,000
県ク-137	3月31日	104,000								無	後藤議員県内各地活動日当		104,000
県ク-138	3月31日	152,000								無	佐藤議員県内各地活動日当		152,000
県ク-139	3月17日		28,000							有	議会傍聴者弁当代		28,000
県ク-140	3月16日		9,630							有	56分勉強会負担金	調査研究活動とはいえない	9,630
県ク-141	3月31日				30,000					無	各議員資料作成名目手当		30,000
県ク-142	3月31日					60,000				無	各議員資料購入費手当		60,000
県ク-143	3月31日					1,890				有	本代		0
県ク-144	3月31日						81,000			有	印刷代	調査研究との関係不明確 少なくとも「政策宣伝のため」	81,000
県ク-145	3月8日							362		有	コピー代	適切な按分すべき	181
県ク-146	日付無し							12,240		有	議会開催時新聞代		12,240
県ク-147	3月31日							90,000		無	各議員事務費名目手当		90,000
	3月小計	319,000	37,630	0	30,000	61,890	81,000	102,602		0	632,122		630,051
	年間小計	4,979,000	288,759	71,000	423,000	730,670	1,721,921	1,352,689		0	9,567,039		9,535,044

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
自民-1	04/21	1,000,000								無	任意協議会		0
自民-2	04/21							36,401		有	庁舎使用料	平成16年度庁舎等使用料:大分県	18,200
自民-3	04/21				12,180					有	週刊自由民主	4月号料:29部	12,180
自民-4	04/21							179,545		有	給与	4月分	89,772
自民-5	04/22				108,220					有	月刊りぶる	年間購読料:30部	108,220
自民-6	04/22							50,400		有	FAXリース	年間保守料	25,200
	4月小計	1,000,000	0	0	120,400			179,545	1,386,746	4月合計			253,572
自民-7	05/10							8,295		有	FAXリース	4月分	4,147
自民-8	05/10				14,400					有	月刊自由民主	4月号:30部	14,400
自民-9	05/10							3,000		有	社会保険協会費	平成17年	1,500
自民-10	05/11							72,449		有	労働保険料	平成16年確定、17年度概算	36,224
自民-11	05/20							20,028		有	社会保険料	4月分	10,014
自民-12	05/20							179,545		有	給与	5月分	89,772
自民-13	05/20							5,998		有	NTT通話料	4月分	2,999
自民-14	05/20							45,360		有	IT利用料	年間利用料	22,680
自民-15	05/20				12,180					有	週刊自由民主	5月号:29部	12,180
自民-16	05/20				3,466					有	合同新聞	4月分	3,466
自民-17	05/20				3,007					有	読売新聞	4月分	3,007
自民-18	05/20			2,653						有	コピー代	4月分:702枚	1,326
自民-19	05/24				14,400					有	月刊自由民主	5月号:30部	14,400
自民-20	05/25	199,000								無	長田助勝	4月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-21	05/25	199,000								無	古手川茂樹	4月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-22	05/25	199,000								無	牧野浩朗	4月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-23	05/25	168,000								無	日野立明	4月分政務調査費:調査研究費	168,000
自民-24	05/25	199,000								無	佐々木敏夫	4月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-25	05/25	141,000								無	荒金信生	4月分政務調査費:調査研究費	141,000
自民-26	05/25	199,000								無	和田至誠	4月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-27	05/25	199,000								無	阿部英仁	4月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-28	05/25	199,000								無	安部省祐	4月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-29	05/25	199,000								無	矢野晃啓	4月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-30	05/25	187,000								無	阿部順治	4月分政務調査費:調査研究費	187,000
自民-31	05/25	199,000								無	志村学	4月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-32	05/25	199,000								無	近藤和義	4月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-33	05/25	189,000								無	佐藤健太郎	4月分政務調査費:調査研究費	189,000
自民-34	05/25	199,000								無	淵健児	4月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-35	05/25	199,000								無	井上伸史	4月分政務調査費:調査研究費	199,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求める金額
自民-36	05/25	197,000								無	大友一夫	4月分政務調査費:調査研究費	197,000
自民-37	05/25	199,000								無	田中利明	4月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-38	05/25	199,000								無	堤 俊之	4月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-39	05/25	197,000								無	首藤勝次	4月分政務調査費:調査研究費	197,000
自民-40	05/25	199,000								無	麻生栄作	4月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-41	05/25	199,000								無	桜木 博	4月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-42	05/25	199,000								無	御手洗吉生	4月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-43	05/25	199,000								無	油布勝秀	4月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-44	05/25	199,000								無	佐々木哲也	4月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-45	05/25	199,000								無	平野好文	4月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-46	05/25	199,000								無	元吉俊博	4月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-47	05/25	199,000								無	三浦 公	4月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-48	05/25					30,000				無	長田助勝	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-49	05/25					30,000				無	古手川茂樹	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-50	05/25					30,000				無	牧野浩朗	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-51	05/25					30,000				無	日野立明	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-52	05/25					30,000				無	佐々木敏夫	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-53	05/25					30,000				無	荒金信生	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-54	05/25					30,000				無	和田至誠	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-55	05/25					30,000				無	阿部英仁	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-56	05/25					30,000				無	安部省祐	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-57	05/25					30,000				無	矢野晃啓	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-58	05/25					30,000				無	阿部順治	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-59	05/25					30,000				無	志村 学	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-60	05/25					30,000				無	近藤和義	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-61	05/25					30,000				無	佐藤健太郎	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-62	05/25					30,000				無	淵 健児	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-63	05/25					30,000				無	井上伸史	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-64	05/25					30,000				無	大友一夫	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-65	05/25					30,000				無	田中利明	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-66	05/25					30,000				無	堤 俊之	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-67	05/25					30,000				無	首藤勝次	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-68	05/25					30,000				無	麻生栄作	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-69	05/25					30,000				無	桜木 博	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-70	05/25					30,000				無	御手洗吉生	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-71	05/25					30,000				無	油布勝秀	4月分政務調査費:資料購入費	30,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めらる金額
自民-72	05/25					30,000				無	佐々木哲也	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-73	05/25					30,000				無	平野好文	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-74	05/25					30,000				無	元吉俊博	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-75	05/25					30,000				無	三浦 公	4月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-76	05/25				21,000					無	長田助勝	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-77	05/25				21,000					無	古手川茂樹	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-78	05/25				21,000					無	牧野浩朗	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-79	05/25				21,000					無	日野立明	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-80	05/25				21,000					無	佐々木敏夫	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-81	05/25				21,000					無	荒金信生	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-82	05/25				21,000					無	和田至誠	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-83	05/25				21,000					無	阿部英仁	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-84	05/25				21,000					無	安部省祐	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-85	05/25				21,000					無	矢野晃啓	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-86	05/25				21,000					無	安部順治	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-87	05/25				21,000					無	志村 学	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-88	05/25				21,000					無	近藤和義	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-89	05/25				21,000					無	佐藤健太郎	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-90	05/25				21,000					無	淵 健児	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-91	05/25				21,000					無	井上伸史	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-92	05/25				21,000					無	大友一夫	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-93	05/25				21,000					無	田中利明	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-94	05/25				21,000					無	堤 俊之	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-95	05/25				21,000					無	首藤勝次	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-96	05/25				21,000					無	麻生栄作	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-97	05/25				21,000					無	桜木 博	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-98	05/25				21,000					無	御手洗吉生	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-99	05/25				21,000					無	油布勝秀	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-100	05/25				21,000					無	佐々木哲也	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-101	05/25				21,000					無	平野好文	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-102	05/25				21,000					無	元吉俊博	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-103	05/25				21,000					無	三浦 公	4月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-104	05/26							9,000		有	コム印など	阿部印房	21,000
自民-105	05/30							11,550		有	文具	サクラヤ文具店	9,000
自民-106	05/30					650				有	県職員録	大分県職員生協	5,775
5月小計		5,457,000	0	0	590,653	888,103	0	83,203	272,022	5月合計	7,290,981		7,116,540

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
自民-107	06/08			10,000						無	日野立明	5/9会派議員総会	10,000
自民-108	06/08			10,000						無	佐々木敏夫	5/9会派議員総会	10,000
自民-109	06/08			10,000						無	三浦公	5/9会派議員総会	10,000
自民-110	06/08			10,000						無	元吉俊博	5/9会派議員総会	10,000
自民-111	06/08			10,000						無	平野好文	5/9会派議員総会	10,000
自民-112	06/08			7,000						無	佐々木哲也	5/9会派議員総会	7,000
自民-113	06/08			5,000						無	油布勝秀	5/9会派議員総会	5,000
自民-114	06/08			10,000						無	御手洗吉生	5/9会派議員総会	10,000
自民-115	06/08			11,000						無	桜木博	5/9会派議員総会	11,000
自民-116	06/08			3,000						無	麻生栄作	5/9会派議員総会	3,000
自民-117	06/08			7,000						無	首藤勝次	5/9会派議員総会	7,000
自民-118	06/08			10,000						無	堤俊之	5/9会派議員総会	10,000
自民-119	06/08			10,000						無	田中利明	5/9会派議員総会	10,000
自民-120	06/08			0						無	大友一夫	5/9会派議員総会	0
自民-121	06/08			0						無	井上伸史	5/9会派議員総会	0
自民-122	06/08			5,000						無	淵健児	5/9会派議員総会	5,000
自民-123	06/08			7,000						無	佐藤健太郎	5/9会派議員総会	7,000
自民-124	06/08			7,000						無	近藤和義	5/9会派議員総会	7,000
自民-125	06/08			7,000						無	志村学	5/9会派議員総会	7,000
自民-126	06/08			7,000						無	阿部順治	5/9会派議員総会	7,000
自民-127	06/08			7,000						無	矢野晃啓	5/9会派議員総会	7,000
自民-128	06/08			3,000						無	安部省祐	5/9会派議員総会	3,000
自民-129	06/08			3,000						無	阿部英仁	5/9会派議員総会	3,000
自民-130	06/08			10,000						無	和田至誠	5/9会派議員総会	10,000
自民-131	06/08			0						無	荒金信生	5/9会派議員総会	0
自民-132	06/08			0						無	古田孝一郎	5/9会派議員総会	0
自民-133	06/08			5,000						無	牧野浩朗	5/9会派議員総会	5,000
自民-134	06/08			7,000						無	古手川茂樹	5/9会派議員総会	7,000
自民-135	06/08			10,000						無	長田助勝	5/9会派議員総会	10,000
自民-136	06/08			5,000						無	不明者	5/9会派議員総会 荒金信男か	5,000
自民-137	06/09							8,295		有	FAXリース	5月分	4,147
自民-138	06/09				4,993					有	コピー代	キャンペーン販売:5月分 1321枚	2,496
自民-139	06/09							700		有	郵便料	会議資料郵送料(5名)	700
自民-140	06/20				3,466					有	合同新聞	5月分	3,466
自民-141	06/20				3,007					有	読売新聞	5月分	3,007
自民-142	06/20				12,180					有	週刊自由民主	6月号:29部	12,180

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
自民-143	06/20					14,400				有	月刊自由民主	6月号:30部	14,400
自民-144	06/20						3,549			有	NTT通話料	6月分FAX回線	1,774
自民-145	06/21							20,028		有	社会保険料	5月分	10,014
自民-146	06/21							179,545		有	給与	6月分	89,772
自民-147	06/27					94,500				有	県教職員録	30冊	94,500
自民-148	06/28					30,000				無	長田助勝	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-149	06/28					30,000				無	古手川茂樹	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-150	06/28					30,000				無	牧野浩朗	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-151	06/28					30,000				無	日野立明	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-152	06/28					30,000				無	佐々木敏夫	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-153	06/28					30,000				無	荒金信生	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-154	06/28					30,000				無	和田至誠	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-155	06/28					30,000				無	阿部英仁	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-156	06/28					30,000				無	安部省祐	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-157	06/28					30,000				無	矢野晃啓	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-158	06/28					30,000				無	阿部順治	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-159	06/28					30,000				無	志村 学	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-160	06/28					30,000				無	近藤和義	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-161	06/28					30,000				無	佐藤健太郎	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-162	06/28					30,000				無	淵 健児	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-163	06/28					30,000				無	井上伸史	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-164	06/28					30,000				無	大友一夫	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-165	06/28					30,000				無	田中利明	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-166	06/28					30,000				無	堤 俊之	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-167	06/28					30,000				無	首藤勝次	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-168	06/28					30,000				無	麻生栄作	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-169	06/28					30,000				無	桜木 博	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-170	06/28					30,000				無	御手洗吉生	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-171	06/28					30,000				無	油布勝秀	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-172	06/28					30,000				無	佐々木哲也	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-173	06/28					30,000				無	平野好文	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-174	06/28					30,000				無	元吉俊博	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-175	06/28					30,000				無	三浦 公	5月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-176	06/28				21,000					無	長田助勝	5月分政務調査費:資料作成費	30,000
自民-177	06/28				21,000					無	古手川茂樹	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-178	06/28				21,000					無	牧野浩朗	5月分政務調査費:資料作成費	21,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めらる金額
自民-179	06/28				21,000					無	日野立明	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-180	06/28				21,000					無	佐々木敏夫	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-181	06/28				21,000					無	荒金信生	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-182	06/28				21,000					無	和田至誠	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-183	06/28				21,000					無	阿部英仁	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-184	06/28				21,000					無	安部省祐	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-185	06/28				21,000					無	矢野晃啓	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-186	06/28				21,000					無	安部順治	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-187	06/28				21,000					無	志村 学	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-188	06/28				21,000					無	近藤和義	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-189	06/28				21,000					無	佐藤健太郎	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-190	06/28				21,000					無	淵 健児	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-191	06/28				21,000					無	井上伸史	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-192	06/28				21,000					無	大友一夫	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-193	06/28				21,000					無	田中利明	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-194	06/28				21,000					無	堤 俊之	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-195	06/28				21,000					無	首藤勝次	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-196	06/28				21,000					無	麻生栄作	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-197	06/28				21,000					無	桜木 博	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-198	06/28				21,000					無	御手洗吉生	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-199	06/28				21,000					無	油布勝秀	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-200	06/28				21,000					無	佐々木哲也	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-201	06/28				21,000					無	平野好文	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-202	06/28				21,000					無	元吉俊博	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-203	06/28				21,000					無	三浦 公	5月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-204	06/28	199,000								無	長田助勝	5月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-205	06/28	199,000								無	古手川茂樹	5月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-206	06/28	199,000								無	牧野浩朗	5月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-207	06/28	152,000								無	日野立明	5月分政務調査費:調査研究費	152,000
自民-208	06/28	199,000								無	佐々木敏夫	5月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-209	06/28	172,000								無	荒金信生	5月分政務調査費:調査研究費	172,000
自民-210	06/28	199,000								無	和田至誠	5月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-211	06/28	199,000								無	阿部英仁	5月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-212	06/28	193,000								無	安部省祐	5月分政務調査費:調査研究費	193,000
自民-213	06/28	195,000								無	矢野晃啓	5月分政務調査費:調査研究費	195,000
自民-214	06/28	159,600								無	阿部順治	5月分政務調査費:調査研究費	159,600

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求める金額
自民-215	06/28	199,000								無	志村 学	5月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-216	06/28	199,000								無	近藤和義	5月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-217	06/28	193,000								無	佐藤健太郎	5月分政務調査費:調査研究費	193,000
自民-218	06/28	189,000								無	淵 健児	5月分政務調査費:調査研究費	189,000
自民-219	06/28	199,000								無	井上伸史	5月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-220	06/28	199,000								無	大友一夫	5月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-221	06/28	199,000								無	田中利明	5月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-222	06/28	199,000								無	堤 俊之	5月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-223	06/28	199,000								無	首藤勝次	5月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-224	06/28	187,000								無	麻生栄作	5月分政務調査費:調査研究費	187,000
自民-225	06/28	197,600								無	桜木 博	5月分政務調査費:調査研究費	197,600
自民-226	06/28	199,000								無	御手洗吉生	5月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-227	06/28	199,000								無	油布勝秀	5月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-228	06/28	199,000								無	佐々木哲也	5月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-229	06/28	187,300								無	平野好文	5月分政務調査費:調査研究費	187,300
自民-230	06/28	199,000								無	元吉俊博	5月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-231	06/28	199,000								無	三浦 公	5月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-232	06/30							357,000		有	夏季手当	夏季分	178,500
自民-233	06/30							42,061		有	社会保険料	夏季分	21,030
	6月小計	5,407,500	0	196,000	588,000	972,546	0	12,544	598,634	6月合計	7,775,224		7,467,486
自民-234	07/01	7,690,000								無	任意協議会		0
自民-235	07/01							120		有	郵便料	社会保険支払い届け	60
自民-236	07/01									無	日野立明	6/8地方行政機関の再編に関する説明会	10,000
自民-237	07/01			10,000						無	三浦 公	6/8地方行政機関の再編に関する説明会	10,000
自民-238	07/01			10,000						無	元吉俊博	6/8地方行政機関の再編に関する説明会	10,000
自民-239	07/01			7,000						無	佐々木哲也	6/8地方行政機関の再編に関する説明会	7,000
自民-240	07/01			5,000						無	油布勝秀	6/8地方行政機関の再編に関する説明会	5,000
自民-241	07/01			10,000						無	御手洗吉生	6/8地方行政機関の再編に関する説明会	10,000
自民-242	07/01			7,000						無	首藤勝次	6/8地方行政機関の再編に関する説明会	7,000
自民-243	07/01			10,000						無	堤 俊之	6/8地方行政機関の再編に関する説明会	10,000
自民-244	07/01			10,000						無	田中利明	6/8地方行政機関の再編に関する説明会	10,000
自民-245	07/01			10,000						無	大友一夫	6/8地方行政機関の再編に関する説明会	10,000
自民-246	07/01			11,000						無	井上伸史	6/8地方行政機関の再編に関する説明会	11,000
自民-247	07/01			5,000						無	淵 健児	6/8地方行政機関の再編に関する説明会	5,000
自民-248	07/01			7,000						無	佐藤健太郎	6/8地方行政機関の再編に関する説明会	7,000
自民-249	07/01			7,000						無	近藤和義	6/8地方行政機関の再編に関する説明会	7,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
自民-250	07/01			7,000						無	志村 学	6/8地方行政機関の再編に関する説明会	7,000
自民-251	07/01			7,000						無	阿部順治	6/8地方行政機関の再編に関する説明会	7,000
自民-252	07/01			7,000						無	矢野晃啓	6/8地方行政機関の再編に関する説明会	7,000
自民-253	07/01			3,000						無	阿部英仁	6/8地方行政機関の再編に関する説明会	3,000
自民-254	07/01			10,000						無	和田至誠	6/8地方行政機関の再編に関する説明会	10,000
自民-255	07/01			7,000						無	古田き一郎	6/8地方行政機関の再編に関する説明会	7,000
自民-256	07/01			7,000						無	古手川茂樹	6/8地方行政機関の再編に関する説明会	7,000
自民-257	07/12							8,295		有	FAXリース	6月分	4,147
自民-258	07/12							500		有	交通費	社会保険算定基礎届け:バス代	250
自民-259	07/14		89,844							有	56分勉強会	平成17年度勉強会負担金	89,844
自民-260	07/19							2,835		有	コピー代	キャノン販売:月分 750枚	1,417
自民-261	07/21				3,466					有	合同新聞	6月分	3,466
自民-262	07/21				3,007					有	読売新聞	6月分	3,007
自民-263	07/21				11,760					有	週刊自由民主	7月号:28部	11,760
自民-264	07/21							4,364		有	NTT通話料	6月分	2,182
自民-265	07/21							179,545		有	給与	7月分	89,772
自民-266	07/21							20,028		有	社会保険料	6月分	10,014
自民-267	07/21				14,400					有	月刊自由民主	7月号:30部	14,400
自民-268	07/28							15,300		有	FAXトナー代	トナーマガジントタイプ2	7,650
自民-269	07/28							30		有	FAXトナー代	送金手数料不足分	15
自民-270	07/29					30,000				無	長田助勝	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-271	07/29				30,000					無	古手川茂樹	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-272	07/29				30,000					無	牧野浩朗	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-273	07/29				30,000					無	古田き一郎	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-274	07/29				30,000					無	日野立明	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-275	07/29				30,000					無	佐々木敏夫	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-276	07/29				30,000					無	荒金信生	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-277	07/29				30,000					無	和田至誠	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-278	07/29				30,000					無	阿部英仁	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-279	07/29				30,000					無	安部省祐	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-280	07/29				30,000					無	矢野晃啓	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-281	07/29				30,000					無	阿部順治	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-282	07/29				30,000					無	志村 学	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-283	07/29				30,000					無	近藤和義	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-284	07/29				30,000					無	佐藤健太郎	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-285	07/29				30,000					無	淵 健児	6月分政務調査費:資料購入費	30,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めらる金額
自民-286	07/29					30,000				無	井上伸史	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-287	07/29					30,000				無	大友一夫	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-288	07/29					30,000				無	田中利明	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-289	07/29					30,000				無	堤 俊之	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-290	07/29					30,000				無	首藤勝次	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-291	07/29					30,000				無	麻生栄作	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-292	07/29					30,000				無	桜木 博	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-293	07/29					30,000				無	御手洗吉生	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-294	07/29					30,000				無	油布勝秀	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-295	07/29					30,000				無	佐々木哲也	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-296	07/29					30,000				無	平野好文	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-297	07/29					30,000				無	元吉俊博	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-298	07/29					30,000				無	三浦 公	6月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-299	07/29	199,000								無	長田助勝	6月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-300	07/29	199,000								無	古手川茂樹	6月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-301	07/29	199,000								無	牧野浩朗	6月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-302	07/29	116,000								無	古田き一郎	6月分政務調査費:調査研究費	116,000
自民-303	07/29	176,000								無	日野立明	6月分政務調査費:調査研究費	176,000
自民-304	07/29	199,000								無	佐々木敏夫	6月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-305	07/29	175,000								無	荒金信生	6月分政務調査費:調査研究費	175,000
自民-306	07/29	199,000								無	和田至誠	6月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-307	07/29	199,000								無	阿部英仁	6月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-308	07/29	199,000								無	安部省祐	6月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-309	07/29	182,000								無	矢野晃啓	6月分政務調査費:調査研究費	182,000
自民-310	07/29	197,600								無	阿部順治	6月分政務調査費:調査研究費	197,600
自民-311	07/29	199,000								無	志村 学	6月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-312	07/29	199,000								無	近藤和義	6月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-313	07/29	174,000								無	佐藤健太郎	6月分政務調査費:調査研究費	174,000
自民-314	07/29	191,000								無	淵 健児	6月分政務調査費:調査研究費	191,000
自民-315	07/29	194,000								無	井上伸史	6月分政務調査費:調査研究費	194,000
自民-316	07/29	185,000								無	大友一夫	6月分政務調査費:調査研究費	185,000
自民-317	07/29	199,000								無	田中利明	6月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-318	07/29	199,000								無	堤 俊之	6月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-319	07/29	199,000								無	首藤勝次	6月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-320	07/29	199,000								無	麻生栄作	6月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-321	07/29	199,000								無	桜木 博	6月分政務調査費:調査研究費	199,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めらる金額
自民-322	07/29	199,000								無	御手洗吉生	6月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-323	07/29	199,000								無	油布勝秀	6月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-324	07/29	199,000								無	佐々木哲也	6月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-325	07/29	199,000								無	平野好文	6月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-326	07/29	199,000								無	元吉俊博	6月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-327	07/29	199,000								無	三浦 公	6月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-328	07/29				21,000					無	長田助勝	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-329	07/29				21,000					無	古手川茂樹	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-330	07/29				21,000					無	牧野浩朗	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-331	07/29				21,000					無	古田吉一郎	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-332	07/29				21,000					無	日野立明	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-333	07/29				21,000					無	佐々木敏夫	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-334	07/29				21,000					無	荒金信生	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-335	07/29				21,000					無	和田至誠	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-336	07/29				21,000					無	阿部英仁	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-337	07/29				21,000					無	安部省祐	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-338	07/29				21,000					無	矢野晃啓	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-339	07/29				21,000					無	安部順治	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-340	07/29				21,000					無	志村 学	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-341	07/29				21,000					無	近藤和義	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-342	07/29				21,000					無	佐藤健太郎	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-343	07/29				21,000					無	淵 健児	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-344	07/29				21,000					無	井上伸史	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-345	07/29				21,000					無	大友一夫	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-346	07/29				21,000					無	田中利明	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-347	07/29				21,000					無	堤 俊之	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-348	07/29				21,000					無	首藤勝次	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-349	07/29				21,000					無	麻生栄作	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-350	07/29				21,000					無	桜木 博	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-351	07/29				21,000					無	御手洗吉生	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-352	07/29				21,000					無	油布勝秀	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-353	07/29				21,000					無	佐々木哲也	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-354	07/29				21,000					無	平野好文	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-355	07/29				21,000					無	元吉俊博	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-356	07/29				21,000					無	三浦 公	6月分政務調査費:資料作成費	21,000
7月小計		13,260,600	89,844	167,000	609,000	902,633	0	31,444	199,573	7月合計	15,260,094		7,454,584

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めらる金額
自民-357	08/02					1,320				有	合同新聞	6月議会中新聞購読料	1,320
自民-358	08/02					1,320				有	読売新聞	6月議会中新聞購読料	1,320
自民-359	08/02					1,320				有	朝日新聞	6月議会中新聞購読料	1,320
自民-360	08/02					1,320				有	毎日新聞	6月議会中新聞購読料	1,320
自民-361	08/02					1,320				有	西日本新聞	6月議会中新聞購読料	1,320
自民-362	08/02					1,560				有	日本経済新聞	6月議会中新聞購読料	1,320
自民-363	08/16							8,295		有	FAXリース	7月分	1,560
自民-364	08/16				21,912					有	コピー一代	7月分:5797枚	4,147
自民-365	08/19					11,760				有	週刊自由民主	8月号:28部	10,956
自民-366	08/19					3,466				有	合同新聞	7月分	11,760
自民-367	08/19					3,007				有	読売新聞	7月分	3,466
自民-368	08/19							4,012		有	NTT通話料	7月分	3,007
自民-369	08/19								176,100	有	給与	7月分	2,006
自民-370	08/19								20,028	有	社会保険料	7月分	88,050
自民-371	08/23					14,400				有	月刊自由民主	8月号:30部	10,014
自民-372	08/23					44,100				有	住宅地図	日田地区	14,400
自民-373	08/25	199,000								無	長田助勝	7月分政務調査費:調査研究費	44,100
自民-374	08/25	199,000								無	古手川茂樹	7月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-375	08/25	199,000								無	牧野浩朗	7月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-376	08/25	136,000								無	古田き一郎	7月分政務調査費:調査研究費	136,000
自民-377	08/25	177,000								無	日野立明	7月分政務調査費:調査研究費	177,000
自民-378	08/25	199,000								無	佐々木敏夫	7月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-379	08/25	199,000								無	和田至誠	7月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-380	08/25	199,000								無	阿部英仁	7月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-381	08/25	191,000								無	安部省祐	7月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-382	08/25	197,500								無	矢野晃啓	7月分政務調査費:調査研究費	191,000
自民-383	08/25	199,000								無	阿部順治	7月分政務調査費:調査研究費	197,500
自民-384	08/25	199,000								無	志村 学	7月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-385	08/25	199,000								無	近藤和義	7月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-386	08/25	185,000								無	佐藤健太郎	7月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-387	08/25	186,000								無	淵 健児	7月分政務調査費:調査研究費	185,000
自民-388	08/25	199,000								無	井上伸史	7月分政務調査費:調査研究費	186,000
自民-389	08/25	199,000								無	大友一夫	7月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-390	08/25	199,000								無	田中利明	7月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-391	08/25	183,000								無	堤 俊之	7月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-392	08/25	199,000								無	首藤勝次	7月分政務調査費:調査研究費	183,000
													199,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
自民-393	08/25	199,000								無	麻生栄作	7月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-394	08/25	199,000								無	桜木 博	7月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-395	08/25	182,000								無	御手洗吉生	7月分政務調査費:調査研究費	182,000
自民-396	08/25	199,000								無	油布勝秀	7月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-397	08/25	193,000								無	佐々木哲也	7月分政務調査費:調査研究費	193,000
自民-398	08/25	199,000								無	平野好文	7月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-399	08/25	199,000								無	元吉俊博	7月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-400	08/25	199,000								無	三浦 公	7月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-401	08/25	10,000								無	荒金信生		10,000
自民-402	08/25				21,000					無	長田助勝	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-403	08/25				21,000					無	古手川茂樹	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-404	08/25				21,000					無	牧野浩朗	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-405	08/25				21,000					無	古田き一郎	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-406	08/25				21,000					無	日野立明	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-407	08/25				21,000					無	佐々木敏夫	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-408	08/25				21,000					無	和田至誠	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-409	08/25				21,000					無	阿部英仁	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-410	08/25				21,000					無	安部省祐	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-411	08/25				21,000					無	矢野晃啓	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-412	08/25				21,000					無	安部順治	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-413	08/25				21,000					無	志村 学	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-414	08/25				21,000					無	近藤和義	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-415	08/25				21,000					無	佐藤健太郎	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-416	08/25				21,000					無	淵 健児	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-417	08/25				21,000					無	井上伸史	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-418	08/25				21,000					無	大友一夫	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-419	08/25				21,000					無	田中利明	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-420	08/25				21,000					無	堤 俊之	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-421	08/25				21,000					無	首藤勝次	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-422	08/25				21,000					無	麻生栄作	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-423	08/25				21,000					無	桜木 博	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-424	08/25				21,000					無	御手洗吉生	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-425	08/25				21,000					無	油布勝秀	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-426	08/25				21,000					無	佐々木哲也	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-427	08/25				21,000					無	平野好文	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-428	08/25				21,000					無	元吉俊博	7月分政務調査費:資料作成費	21,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めらる金額
自民-429	08/25				21,000					無	三浦 公	7月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-430	08/25					30,000				無	長田助勝	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-431	08/25					30,000				無	古手川茂樹	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-432	08/25					30,000				無	牧野浩朗	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-433	08/25					30,000				無	古田き一郎	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-434	08/25					30,000				無	日野立明	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-435	08/25					30,000				無	佐々木敏夫	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-436	08/25					30,000				無	和田至誠	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-437	08/25					30,000				無	阿部英仁	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-438	08/25					30,000				無	安部省祐	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-439	08/25					30,000				無	矢野晃啓	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-440	08/25					30,000				無	阿部順治	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-441	08/25					30,000				無	志村 学	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-442	08/25					30,000				無	近藤和義	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-443	08/25					30,000				無	佐藤健太郎	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-444	08/25					30,000				無	淵 健児	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-445	08/25					30,000				無	井上伸史	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-446	08/25					30,000				無	大友一夫	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-447	08/25					30,000				無	田中利明	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-448	08/25					30,000				無	堤 俊之	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-449	08/25					30,000				無	首藤勝次	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-450	08/25					30,000				無	麻生栄作	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-451	08/25					30,000				無	桜木 博	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-452	08/25					30,000				無	御手洗吉生	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-453	08/25					30,000				無	油布勝秀	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-454	08/25					30,000				無	佐々木哲也	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-455	08/25					30,000				無	平野好文	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-456	08/25					30,000				無	元吉俊博	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-457	08/25					30,000				無	三浦 公	7月分政務調査費:資料購入費	30,000
8月小計		5,421,500	0	0	609,912	924,893	0	12,307	196,128	8月合計	7,164,740		7,049,566
自民-458	09/12				14,726					有	コビ一代	8月分:3896枚	7,363
自民-459	09/12							8,295		有	FAXリース	8月分	4,147
自民-460	09/21			10,000						無	日野立明	8/10地方機関の統廃合について	10,000
自民-461	09/21			10,000						無	佐々木敏夫	8/10地方機関の統廃合について	10,000
自民-462	09/21			10,000						無	三浦 公	8/10地方機関の統廃合について	10,000
自民-463	09/21			10,000						無	元吉俊博	8/10地方機関の統廃合について	10,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
自民-464	09/21			10,000						無	平野好文	8/10地方機関の統廃合について	10,000
自民-465	09/21			7,000						無	佐々木哲也	8/10地方機関の統廃合について	7,000
自民-466	09/21			5,000						無	油布勝秀	8/10地方機関の統廃合について	5,000
自民-467	09/21			10,000						無	御手洗吉生	8/10地方機関の統廃合について	10,000
自民-468	09/21			11,000						無	桜木 博	8/10地方機関の統廃合について	11,000
自民-469	09/21			3,000						無	麻生栄作	8/10地方機関の統廃合について	3,000
自民-470	09/21			7,000						無	首藤勝次	8/10地方機関の統廃合について	7,000
自民-471	09/21			10,000						無	堤 俊之	8/10地方機関の統廃合について	10,000
自民-472	09/21			10,000						無	田中利明	8/10地方機関の統廃合について	10,000
自民-473	09/21			10,000						無	大友一夫	8/10地方機関の統廃合について	10,000
自民-474	09/21			11,000						無	井上伸史	8/10地方機関の統廃合について	11,000
自民-475	09/21			5,000						無	淵 健児	8/10地方機関の統廃合について	5,000
自民-476	09/21			7,000						無	佐藤健太郎	8/10地方機関の統廃合について	7,000
自民-477	09/21			7,000						無	近藤和義	8/10地方機関の統廃合について	7,000
自民-478	09/21			7,000						無	志村 学	8/10地方機関の統廃合について	7,000
自民-479	09/21			7,000						無	阿部順治	8/10地方機関の統廃合について	7,000
自民-480	09/21			7,000						無	矢野晃啓	8/10地方機関の統廃合について	7,000
自民-481	09/21			3,000						無	安部省祐	8/10地方機関の統廃合について	3,000
自民-482	09/21			3,000						無	阿部英仁	8/10地方機関の統廃合について	3,000
自民-483	09/21			10,000						無	和田至誠	8/10地方機関の統廃合について	10,000
自民-484	09/21			7,000						無	古田き一郎	8/10地方機関の統廃合について	7,000
自民-485	09/21			5,000						無	牧野浩朗	8/10地方機関の統廃合について	5,000
自民-486	09/21			7,000						無	古手川茂樹	8/10地方機関の統廃合について	7,000
自民-487	09/21			10,000						無	長田助勝	8/10地方機関の統廃合について	10,000
自民-488	09/21							176,100		有	給与	9月分	88,050
自民-489	09/21							3,804		有	NTT通話料	8月分	1,902
自民-490	09/21				14,400					有	月刊自由民主	9月号:30部	14,400
自民-491	09/21							11,760		有	週刊自由民主	9月号:28部	11,760
自民-492	09/21				3,466					有	合同新聞	8月分	3,466
自民-493	09/21				3,007					有	読売新聞	8月分	3,007
自民-494	09/21							20,028		有	社会保険料	8月分	10,014
自民-495	09/22							9,025		有	文具	大分フォーラス	4,512
自民-496	09/27		73,500							有	56分勉強会	平成17年度勉強会負担金	73,500
自民-497	09/27				30,000					無	長田助勝	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-498	09/27				30,000					無	古手川茂樹	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-499	09/27				30,000					無	牧野浩朗	8月分政務調査費:資料購入費	30,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めらる金額
自民-500	09/27					0				無	古田き一郎	8月分政務調査費:資料購入費	0
自民-501	09/27					30,000				無	日野立明	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-502	09/27					30,000				無	佐々木敏夫	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-503	09/27					30,000				無	和田至誠	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-504	09/27					30,000				無	阿部英仁	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-505	09/27					30,000				無	安部省祐	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-506	09/27					30,000				無	矢野晃啓	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-507	09/27					30,000				無	阿部順治	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-508	09/27					30,000				無	志村 学	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-509	09/27					30,000				無	近藤和義	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-510	09/27					30,000				無	佐藤健太郎	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-511	09/27					30,000				無	淵 健児	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-512	09/27					30,000				無	井上伸史	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-513	09/27					30,000				無	大友一夫	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-514	09/27					30,000				無	田中利明	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-515	09/27					30,000				無	堤 俊之	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-516	09/27					30,000				無	首藤勝次	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-517	09/27					30,000				無	麻生栄作	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-518	09/27					30,000				無	桜木 博	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-519	09/27					30,000				無	御手洗吉生	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-520	09/27					30,000				無	油布勝秀	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-521	09/27					30,000				無	佐々木哲也	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-522	09/27					30,000				無	平野好文	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-523	09/27					30,000				無	元吉俊博	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-524	09/27					30,000				無	三浦 公	8月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-525	09/27				21,000					無	長田助勝	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-526	09/27				21,000					無	古手川茂樹	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-527	09/27				21,000					無	牧野浩朗	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-528	09/27				0					無	古田き一郎	8月分政務調査費:資料作成費	0
自民-529	09/27				21,000					無	日野立明	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-530	09/27				21,000					無	佐々木敏夫	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-531	09/27				21,000					無	和田至誠	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-532	09/27				21,000					無	阿部英仁	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-533	09/27				21,000					無	安部省祐	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-534	09/27				21,000					無	矢野晃啓	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-535	09/27				21,000					無	安部順治	8月分政務調査費:資料作成費	21,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めらる金額
自民-536	09/27				21,000					無	志村 学	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-537	09/27				21,000					無	近藤和義	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-538	09/27				21,000					無	佐藤健太郎	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-539	09/27				21,000					無	淵 健児	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-540	09/27				21,000					無	井上伸史	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-541	09/27				21,000					無	大友一夫	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-542	09/27				21,000					無	田中利明	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-543	09/27				21,000					無	堤 俊之	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-544	09/27				21,000					無	首藤勝次	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-545	09/27				21,000					無	麻生 栄作	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-546	09/27				21,000					無	桜木 博	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-547	09/27				21,000					無	御手洗吉生	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-548	09/27				21,000					無	油布勝秀	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-549	09/27				21,000					無	佐々木哲也	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-550	09/27				21,000					無	平野好文	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-551	09/27				21,000					無	元吉俊博	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-552	09/27				21,000					無	三浦 公	8月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-553	09/27	199,000								無	長田助勝	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-554	09/27	199,000								無	古手川茂樹	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-555	09/27	199,000								無	牧野浩朗	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-556	09/27	0								無	古田さ一郎	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-557	09/27	180,000								無	日野立明	8月分政務調査費:調査研究費	0
自民-558	09/27	199,000								無	佐々木敏夫	8月分政務調査費:調査研究費	180,000
自民-559	09/27	199,000								無	和田至誠	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-560	09/27	199,000								無	阿部英仁	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-561	09/27	199,000								無	安部省祐	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-562	09/27	199,000								無	矢野晃啓	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-563	09/27	199,000								無	阿部順治	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-564	09/27	199,000								無	志村 学	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-565	09/27	199,000								無	近藤和義	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-566	09/27	199,000								無	佐藤健太郎	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-567	09/27	199,000								無	淵 健児	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-568	09/27	199,000								無	井上伸史	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-569	09/27	199,000								無	大友一夫	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-570	09/27	199,000								無	田中利明	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-571	09/27	199,000								無	堤 俊之	8月分政務調査費:調査研究費	199,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を定める金額
自民-572	09/27	199,000								無	首藤勝次	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-573	09/27	199,000								無	麻生栄作	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-574	09/27	199,000								無	桜木 博	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-575	09/27	199,000								無	御手洗吉生	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-576	09/27	199,000								無	油布勝秀	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-577	09/27	199,000								無	佐々木哲也	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-578	09/27	199,000								無	平野好文	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-579	09/27	199,000								無	元吉俊博	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-580	09/27	199,000								無	三浦 公	8月分政務調査費:調査研究費	199,000
	9月小計	5,354,000	73,500	219,000	581,726	830,873	0	32,884	196,128	9月合計	7,288,111		7,172,121
自民-581	10/05					3,500				有	その他の書籍	市民オンブズマン(大阪)	0
自民-582	10/11							8,295		有	FAXリース	9月分	4,147
自民-583	10/11				1,742					有	コピー代	9月分:461枚	871
自民-584	10/24								176,100	有	給与	10月分	88,050
自民-585	10/24					14,400				有	月刊自由民主	10月号:30部	14,400
自民-586	10/24							3,332		有	NTT通話料	9月分	1,666
自民-587	10/24					11,760				有	週刊自由民主	10月分:28部	11,760
自民-588	10/24								21,526	有	社会保険料	9月分	10,763
自民-589	10/24					3,466				有	合同新聞	9月分	3,466
自民-590	10/24					3,007				有	読売新聞	9月分	3,007
自民-591	10/25	199,000								無	長田助勝	9月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-592	10/25	198,000								無	古手川茂樹	9月分政務調査費:調査研究費	198,000
自民-593	10/25	199,000								無	牧野浩朗	9月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-594	10/25	0								無	古田き一郎	9月分政務調査費:調査研究費	0
自民-595	10/25	169,000								無	日野立明	9月分政務調査費:調査研究費	169,000
自民-596	10/25	199,000								無	佐々木敏夫	9月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-597	10/25	199,000								無	和田至誠	9月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-598	10/25	190,000								無	阿部英仁	9月分政務調査費:調査研究費	190,000
自民-599	10/25	189,000								無	安部省祐	9月分政務調査費:調査研究費	189,000
自民-600	10/25	188,000								無	矢野晃啓	9月分政務調査費:調査研究費	188,000
自民-601	10/25	195,300								無	阿部順治	9月分政務調査費:調査研究費	195,300
自民-602	10/25	199,000								無	志村 学	9月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-603	10/25	199,000								無	近藤和義	9月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-604	10/25	170,000								無	佐藤健太郎	9月分政務調査費:調査研究費	170,000
自民-605	10/25	199,000								無	淵 健児	9月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-606	10/25	199,000								無	井上伸史	9月分政務調査費:調査研究費	199,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めらる金額
自民-607	10/25	199,000								無	大友一夫	9月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-608	10/25	199,000								無	田中利明	9月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-609	10/25	199,000								無	堤 俊之	9月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-610	10/25	173,000								無	首藤勝次	9月分政務調査費:調査研究費	173,000
自民-611	10/25	183,000								無	麻生栄作	9月分政務調査費:調査研究費	183,000
自民-612	10/25	199,000								無	桜木 博	9月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-613	10/25	199,000								無	御手洗吉生	9月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-614	10/25	199,000								無	油布勝秀	9月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-615	10/25	199,000								無	佐々木哲也	9月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-616	10/25	199,000								無	平野好文	9月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-617	10/25	199,000								無	元吉俊博	9月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-618	10/25	199,000								無	三浦 公	9月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-619	10/25				30,000					無	長田助勝	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-620	10/25				30,000					無	古手川茂樹	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-621	10/25				30,000					無	牧野浩朗	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-622	10/25				0					無	古田き一郎	9月分政務調査費:資料購入費	0
自民-623	10/25				30,000					無	日野立明	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-624	10/25				30,000					無	佐々木敏夫	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-625	10/25				30,000					無	和田至誠	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-626	10/25				30,000					無	阿部英仁	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-627	10/25				30,000					無	安部省祐	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-628	10/25				30,000					無	矢野晃啓	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-629	10/25				30,000					無	阿部順治	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-630	10/25				30,000					無	志村 学	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-631	10/25				30,000					無	近藤和義	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-632	10/25				30,000					無	佐藤健太郎	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-633	10/25				30,000					無	淵 健児	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-634	10/25				30,000					無	井上伸史	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-635	10/25				30,000					無	大友一夫	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-636	10/25				30,000					無	田中利明	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-637	10/25				30,000					無	堤 俊之	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-638	10/25				30,000					無	首藤勝次	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-639	10/25				30,000					無	麻生栄作	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-640	10/25				30,000					無	桜木 博	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-641	10/25				30,000					無	御手洗吉生	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-642	10/25				30,000					無	油布勝秀	9月分政務調査費:資料購入費	30,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めらる金額
自民-643	10/25					30,000				無	佐々木哲也	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-644	10/25					30,000				無	平野好文	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-645	10/25					30,000				無	元吉俊博	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-646	10/25					30,000				無	三浦 公	9月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-647	10/25				21,000					無	長田助勝	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-648	10/25				21,000					無	古手川茂樹	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-649	10/25				21,000					無	牧野浩朗	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-650	10/25				0					無	古田き一郎	9月分政務調査費:資料作成費	0
自民-651	10/25				21,000					無	日野立明	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-652	10/25				21,000					無	佐々木敏夫	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-653	10/25				21,000					無	和田至誠	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-654	10/25				21,000					無	阿部英仁	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-655	10/25				21,000					無	安部省祐	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-656	10/25				21,000					無	矢野晃啓	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-657	10/25				21,000					無	安部順治	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-658	10/25				21,000					無	志村 学	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-659	10/25				21,000					無	近藤和義	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-660	10/25				21,000					無	佐藤健太郎	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-661	10/25				21,000					無	淵 健児	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-662	10/25				21,000					無	井上伸史	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-663	10/25				21,000					無	大友一夫	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-664	10/25				21,000					無	田中利明	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-665	10/25				21,000					無	堤 俊之	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-666	10/25				21,000					無	首藤勝次	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-667	10/25				21,000					無	麻生栄作	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-668	10/25				21,000					無	桜木 博	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-669	10/25				21,000					無	御手洗吉生	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-670	10/25				21,000					無	油布勝秀	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-671	10/25				21,000					無	佐々木哲也	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-672	10/25				21,000					無	平野好文	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-673	10/25				21,000					無	元吉俊博	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-674	10/25				21,000					無	三浦 公	9月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-675	10/28		6,420							有		都道府県議会議員研究交流会2名	6,420
	10月小計	5,237,300	6,420	0	568,742	846,133	0	11,627	197,626	10月合計	6,867,848		6,758,850
自民-676	11/08				1,194					有	コピ一代	10月分:316枚	597
自民-677	11/17							8,295		有	FAXリース	10月分	4,147

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
自民-678	11/21								176,100	有	給与	11月分	88,050
自民-679	11/21								21,526		社会保険料	10月分	10,763
自民-680	11/21				11,760					有	週刊自由民主	11月分:28部	11,760
自民-681	11/21					3,146				有	NTT通話料	10月分	1,573
自民-682	11/21				3,466					有	合同新聞	10月分	3,466
自民-683	11/21				3,007					有	読売新聞	10月分	3,007
自民-684	11/25			20,000						無	日野立明	平成17年度友好団体との意見交換会	20,000
自民-685	11/25			10,000						無	佐々木敏夫	平成17年度友好団体との意見交換会	10,000
自民-686	11/25			10,000						無	三浦公	平成17年度友好団体との意見交換会	10,000
自民-687	11/25			10,000						無	元吉俊博	平成17年度友好団体との意見交換会	10,000
自民-688	11/25			0						無	平野好文	平成17年度友好団体との意見交換会	10,000
自民-689	11/25			14,000						無	佐々木哲也	平成17年度友好団体との意見交換会	14,000
自民-690	11/25			5,000						無	油布勝秀	平成17年度友好団体との意見交換会	5,000
自民-691	11/25			20,000						無	御手洗吉生	平成17年度友好団体との意見交換会	20,000
自民-692	11/25			22,000						無	桜木博	平成17年度友好団体との意見交換会	22,000
自民-693	11/25			6,000						無	麻生栄作	平成17年度友好団体との意見交換会	6,000
自民-694	11/25			7,000						無	首藤勝次	平成17年度友好団体との意見交換会	7,000
自民-695	11/25			20,000						無	堤俊之	平成17年度友好団体との意見交換会	20,000
自民-696	11/25			30,000						無	田中利明	平成17年度友好団体との意見交換会	30,000
自民-697	11/25			20,000						無	大友一夫	平成17年度友好団体との意見交換会	20,000
自民-698	11/25			11,000						無	井上伸史	平成17年度友好団体との意見交換会	11,000
自民-699	11/25			15,000						無	淵健児	平成17年度友好団体との意見交換会	15,000
自民-700	11/25			7,000						無	佐藤健太郎	平成17年度友好団体との意見交換会	7,000
自民-701	11/25			7,000						無	近藤和義	平成17年度友好団体との意見交換会	7,000
自民-702	11/25			21,000						無	志村学	平成17年度友好団体との意見交換会	21,000
自民-703	11/25			14,000						無	阿部順治	平成17年度友好団体との意見交換会	14,000
自民-704	11/25			14,000						無	矢野晃啓	平成17年度友好団体との意見交換会	14,000
自民-705	11/25			3,000						無	安部省祐	平成17年度友好団体との意見交換会	3,000
自民-706	11/25			0						無	阿部英仁	平成17年度友好団体との意見交換会	0
自民-707	11/25			30,000						無	和田至誠	平成17年度友好団体との意見交換会	30,000
自民-708	11/25			0						無	古田き一郎	平成17年度友好団体との意見交換会	0
自民-709	11/25			10,000						無	牧野浩朗	平成17年度友好団体との意見交換会	10,000
自民-710	11/25			21,000						無	古手川茂樹	平成17年度友好団体との意見交換会	21,000
自民-711	11/25			30,000						無	長田助勝	平成17年度友好団体との意見交換会	30,000
自民-712	11/25				14,400					有	月刊自由民主	11月号:30部	14,400
自民-713	11/28	219,000								無	長田助勝	10月分政務調査費:調査研究費	219,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求める金額
自民-714	11/28	217,000								無	古手川茂樹	10月分政務調査費:調査研究費	217,000
自民-715	11/28	219,000								無	牧野浩朗	10月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-716	11/28	0								無	古田き一郎	10月分政務調査費:調査研究費	0
自民-717	11/28	173,000								無	日野立明	10月分政務調査費:調査研究費	173,000
自民-718	11/28	219,000								無	佐々木敏夫	10月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-719	11/28	219,000								無	和田至誠	10月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-720	11/28	205,000								無	阿部英仁	10月分政務調査費:調査研究費	205,000
自民-721	11/28	179,000								無	安部省祐	10月分政務調査費:調査研究費	179,000
自民-722	11/28	191,600								無	矢野晃啓	10月分政務調査費:調査研究費	191,600
自民-723	11/28	212,900								無	阿部順治	10月分政務調査費:調査研究費	212,900
自民-724	11/28	219,000								無	志村 学	10月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-725	11/28	219,000								無	近藤和義	10月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-726	11/28	161,000								無	佐藤健太郎	10月分政務調査費:調査研究費	161,000
自民-727	11/28	205,000								無	淵 健児	10月分政務調査費:調査研究費	205,000
自民-728	11/28	219,000								無	井上伸史	10月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-729	11/28	209,000								無	大友一夫	10月分政務調査費:調査研究費	209,000
自民-730	11/28	219,000								無	田中利明	10月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-731	11/28	219,000								無	堤 俊之	10月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-732	11/28	219,000								無	首藤勝次	10月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-733	11/28	211,000								無	麻生栄作	10月分政務調査費:調査研究費	211,000
自民-734	11/28	219,000								無	桜木 博	10月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-735	11/28	181,000								無	御手洗吉生	10月分政務調査費:調査研究費	181,000
自民-736	11/28	219,000								無	油布勝秀	10月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-737	11/28	219,000								無	佐々木哲也	10月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-738	11/28	219,000								無	平野好文	10月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-739	11/28	219,000								無	元吉俊博	10月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-740	11/28	219,000								無	三浦 公	10月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-741	11/28				21,000					無	長田助勝	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-742	11/28				21,000					無	古手川茂樹	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-743	11/28				21,000					無	牧野浩朗	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-744	11/28				0					無	古田き一郎	10月分政務調査費:資料作成費	0
自民-745	11/28				21,000					無	日野立明	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-746	11/28				21,000					無	佐々木敏夫	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-747	11/28				21,000					無	和田至誠	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-748	11/28				21,000					無	阿部英仁	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-749	11/28				21,000					無	安部省祐	10月分政務調査費:資料作成費	21,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めらる金額
自民-750	11/28				21,000					無	矢野晃啓	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-751	11/28				21,000					無	安部順治	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-752	11/28				21,000					無	志村 学	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-753	11/28				21,000					無	近藤和義	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-754	11/28				21,000					無	佐藤健太郎	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-755	11/28				21,000					無	淵 健児	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-756	11/28				21,000					無	井上伸史	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-757	11/28				21,000					無	大友一夫	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-758	11/28				21,000					無	田中利明	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-759	11/28				21,000					無	堤 俊之	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-760	11/28				21,000					無	首藤勝次	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-761	11/28				21,000					無	麻生栄作	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-762	11/28				21,000					無	桜木 博	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-763	11/28				21,000					無	御手洗吉生	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-764	11/28				21,000					無	油布勝秀	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-765	11/28				21,000					無	佐々木哲也	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-766	11/28				21,000					無	平野好文	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-767	11/28				21,000					無	元吉俊博	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-768	11/28				21,000					無	三浦 公	10月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-769	11/28					30,000				無	長田助勝	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-770	11/28					30,000				無	古手川茂樹	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-771	11/28					30,000				無	牧野浩朗	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-772	11/28					0				無	古田吉一郎	10月分政務調査費:資料購入費	0
自民-773	11/28					30,000				無	日野立明	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-774	11/28					30,000				無	佐々木敏夫	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-775	11/28					30,000				無	和田至誠	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-776	11/28					30,000				無	阿部英仁	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-777	11/28					30,000				無	安部省祐	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-778	11/28					30,000				無	矢野晃啓	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-779	11/28					30,000				無	阿部順治	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-780	11/28					30,000				無	志村 学	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-781	11/28					30,000				無	近藤和義	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-782	11/28					30,000				無	佐藤健太郎	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-783	11/28					30,000				無	淵 健児	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-784	11/28					30,000				無	井上伸史	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-785	11/28					30,000				無	大友一夫	10月分政務調査費:資料購入費	30,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めらる金額
自民-786	11/28					30,000				無	田中利明	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-787	11/28					30,000				無	堤 俊之	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-788	11/28					30,000				無	首藤勝次	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-789	11/28					30,000				無	麻生栄作	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-790	11/28					30,000				無	桜木 博	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-791	11/28					30,000				無	御手洗吉生	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-792	11/28					30,000				無	油布勝秀	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-793	11/28					30,000				無	佐々木哲也	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-794	11/28					30,000				無	平野好文	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-795	11/28					30,000				無	元吉俊博	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-796	11/28					30,000				無	三浦 公	10月分政務調査費:資料購入費	30,000
	11月小計	5,649,500	0	377,000	568,194	842,633	0	11,441	197,626	11月合計	7,646,394		7,541,263
自民-797	12/09								399,500	有	冬季手当	冬季期末手当	199,750
自民-798	12/09								47,715	有	社会保険料	冬季分	23,857
自民-799	12/09		85,860							有	56分勉強会	平成17年度勉強会負担金	85,860
自民-800	12/09							9,714		有	コピ一代	11月分:2570枚	4,857
自民-801	12/09							8,295		有	FAXリース	11月分	4,147
自民-802	12/14	219,000								無	長田助勝	11月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-803	12/14	188,000								無	古手川茂樹	11月分政務調査費:調査研究費	188,000
自民-804	12/14	200,000								無	牧野浩朗	11月分政務調査費:調査研究費	200,000
自民-805	12/14	0								無	古田き一郎	11月分政務調査費:調査研究費	0
自民-806	12/14	175,000								無	日野立明	11月分政務調査費:調査研究費	175,000
自民-807	12/14	219,000								無	佐々木敏夫	11月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-808	12/14	200,000								無	和田至誠	11月分政務調査費:調査研究費	200,000
自民-809	12/14	219,000								無	阿部英仁	11月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-810	12/14	168,000								無	安部省祐	11月分政務調査費:調査研究費	168,000
自民-811	12/14	218,200								無	矢野晃啓	11月分政務調査費:調査研究費	218,200
自民-812	12/14	219,000								無	阿部順治	11月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-813	12/14	219,000								無	志村 学	11月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-814	12/14	219,000								無	近藤和義	11月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-815	12/14	168,000								無	佐藤健太郎	11月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-816	12/14	219,000								無	淵 健児	11月分政務調査費:調査研究費	168,000
自民-817	12/14	210,000								無	井上伸史	11月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-818	12/14	219,000								無	大友一夫	11月分政務調査費:調査研究費	210,000
自民-819	12/14	219,000								無	田中利明	11月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-820	12/14	183,000								無	堤 俊之	11月分政務調査費:調査研究費	219,000
													183,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めらる金額
自民-821	12/14	219,000								無	首藤勝次	11月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-822	12/14	190,000								無	麻生栄作	11月分政務調査費:調査研究費	190,000
自民-823	12/14	219,000								無	桜木 博	11月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-824	12/14	214,000								無	御手洗吉生	11月分政務調査費:調査研究費	214,000
自民-825	12/14	219,000								無	油布勝秀	11月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-826	12/14	219,000								無	佐々木哲也	11月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-827	12/14	219,000								無	平野好文	11月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-828	12/14	213,000								無	元吉俊博	11月分政務調査費:調査研究費	213,000
自民-829	12/14	195,000								無	三浦 公	11月分政務調査費:調査研究費	195,000
自民-830	12/14				21,000					無	長田助勝	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-831	12/14				21,000					無	古手川茂樹	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-832	12/14				21,000					無	牧野浩朗	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-833	12/14				21,000					無	日野立明	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-834	12/14				21,000					無	佐々木敏夫	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-835	12/14				21,000					無	和田至誠	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-836	12/14				21,000					無	阿部英仁	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-837	12/14				21,000					無	安部省祐	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-838	12/14				21,000					無	矢野晃啓	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-839	12/14				21,000					無	安部順治	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-840	12/14				21,000					無	志村 学	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-841	12/14				21,000					無	近藤和義	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-842	12/14				21,000					無	佐藤健太郎	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-843	12/14				21,000					無	淵 健児	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-844	12/14				21,000					無	井上伸史	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-845	12/14				21,000					無	大友一夫	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-846	12/14				21,000					無	田中利明	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-847	12/14				21,000					無	堤 俊之	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-848	12/14				21,000					無	首藤勝次	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-849	12/14				21,000					無	麻生栄作	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-850	12/14				21,000					無	桜木 博	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-851	12/14				21,000					無	御手洗吉生	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-852	12/14				21,000					無	油布勝秀	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-853	12/14				21,000					無	佐々木哲也	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-854	12/14				21,000					無	平野好文	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-855	12/14				21,000					無	元吉俊博	11月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-856	12/14				21,000					無	三浦 公	11月分政務調査費:資料作成費	21,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求め金額
自民-857	12/14					30,000				無	長田助勝	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-858	12/14					30,000				無	古手川茂樹	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-859	12/14					30,000				無	牧野浩朗	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-860	12/14					30,000				無	日野立明	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-861	12/14					30,000				無	佐々木敏夫	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-862	12/14					30,000				無	和田至誠	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-863	12/14					30,000				無	阿部英仁	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-864	12/14					30,000				無	安部省祐	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-865	12/14					30,000				無	矢野晃啓	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-866	12/14					30,000				無	阿部順治	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-867	12/14					30,000				無	志村 学	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-868	12/14					30,000				無	近藤和義	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-869	12/14					30,000				無	佐藤健太郎	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-870	12/14					30,000				無	淵 健児	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-871	12/14					30,000				無	井上伸史	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-872	12/14					30,000				無	大友一夫	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-873	12/14					30,000				無	田中利明	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-874	12/14					30,000				無	堤 俊之	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-875	12/14					30,000				無	首藤勝次	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-876	12/14					30,000				無	麻生栄作	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-877	12/14					30,000				無	桜木 博	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-878	12/14					30,000				無	御手洗吉生	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-879	12/14					30,000				無	油布勝秀	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-880	12/14					30,000				無	佐々木哲也	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-881	12/14					30,000				無	平野好文	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-882	12/14					30,000				無	元吉俊博	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-883	12/14					30,000				無	三浦 公	11月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-884	12/16							16,469		有	庁舎使用料	庁舎等使用料(前期分)共同庁舎	8,234
自民-885	12/21					3,466				有	合同新聞	11月分	3,466
自民-886	12/21					3,007				有	読売新聞	11月分	3,007
自民-887	12/21								21,526	有	社会保険料	11月分	10,763
自民-888	12/21							3,203		有	NTT通話料	11月分	1,601
自民-889	12/21					14,400				有	月刊自由民主	12月号:30部	14,400
自民-890	12/21					11,340				有	週刊自由民主	12月分:27部	11,340
自民-891	12/21							176,100		有	給与	12月分	88,050

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
自民-892	12/26							3,980		有	備品	デジカメカードチップ	3,980
	12月小計	5,588,200	85,860	0	567,000	842,213	0	41,661	644,841	12月合計	7,769,775		7,428,512
自民-893	01/04					8,160				有	新聞代	第3回定例会新聞購読料	8,160
自民-894	01/04					8,860				有	新聞代	第4回定例会新聞購読料	8,860
自民-895	01/05							200		有	郵便料	雇用者税務書類	100
自民-896	01/10							8,295		有	FAXリース	12月分	4,147
自民-897	01/12				309,750					有	議員手帳:100部		309,750
自民-898	01/12			10,000						無	日野立明	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	10,000
自民-899	01/12			10,000						無	佐々木敏夫	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	10,000
自民-900	01/12			10,000						無	三浦公	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	10,000
自民-901	01/12			10,000						無	元吉俊博	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	10,000
自民-902	01/12			0						無	平野好文	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	0
自民-903	01/12			7,000						無	佐々木哲也	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	7,000
自民-904	01/12			5,000						無	油布勝秀	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	5,000
自民-905	01/12			10,000						無	御手洗吉生	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	10,000
自民-906	01/12			11,000						無	桜木博	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	11,000
自民-907	01/12			3,000						無	麻生栄作	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	3,000
自民-908	01/12			7,000						無	首藤勝次	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	7,000
自民-909	01/12			0						無	堤俊之	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	0
自民-910	01/12			10,000						無	田中利明	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	10,000
自民-911	01/12			10,000						無	大友一夫	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	10,000
自民-912	01/12			0						無	井上伸史	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	0
自民-913	01/12			5,000						無	淵健児	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	5,000
自民-914	01/12			7,000						無	佐藤健太郎	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	7,000
自民-915	01/12			7,000						無	近藤和義	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	7,000
自民-916	01/12			7,000						無	志村学	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	7,000
自民-917	01/12			7,000						無	阿部順治	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	7,000
自民-918	01/12			7,000						無	矢野晃啓	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	7,000
自民-919	01/12			7,000						無	安部省祐	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	3,000
自民-920	01/12			3,000						無	阿部英仁	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	3,000
自民-921	01/12			10,000						無	和田至誠	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	10,000
自民-922	01/12			0						無	古田き一郎	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	0
自民-923	01/12			5,000						無	牧野浩朗	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	5,000
自民-924	01/12			7,000						無	古手川茂樹	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	7,000
自民-925	01/12			10,000						無	長田助勝	平成18年度予算要求状況の説明会旅費	10,000
自民-926	01/17				18,442					有	コピー代	12月分:4879枚	9,221

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
自民-927	01/20	229,000								無	長田助勝	12月分政務調査費:調査研究費	229,000
自民-928	01/20	189,000								無	古手川茂樹	12月分政務調査費:調査研究費	189,000
自民-929	01/20	228,000								無	牧野浩朗	12月分政務調査費:調査研究費	228,000
自民-930	01/20	181,000								無	日野立明	12月分政務調査費:調査研究費	181,000
自民-931	01/20	229,000								無	佐々木敏夫	12月分政務調査費:調査研究費	229,000
自民-932	01/20	229,000								無	和田至誠	12月分政務調査費:調査研究費	229,000
自民-933	01/20	217,000								無	阿部英仁	12月分政務調査費:調査研究費	217,000
自民-934	01/20	215,000								無	安部省祐	12月分政務調査費:調査研究費	215,000
自民-935	01/20	202,200								無	矢野晃啓	12月分政務調査費:調査研究費	202,200
自民-936	01/20	186,900								無	阿部順治	12月分政務調査費:調査研究費	186,900
自民-937	01/20	229,000								無	志村 学	12月分政務調査費:調査研究費	229,000
自民-938	01/20	215,000								無	近藤和義	12月分政務調査費:調査研究費	215,000
自民-939	01/20	199,000								無	佐藤健太郎	12月分政務調査費:調査研究費	199,000
自民-940	01/20	217,000								無	淵 健児	12月分政務調査費:調査研究費	217,000
自民-941	01/20	172,000								無	井上伸史	12月分政務調査費:調査研究費	172,000
自民-942	01/20	217,000								無	大友一夫	12月分政務調査費:調査研究費	217,000
自民-943	01/20	229,000								無	田中利明	12月分政務調査費:調査研究費	229,000
自民-944	01/20	229,000								無	堤 俊之	12月分政務調査費:調査研究費	229,000
自民-945	01/20	195,900								無	首藤勝次	12月分政務調査費:調査研究費	195,900
自民-946	01/20	227,000								無	麻生栄作	12月分政務調査費:調査研究費	227,000
自民-947	01/20	229,000								無	桜木 博	12月分政務調査費:調査研究費	229,000
自民-948	01/20	226,000								無	御手洗吉生	12月分政務調査費:調査研究費	226,000
自民-949	01/20	219,000								無	油布勝秀	12月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-950	01/20	221,300								無	佐々木哲也	12月分政務調査費:調査研究費	221,300
自民-951	01/20	229,000								無	平野好文	12月分政務調査費:調査研究費	229,000
自民-952	01/20	229,000								無	元吉俊博	12月分政務調査費:調査研究費	229,000
自民-953	01/20	229,000								無	三浦 公	12月分政務調査費:調査研究費	229,000
自民-954	01/20				21,000					無	長田助勝	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-955	01/20				21,000					無	古手川茂樹	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-956	01/20				21,000					無	牧野浩朗	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-957	01/20				21,000					無	日野立明	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-958	01/20				21,000					無	佐々木敏夫	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-959	01/20				21,000					無	和田至誠	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-960	01/20				21,000					無	阿部英仁	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-961	01/20				21,000					無	安部省祐	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-962	01/20				21,000					無	矢野晃啓	12月分政務調査費:資料作成費	21,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めらる金額
自民-963	01/20				21,000					無	安部順治	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-964	01/20				21,000					無	志村 学	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-965	01/20				21,000					無	近藤和義	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-966	01/20				21,000					無	佐藤健太郎	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-967	01/20				21,000					無	淵 健児	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-968	01/20				21,000					無	井上伸史	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-969	01/20				21,000					無	大友一夫	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-970	01/20				21,000					無	田中利明	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-971	01/20				21,000					無	堤 俊之	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-972	01/20				21,000					無	首藤勝次	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-973	01/20				21,000					無	麻生栄作	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-974	01/20				21,000					無	桜木 博	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-975	01/20				21,000					無	御手洗吉生	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-976	01/20				21,000					無	油布勝秀	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-977	01/20				21,000					無	佐々木哲也	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-978	01/20				21,000					無	平野好文	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-979	01/20				21,000					無	元吉俊博	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-980	01/20				21,000					無	三浦 公	12月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-981	01/20					30,000				無	長田助勝	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-982	01/20					30,000				無	古手川茂樹	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-983	01/20					30,000				無	牧野浩朗	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-984	01/20					30,000				無	日野立明	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-985	01/20					30,000				無	佐々木敏夫	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-986	01/20					30,000				無	和田至誠	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-987	01/20					30,000				無	阿部英仁	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-988	01/20					30,000				無	安部省祐	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-989	01/20					30,000				無	矢野晃啓	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-990	01/20					30,000				無	阿部順治	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-991	01/20					30,000				無	志村 学	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-992	01/20					30,000				無	近藤和義	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-993	01/20					30,000				無	佐藤健太郎	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-994	01/20					30,000				無	淵 健児	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-995	01/20					30,000				無	井上伸史	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-996	01/20					30,000				無	大友一夫	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-997	01/20					30,000				無	田中利明	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-998	01/20					30,000				無	堤 俊之	12月分政務調査費:資料購入費	30,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
自民-999	01/20					30,000				無	首藤勝次	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1000	01/20					30,000				無	麻生栄作	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1001	01/20					30,000				無	桜木 博	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1002	01/20					30,000				無	御手洗吉生	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1003	01/20					30,000				無	油布勝秀	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1004	01/20					30,000				無	佐々木哲也	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1005	01/20					30,000				無	平野好文	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1006	01/20					30,000				無	元吉俊博	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1007	01/20					30,000				無	三浦 公	12月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1008	01/20							21,526		有	社会保険料	12月分	10,763
自民-1009	01/20							176,100		有	給与	1月分	88,050
自民-1010	01/20					3,466				有	合同新聞	12月分	3,466
自民-1011	01/20					3,007				有	読売新聞	12月分	3,007
自民-1012	01/20					14,400				有	月刊自由民主	12月号:30部	14,400
自民-1013	01/20					11,340				有	週刊自由民主	1月分:27部	11,340
自民-1014	01/20							2,985		有	NTT通話料	12月分	1,492
自民-1015	01/20							11,844		有	備品	コピー用紙	5,922
	1月小計	5,818,300	0	181,000	895,192	859,233	0	23,324	197,626	1月合計	7,974,675		7,854,978
自民-1016	02/01									無		久枝すみえ:国税還付金	
自民-1017	02/02	69,656								無	阿部順治	3・4・5期議員県外視察調査	69,656
自民-1018	02/02	74,556								無	矢野晃啓	3・4・5期議員県外視察調査	74,556
自民-1019	02/02	75,156								無	安部省祐	3・4・5期議員県外視察調査	75,156
自民-1020	02/02	62,946								無	阿部英仁	3・4・5期議員県外視察調査	62,946
自民-1021	02/02	77,376								無	和田至誠	3・4・5期議員県外視察調査	77,376
自民-1022	02/02	72,596								無	佐々木敏夫	3・4・5期議員県外視察調査	72,596
自民-1023	02/02	77,096								無	日野立明	3・4・5期議員県外視察調査	77,096
自民-1024	02/02									無		久枝すみえ:国税還付金	
自民-1025	02/02					1,050				有	その他の書籍	時刻表	1,050
自民-1026	02/06	35,600								有	3・4・5期	3・4・5期議員県外視察調査:タクシー代	35,600
自民-1027	02/06							13,789		有	コピー代	1月分:3648枚	6,894
自民-1028	02/08							115,775		有	FAXリース	FAX機入替、リース料精算	115,775
自民-1029	02/14	65,260								無	日野立明	3期議員文部科学省との研修	65,260
自民-1030	02/14	71,120								無	志村 学	3期議員文部科学省との研修	71,120
自民-1031	02/14	53,690								無	桜木 博	1期議員県外視察	53,690
自民-1032	02/14	68,220								無	御手洗吉生	1期議員県外視察	68,220
自民-1033	02/14	62,860								無	油布勝秀	1期議員県外視察	62,860

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
自民-1034	02/14	66,020								無	佐々木哲也	1期議員県外視察	66,020
自民-1035	02/14	53,170								無	平野好文	1期議員県外視察	53,170
自民-1036	02/14	57,420								無	三浦公	1期議員県外視察	57,420
自民-1037	02/17			10,000						無	日野立明	1/20議員総会	10,000
自民-1038	02/17			20,000						無	佐々木敏夫	1/12予算要望説明会 1/20議員総会	20,000
自民-1039	02/17			20,000						無	三浦公	1/12予算要望説明会 1/20議員総会	20,000
自民-1040	02/17			20,000						無	元吉俊博	1/20議員総会	10,000
自民-1041	02/17			10,000						無	平野好文	1/12予算要望説明会 1/20議員総会	14,000
自民-1042	02/17			14,000						無	佐々木哲也	1/12予算要望説明会 1/20議員総会	10,000
自民-1043	02/17			10,000						無	油布勝秀	1/12予算要望説明会 1/20議員総会	10,000
自民-1044	02/17			20,000						無	御手洗吉生	1/12予算要望説明会 1/20議員総会	20,000
自民-1045	02/17			11,000						無	桜木博	1/20議員総会	11,000
自民-1046	02/17			6,000						無	麻生栄作	1/12予算要望説明会 1/20議員総会	6,000
自民-1047	02/17			14,000						無	首藤勝次	1/12予算要望説明会 1/20議員総会	14,000
自民-1048	02/17			20,000						無	堤俊之	1/12予算要望説明会 1/20議員総会	20,000
自民-1049	02/17			20,000						無	田中利明	1/12予算要望説明会 1/20議員総会	20,000
自民-1050	02/17			20,000						無	大友一夫	1/12予算要望説明会 1/20議員総会	20,000
自民-1051	02/17			0						無	井上伸史		0
自民-1052	02/17			10,000						無	淵健児	1/12予算要望説明会 1/20議員総会	10,000
自民-1053	02/17			14,000						無	佐藤健太郎	1/12予算要望説明会 1/20議員総会	14,000
自民-1054	02/17			14,000						無	近藤和義	1/12予算要望説明会 1/20議員総会	14,000
自民-1055	02/17			14,000						無	志村学	1/12予算要望説明会 1/20議員総会	14,000
自民-1056	02/17			14,000						無	阿部順治	1/12予算要望説明会 1/20議員総会	14,000
自民-1057	02/17			7,000						無	矢野晃啓	1/20議員総会	7,000
自民-1058	02/17			6,000						無	安部省祐	1/12予算要望説明会 1/20議員総会	6,000
自民-1059	02/17			3,000						無	阿部英仁	1/12予算要望説明会	3,000
自民-1060	02/17			20,000						無	和田至誠	1/12予算要望説明会 1/20議員総会	20,000
自民-1061	02/17			10,000						無	牧野浩朗	1/12予算要望説明会 1/20議員総会	10,000
自民-1062	02/17			14,000						無	古手川茂樹	1/12予算要望説明会 1/20議員総会	14,000
自民-1063	02/17			10,000						無	長田助勝	1/12予算要望説明会 1/20議員総会	10,000
自民-1064	02/17			14,000						無	古手川茂樹	1/13 2/7議員定数問題調査会	14,000
自民-1065	02/17			30,000						無	長田助勝	1/1 1/25 2/7議員定数問題調査会	30,000
自民-1066	02/17			15,000						無	牧野浩朗	1/1 1/25 2/7議員定数問題調査会	15,000
自民-1067	02/17			30,000						無	日野立明	1/1 1/25 2/7議員定数問題調査会	30,000
自民-1068	02/17			20,000						無	佐々木敏夫	1/1 2/7議員定数問題調査会	20,000
自民-1069	02/17			6,000						無	阿部英仁	1/1 2/7議員定数問題調査会	6,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
自民-1070	02/17			33,000						無	井上伸史	1/1 1/25 2/7議員定数問題調査会	33,000
自民-1071	02/20	78,690								無	近藤和義	2期議員県外調査	78,690
自民-1072	02/20	79,990								無	佐藤健太郎	2期議員県外調査	79,990
自民-1073	02/20	76,350								無	淵健児	2期議員県外調査	76,350
自民-1074	02/20	84,130								無	井上伸史	2期議員県外調査	84,130
自民-1075	02/20	78,670								無	大友一夫	2期議員県外調査	78,670
自民-1076	02/20	86,230								無	田中利明	2期議員県外調査	86,230
自民-1077	02/20	77,910								無	堤俊之	2期議員県外調査	77,910
自民-1078	02/20	82,430								無	首藤勝次	2期議員県外調査	82,430
自民-1079	02/20		136,700							有	皇室典範勉強会	講師謝礼他	136,700
自民-1080	02/21							3,336		有	NTT通話料	2月分	1,668
自民-1081	02/21					3,466				有	合同新聞	1月分	3,466
自民-1082	02/21					3,007				有	読売新聞	1月分	3,007
自民-1083	02/21					11,340				有	週刊自由民主	2月号:部数不明	11,340
自民-1084	02/21								176,100	有	給与	2月分	88,050
自民-1085	02/21					14,400				有	月刊自由民主	2月号:30部	14,400
自民-1086	02/21							369,526		有	備品	キヤノン複写機購入	369,526
自民-1087	02/21								21,526	有	社会保険料	1月分	10,763
自民-1088	02/27	209,000								無	長田助勝	1月分政務調査費:調査研究費	209,000
自民-1089	02/27	181,000								無	古手川茂樹	1月分政務調査費:調査研究費	181,000
自民-1090	02/27	209,000								無	牧野浩朗	1月分政務調査費:調査研究費	209,000
自民-1091	02/27	209,000								無	日野立明	1月分政務調査費:調査研究費	209,000
自民-1092	02/27	206,000								無	佐々木敏夫	1月分政務調査費:調査研究費	206,000
自民-1093	02/27	209,000								無	和田至誠	1月分政務調査費:調査研究費	209,000
自民-1094	02/27	209,000								無	阿部英仁	1月分政務調査費:調査研究費	209,000
自民-1095	02/27	186,000								無	安部省祐	1月分政務調査費:調査研究費	186,000
自民-1096	02/27	206,900								無	矢野晃啓	1月分政務調査費:調査研究費	206,900
自民-1097	02/27	204,900								無	阿部順治	1月分政務調査費:調査研究費	204,900
自民-1098	02/27	209,000								無	志村学	1月分政務調査費:調査研究費	209,000
自民-1099	02/27	209,000								無	近藤和義	1月分政務調査費:調査研究費	209,000
自民-1100	02/27	181,000								無	佐藤健太郎	1月分政務調査費:調査研究費	181,000
自民-1101	02/27	209,000								無	淵健児	1月分政務調査費:調査研究費	209,000
自民-1102	02/27	209,000								無	井上伸史	1月分政務調査費:調査研究費	209,000
自民-1103	02/27	209,000								無	大友一夫	1月分政務調査費:調査研究費	209,000
自民-1104	02/27	209,000								無	田中利明	1月分政務調査費:調査研究費	209,000
自民-1105	02/27	188,000								無	堤俊之	1月分政務調査費:調査研究費	188,000

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
自民-1106	02/27	194,600								無	首藤勝次	1月分政務調査費:調査研究費	194,600
自民-1107	02/27	203,000								無	麻生栄作	1月分政務調査費:調査研究費	203,000
自民-1108	02/27	209,000								無	桜木 博	1月分政務調査費:調査研究費	209,000
自民-1109	02/27	209,000								無	御手洗吉生	1月分政務調査費:調査研究費	209,000
自民-1110	02/27	209,000								無	油布勝秀	1月分政務調査費:調査研究費	209,000
自民-1111	02/27	209,000								無	佐々木哲也	1月分政務調査費:調査研究費	209,000
自民-1112	02/27	209,000								無	平野好文	1月分政務調査費:調査研究費	209,000
自民-1113	02/27	209,000								無	元吉俊博	1月分政務調査費:調査研究費	209,000
自民-1114	02/27	194,000								無	三浦 公	1月分政務調査費:調査研究費	194,000
自民-1115	02/27				21,000					無	長田助勝	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1116	02/27				21,000					無	古手川茂樹	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1117	02/27				21,000					無	牧野浩朗	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1118	02/27				21,000					無	日野立明	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1119	02/27				21,000					無	佐々木敏夫	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1120	02/27				21,000					無	和田至誠	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1121	02/27				21,000					無	阿部英仁	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1122	02/27				21,000					無	安部省祐	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1123	02/27				21,000					無	矢野晃啓	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1124	02/27				21,000					無	安部順治	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1125	02/27				21,000					無	志村 学	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1126	02/27				21,000					無	近藤和義	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1127	02/27				21,000					無	佐藤健太郎	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1128	02/27				21,000					無	淵 健児	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1129	02/27				21,000					無	井上伸史	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1130	02/27				21,000					無	大友一夫	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1131	02/27				21,000					無	田中利明	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1132	02/27				21,000					無	堤 俊之	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1133	02/27				21,000					無	首藤勝次	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1134	02/27				21,000					無	麻生栄作	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1135	02/27				21,000					無	桜木 博	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1136	02/27				21,000					無	御手洗吉生	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1137	02/27				21,000					無	油布勝秀	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1138	02/27				21,000					無	佐々木哲也	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1139	02/27				21,000					無	平野好文	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1140	02/27				21,000					無	元吉俊博	1月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1141	02/27				21,000					無	三浦 公	1月分政務調査費:資料作成費	21,000

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めらる金額
自民-1142	02/27					30,000				無	長田助勝	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1143	02/27					30,000				無	古手川茂樹	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1144	02/27					30,000				無	牧野浩朗	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1145	02/27					30,000				無	日野立明	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1146	02/27					30,000				無	佐々木敏夫	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1147	02/27					30,000				無	和田至誠	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1148	02/27					30,000				無	阿部英仁	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1149	02/27					30,000				無	安部省祐	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1150	02/27					30,000				無	矢野晃啓	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1151	02/27					30,000				無	阿部順治	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1152	02/27					30,000				無	志村 学	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1153	02/27					30,000				無	近藤和義	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1154	02/27					30,000				無	佐藤健太郎	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1155	02/27					30,000				無	淵 健児	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1156	02/27					30,000				無	井上伸史	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1157	02/27					30,000				無	大友一夫	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1158	02/27					30,000				無	田中利明	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1159	02/27					30,000				無	堤 俊之	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1160	02/27					30,000				無	首藤勝次	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1161	02/27					30,000				無	麻生栄作	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1162	02/27					30,000				無	桜木 博	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1163	02/27					30,000				無	御手洗吉生	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1164	02/27					30,000				無	油布勝秀	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1165	02/27					30,000				無	佐々木哲也	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1166	02/27					30,000				無	平野好文	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1167	02/27					30,000				無	元吉俊博	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1168	02/27					30,000				無	三浦 公	1月分政務調査費:資料購入費	30,000
	2月小計	7,185,542	136,700	499,000	567,000	843,263	0	502,426	197,626	2月合計			9,824,181
自民-1169	03/01	37,390								有	1期	1期議員県外視察調査	37,390
自民-1170	03/02	19,060								有	2期	2期議員県外視察調査	19,060
自民-1171	03/03		92,993							有		会場費	92,993
自民-1172	03/06	3,727								有		県外視察写真現像代	3,727
自民-1173	03/07				14,605					有		2月分3864枚	7,302
自民-1174	03/07					29,400				有		大分県の経済と産業:28冊	1,050
自民-1175	03/08							3,045		有		文具	1,522
自民-1176	03/08							1,980		有		パソコンのハブ	990

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
自民-1177	03/08					71,400				有	その他の書籍	イミダス:28部	2,550
自民-1178	03/10							17,314		有	文具	コピー用紙	8,657
自民-1179	03/15									有		3月分	
自民-1180	03/17		86,670							有	56分勉強会	3月14日	86,670
自民-1181	03/20				14,400					有	月刊自由民主	3月号:30部	14,400
自民-1182	03/20				11,340					無	週刊自由民主	3月分:27部	11,340
自民-1183	03/20				3,466					有	合同新聞	2月分	3,466
自民-1184	03/20				3,007					有	読売新聞	2月分	3,007
自民-1185	03/20							21,526		有	社会保険料	2月分	10,763
自民-1186	03/20							176,100		有	給与	2月分	88,050
自民-1187	03/22						3,808			有	NTT通話料	2月分FAX通話料	1,904
自民-1188	03/22	255,000								無	長田助勝	2月分政務調査費:調査研究費	255,000
自民-1189	03/22	191,000								無	古手川茂樹	2月分政務調査費:調査研究費	191,000
自民-1190	03/22	222,000								無	牧野浩朗	2月分政務調査費:調査研究費	222,000
自民-1191	03/22	203,000								無	日野立明	2月分政務調査費:調査研究費	203,000
自民-1192	03/22	217,000								無	佐々木敏夫	2月分政務調査費:調査研究費	217,000
自民-1193	03/22	277,000								無	和田至誠	2月分政務調査費:調査研究費	277,000
自民-1194	03/22	202,000								無	阿部英仁	2月分政務調査費:調査研究費	202,000
自民-1195	03/22	209,000								無	安部省祐	2月分政務調査費:調査研究費	209,000
自民-1196	03/22	201,600								無	矢野晃啓	2月分政務調査費:調査研究費	201,600
自民-1197	03/22	180,000								無	阿部順治	2月分政務調査費:調査研究費	180,000
自民-1198	03/22	242,000								無	志村 学	2月分政務調査費:調査研究費	242,000
自民-1199	03/22	219,000								無	近藤和義	2月分政務調査費:調査研究費	219,000
自民-1200	03/22	180,000								無	佐藤健太郎	2月分政務調査費:調査研究費	180,000
自民-1201	03/22	221,000								無	淵 健児	2月分政務調査費:調査研究費	221,000
自民-1202	03/22	214,000								無	井上伸史	2月分政務調査費:調査研究費	214,000
自民-1203	03/22	206,000								無	大友一夫	2月分政務調査費:調査研究費	206,000
自民-1204	03/22	237,000								無	田中利明	2月分政務調査費:調査研究費	237,000
自民-1205	03/22	211,000								無	堤 俊之	2月分政務調査費:調査研究費	211,000
自民-1206	03/22	198,600								無	首藤勝次	2月分政務調査費:調査研究費	198,600
自民-1207	03/22	242,000								無	麻生栄作	2月分政務調査費:調査研究費	242,000
自民-1208	03/22	290,600								無	桜木 博	2月分政務調査費:調査研究費	290,600
自民-1209	03/22	218,000								無	御手洗吉生	2月分政務調査費:調査研究費	218,000
自民-1210	03/22	214,000								無	油布勝秀	2月分政務調査費:調査研究費	214,000
自民-1211	03/22	226,000								無	佐々木哲也	2月分政務調査費:調査研究費	226,000
自民-1212	03/22	222,900								無	平野好文	2月分政務調査費:調査研究費	222,900

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
自民-1213	03/22	267,000								無	元吉俊博	2月分政務調査費:調査研究費	267,000
自民-1214	03/22	213,000								無	三浦 公	2月分政務調査費:調査研究費	213,000
自民-1215	03/22				21,000					無	長田助勝	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1216	03/22				21,000					無	古手川茂樹	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1217	03/22				21,000					無	牧野浩朗	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1218	03/22				21,000					無	日野立明	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1219	03/22				21,000					無	佐々木敏夫	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1220	03/22				21,000					無	和田至誠	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1221	03/22				21,000					無	阿部英仁	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1222	03/22				21,000					無	安部省祐	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1223	03/22				21,000					無	矢野晃啓	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1224	03/22				21,000					無	安部順治	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1225	03/22				21,000					無	志村 学	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1226	03/22				21,000					無	近藤和義	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1227	03/22				21,000					無	佐藤健太郎	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1228	03/22				21,000					無	淵 健児	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1229	03/22				21,000					無	井上伸史	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1230	03/22				21,000					無	大友一夫	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1231	03/22				21,000					無	田中利明	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1232	03/22				21,000					無	堤 俊之	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1233	03/22				21,000					無	首藤勝次	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1234	03/22				21,000					無	麻生栄作	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1235	03/22				21,000					無	桜木 博	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1236	03/22				21,000					無	御手洗吉生	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1237	03/22				21,000					無	油布勝秀	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1238	03/22				21,000					無	佐々木哲也	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1239	03/22				21,000					無	平野好文	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1240	03/22				21,000					無	元吉俊博	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1241	03/22				21,000					無	三浦 公	2月分政務調査費:資料作成費	21,000
自民-1242	03/22					30,000				無	長田助勝	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1243	03/22					30,000				無	古手川茂樹	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1244	03/22					30,000				無	牧野浩朗	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1245	03/22					30,000				無	日野立明	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1246	03/22					30,000				無	佐々木敏夫	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1247	03/22					30,000				無	和田至誠	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1248	03/22					30,000				無	阿部英仁	2月分政務調査費:資料購入費	30,000

支出一覧表(自由民主党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
自民-1249	03/22					30,000				無	安部省祐	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1250	03/22					30,000				無	矢野晃啓	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1251	03/22					30,000				無	阿部順治	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1252	03/22					30,000				無	志村 学	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1253	03/22					30,000				無	近藤和義	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1254	03/22					30,000				無	佐藤健太郎	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1255	03/22					30,000				無	淵 健児	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1256	03/22					30,000				無	井上伸史	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1257	03/22					30,000				無	大友一夫	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1258	03/22					30,000				無	田中利明	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1259	03/22					30,000				無	堤 俊之	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1260	03/22					30,000				無	首藤勝次	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1261	03/22					30,000				無	麻生栄作	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1262	03/22					30,000				無	桜木 博	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1263	03/22					30,000				無	御手洗吉生	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1264	03/22					30,000				無	油布勝秀	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1265	03/22					30,000				無	佐々木哲也	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1266	03/22					30,000				無	平野好文	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1267	03/22					30,000				無	元吉俊博	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1268	03/22					30,000				無	三浦 公	2月分政務調査費:資料購入費	30,000
自民-1269	03/27				4,853					有	コピ一代	3月分1284枚	2,426
	3月小計	6,039,877	179,663	0	586,458	943,013	0	26,147	197,626	3月合計	7,972,784		7,753,967
	年間小計	71,419,319	571,987	1,639,000	6,731,877	9,815,936	0	875,809	3,275,001	年間合計	94,328,929		83,675,620

支出一覧表
(大分県総台政策調査会)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
自協1-1	5月26日	160								有	県外視察先依頼文郵送(徳島、広島)		0
自協1-2	5月26日	9,000								有	会長角印作製	政務調査費ではない	9,000
	5月小計	9,160	0	0	0	0	0	0	0	5月合計	9,160		9,000
自協1-3	6月14日	428,490								無	県外視察旅費(11名)	領収書なし	428,490
自協1-4	6月14日	6,300								有	〃手土産代	不必要	6,300
自協1-5	6月29日	160								有	〃札状郵送代		0
	6月小計	434,950	0	0	0	0	0	0	0	6月合計	434,950		434,790
自協1-6	8月29日	6,930								有	会長・副会長名刺作成	政務調査費ではない	6,930
	8月小計	6,930	0	0	0	0	0	0	0	8月合計	6,930		6,930
自協1-7	2月10日	238,880								無	2/13~14農林水産振興に係る視察旅費		238,880
自協1-8	2月10日	89,250								有	2/13~14農林水産振興に係る視察タクシー代		0
自協1-9	2月10日	4,725								有	視察先への手土産代	政務調査費からの支出不相当	4,725
自協1-10	2月10日	3,300								無	視察に一旦支出計上したものが、2/17に返還された分		3,300
自協1-11	2月13日	2,700								有	視察先での資料購入代	9人分の代金。政務調査費からは1 一分の支出のみ相当	300
自協1-12	2月13日	320								有	〃関係先への依頼文郵送	切手代	0
自協1-13	2月17日	-3,300								無	〃旅費精算戻入		-3,300
	2月小計	335,875	0	0	0	0	0	0	0	2月合計	335,875		243,905
	年間小計	786,915	0	0	0	0	0	0	0	年間合計	786,915		694,625

別紙

支出一覧表
(大分県市町村周辺部対策協議会)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
自協2-1	1月25日	572,000								無	1/26~27(岡山県)市町村合併についての県外調査		572,000
自協2-2	1月25日	3,150								有	相手先手土産代	不要	3,150
	1月小計	575,150	0	0	0	0	0	0	0	1月合計	575,150		575,150
	年間小計	575,150	0	0	0	0	0	0	0	年間合計	575,150		575,150

支出一覧表
(大分県私学派興議員連盟)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
自協3-1	5月12日	600								無	4/26 私立幼稚園協会 会長出席旅費		600
	5月小計	600	0	0	0	0	0	0	0	5月合計	600		600
自協3-2	6月21日	1,500								有	私学協会との打ち合わせ コーヒー代		0
	6月小計	1,500	0	0	0	0	0	0	0	6月合計	1,500		0
自協3-3	7月6日	6,000								無	6/21 事業計画打ち合わせ 出席旅費		6,000
自協3-4	7月8日	135,000								有	6/28 総会、私学協会との懇親会 会議終了後の懇親会費		135,000
自協3-5	7月8日	530								有	6/28 意見交換会写真代	調査研究活動でない	530
	7月小計	141,530	0	0	0	0	0	0	0	7月合計	141,530		141,530
自協3-6	8月17日	945								有	文具代		0
自協3-7	8月17日	525								有	文具代		0
自協3-8	8月17日	1,780								有	フィルム代	調査研究活動との関係不明	1,780
自協3-9	8月17日	8,700								有	8/8 私立幼稚園視察時昼食代	参加者2名の昼食代。1人当たり4,350円	8,700
自協3-10	8月24日	50,630								有	8/8,18 幼稚園視察 タクシー借上代	参加者少数で、ジャンボタクシー利用の必要性に疑問は残る	0
自協3-11	8月29日	2,026								有	8/8,18 写真現像代	調査研究活動との関係不明	2,026
	8月小計	64,606	0	0	0	0	0	0	0	8月合計	64,606		12,506
自協3-12	9月2日	4,779								有	9/1 私立幼稚園視察 写真代	調査研究活動との関係不明	4,779
自協3-13	9月5日	10,460								有	全日私幼連 PTALさんぶん年間開談料		0
自協3-14	9月15日	14,700								有	9/15 私立幼稚園視察時食事代	参加者2名の昼食代。1人当たり7,350円	14,700
	9月小計	29,939	0	0	0	0	0	0	0	9月合計	29,939		19,479
自協3-15	10月5日	5,065								有	私立幼稚園視察 写真現像代	調査研究活動との関係不明	5,065
自協3-16	10月5日	99,130								有	私立幼稚園視察 タクシー借上代	参加者少数で、ジャンボタクシー利用の必要性に疑問は残る	0
自協3-17	10月13日	800								有	私立幼稚園視察 委員宛通知文郵送代		0
自協3-18	10月18日	1,980								有	フィルム代	調査研究活動との関係不明	1,980
自協3-19	10月18日	1,680								有	文具代		0
	10月小計	108,655	0	0	0	0	0	0	0	10月合計	108,655		7,045
自協3-20	11月2日	22,620								無	私立幼稚園視察 旅費		22,620
自協3-21	11月2日	10,000								有	高校(竹田)意見時弁当代	議員以外の昼食代も負担	10,000
自協3-22	11月2日	850								有	幼稚園視察 写真現像代	調査研究活動との関係不明	850
自協3-23	11月17日	153,680								有	幼稚園視察 タクシー借上代		0

支出一覧表
(大分県私学振興議員連盟)

自協3-24	11月17日	4,551							有	幼稚園視察 写真現像代	調査研究活動との関係不明	4,551
自協3-25	11月25日	23,870							無	幼稚園視察 視察旅費		23,870
	11月小計	215,571	0	0	0	0	0	0	11月合計	215,571		61,891
自協3-26	12月9日	10,000							有	幼児教育勉強会交流会負担金		0
自協3-27	12月9日	210							無	上記負担金振込料	帳票無し	210
自協3-28	12月9日	16,710							有	私立中高一貫校視察時昼食代	議員以外の昼食代も負担	16,710
自協3-29	12月9日	42,420							有	私立中高視察 タクシー借上代		0
自協3-30	12月16日	138,000							有	私学協会との懇親会	会議終了後の懇親会費 なお、懇親会会場と意見交換会 場は別	138,000
自協3-31	12月21日	1,144							有	私学協会 写真現像代	政務調査とは認めがたい	1,144
	12月小計	208,484	0	0	0	0	0	0	12月合計	208,484		156,064
	年間小計	770,885	0	0	0	0	0	0	年間合計	770,885		399,115

支出一覧表
(大分県福祉対策協議会)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
自協4-1	10月5日	199,980								有	認可保育園との意見交換会、経費負担金	懇親会。「乾杯」「万歳」など式次第に記載有り	199,980
自協4-2	10月13日	780								有	認可保育園との意見交換会、写真現像代	調査研究活動との関係不明	780
	10月小計	200,760	0	0	0	0	0	0	0	10月合計	200,760		200,760
自協4-3	11月8日	4,620								有	会長・副会長 名刺作製	政務調査ではない	4,620
	11月小計	4,620	0	0	0	0	0	0	0	11月合計	4,620		4,620
自協4-4	3月10日	126,661								有	3.6福祉施設経営者との意見交換会経費	資料のみ認め	62,427
	3月小計	126,661	0	0	0	0	0	0	0	3月合計	126,661		62,427
	年間小計	332,041	0	0	0	0	0	0	0	年間合計	332,041		267,807

支出一覧表
(大分県防衛議員連盟)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求める金額
自協5-1	4月8日	2,240								有	切手代		0
自協5-2	4月21日	41,620								無	防音調査・学校視察旅費	旅費、領収なし	41,620
自協5-3	4月21日	-4,600									防音調査・学校視察旅費精算戻入		-4,600
自協5-4	4月27日	1,362								有	写真現像代	調査研究との関係不明 5月で処理されているが4月に支出	1,362
	4月小計	40,622	0	0	0	0	0	0	0	4月合計	40,622		38,382
自協5-5	5月10日	54,370								有	防音調査バス借り上げ代		0
自協5-6	5月16日	2,310								有	副会長名刺作製	政務調査でない	2,310
自協5-7	5月26日	6,000								有	「黄色ハンカチ」購入30枚	政務調査でない	6,000
	5月小計	62,680	0	0	0	0	0	0	0	5月合計	62,680		8,310
自協5-8	6月30日	80								有	切手代		0
	6月小計	80								6月合計	80		0
自協5-9	7月1日	2,160								有	防衛庁要望活動案内文郵送		0
自協5-10	7月9日	10,660								無	防音調査旅費	領収なし	10,660
	7月小計	12,820	0	0	0	0	0	0	0	7月合計	12,820		10,660
自協5-11	8月10日	652,610								無	防衛施設局、防衛庁要望活動旅費	領収なし	652,610
自協5-12	8月10日	30,000								無	防衛施設局、防衛庁タクシー精算払	タクシーの要なし	30,000
自協5-13	8月10日	28,350								有	防衛施設局、防衛庁要望書追加資料	政務調査と関連なし	28,350
自協5-14	8月10日	37,800								有	防衛施設局、防衛庁要望書追加資料	政務調査と関連なし	37,800
自協5-15	8月17日	1,029								有	レンズ付きフィルム購入代	政務調査と関連なし	1,029
自協5-16	8月26日	729								有	現像代	政務調査と関連なし	729
自協5-17	8月23日	-87,550									防衛施設局、防衛庁活動旅費戻入		-87,550
	8月小計	662,968	0	0	0	0	0	0	0	8月合計	662,968		662,968
自協5-18	9月7日	-2,490									要望活動タクシー精算戻入		-2,490
自協5-19	9月16日	10,420								有	九防議員連盟会費負担金	政務調査ではない	10,420
	9月小計	7,930	0	0	0	0	0	0	0	9月合計	7,930		7,930
自協5-20	10月5日	2,340								有	第1回九防議連総会案内郵送代	政務調査でない	2,340
	10月小計	2,340	0	0	0	0	0	0	0	10月合計	2,340		2,340
自協5-21	11月11日	2,160								有	議員連盟総会案内郵送	政務調査でない	2,160
自協5-22	11月17日	15,000								無	第1回九防議連総会交流会負担金		15,000
自協5-23	11月17日	-15,000									第1回九防議連総会交流会負担金戻入		-15,000

支出一覧表
(大分県防衛議員連盟)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
自協5-24	11月17日	10,280								無	第1回九防議連総会参加旅費	政務調査でない	10,280
	11月小計	12,440	0	0	0	0	0	0	0	11月合計	12,440		12,440
自協5-25	12月5日	29,610									議員の昼食代	政務調査でない	29,610
自協5-26	12月5日	55,370								有	第1回九防議連タクシー借上代	政務調査でない	55,370
	12月小計	84,980	0	0	0	0	0	0	0	12月合計	84,980		84,980
自協5-27	2月6日	11,790								無	日出生台演習場周辺施設激励挨拶訪問経費	領収なし	11,790
自協5-28		44,300									同 タクシー借上代	白紙の領収書あり	44,300
自協5-29	2月10日	672								有	現像代		672
	2月小計	56,762	0	0	0	0	0	0	0	12月合計	56,762		56,762
	年間小計	943,622	0	0	0	0	0	0	0	年間合計	943,622		828,010

支出一覧表
(大分県商業観光対策協議会)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
自協6-1	7月8日	6,300								有	協議会会長 角印	政務調査ではない	6,300
自協6-2	7月8日	2,160								有	先進地視察案内文委員宛郵送		0
	7月小計	8,460	0	0	0	0	0	0	0	7月合計	8,460		6,300
自協6-3	8月4日	80								有	先進地視察先依頼文郵送		0
自協6-4	8月19日	2,160								有	先進地視察延期通知 会長宛郵送		0
	8月小計	2,240	0	0	0	0	0	0	0	8月合計	2,240		0
自協6-5	11月11日	50,630								有	全国親睦連 年会費	政務調査と関連なし 同議連の収支には接待交際費費目 もあり、調査研究団体とはいえない	50,630
	11月小計	50,630	0	0	0	0	0	0	0	10月合計	50,630		50,630
自協6-6	1月16日	2,160								有	2/15~16県外視察案内文郵送		0
	1月小計	2,160	0	0	0	0	0	0	0	1月合計	2,160		0
自協6-7	2月14日	320,720								無	2/15~16倉敷県美観地区視察	領収なし、お土産不要	320,720
自協6-8	2月14日	5,932								有	倉敷視察 手土産代	調査研究活動でない	5,932
自協6-9	2月21日	80								有	切手代		0
	2月小計	326,732	0	0	0	0	0	0	0	2月合計	326,732		326,652
自協6-10	3月1日	4,640								有	3/19リレー講演、チラシ、案内文、郵送	講演会を主催、政務調査でない	4,640
自協6-11	3月6日	1,134								有	県外視察(2/15~16)写真現像代	講演会を主催、政務調査でない	1,134
自協6-12	3月10日	79,170								有	3/19リレー講演チラシ作製料	講演会を主催、政務調査でない	79,170
自協6-13	3月17日	430,000								有	3/19リレー講演講師謝金	講演会を主催、政務調査でない	430,000
自協6-14	3月22日	1,470								有	3/19講演会用設備	講演会を主催、政務調査でない	1,470
自協6-15	3月22日	829								有	3/19写真現像代他	講演会を主催、政務調査でない	829
自協6-16	3月24日	80,220								有	3/19看板製作費他	講演会を主催、政務調査でない	80,220
自協6-17	3月23日	126,840								有	3/19会場費、弁当代	講演会を主催、政務調査でない。弁 当を含む	126,840
	3月小計	724,303	0	0	0	0	0	0	0	3月合計	724,303		724,303
	年間小計	1,114,525	0	0	0	0	0	0	0	年間合計	1,114,525		1,107,885

支出一覧表
(大分県中小企業対策協議会)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求める金額
自協7-1	12月21日	112,281								有	中小企業対策における経団連との意見交換会	非当代会社、議員以外の出席者に対する非当代会社務調査費から支出	112,281
自協7-2	12月21日	488								有	写真現像代	政務調査ではない	488
	12月小計	112,769	0	0	0	0	0	0	0	12月合計	112,769		112,769
自協7-3	1月17日	609,902								一部有	1/18~19(東京)中小企業県外視察旅費	12人の大人数で参加しているが、その必要性がない 1人、領収ある費用のみ政務調査費からの支出相当	568,102
自協7-4	1月30日	1,480								有	視察写真現像代	政務調査ではない	1,480
	1月小計	611,382	0	0	0	0	0	0	0	1月合計	611,382		569,582
自協7-5	3月7日	26,460								有	12/21中小企業意見交換会 7-7起し代	目的不明	26,460
	3月小計	26,460	0	0	0	0	0	0	0	3月合計	26,460		26,460
	年間小計	750,611	0	0	0	0	0	0	0	年間合計	750,611		708,811

支出一覧表
 (大分県教育改革推進協議会)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求める金額
自協8-1	6月6日	176,160								有	講演会チケット及び書籍代	せいぜい、本1冊分及び入場券1人分のみ政務調査委員からの支出が認められるにとどまる	170,120
	6月小計	176,160	0	0	0	0	0	0	0	0	176,160		170,120
	年間小計	176,160	0	0	0	0	0	0	0	0	176,160		170,120

支出一覧表
(無所属の会)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
無-1	8月31日	96,000								無			96,000
無-2	9月30日	67,000								無			67,000
無-3	10月31日	91,000								無			91,000
無-4	11月30日	30,000								無			30,000
無-5	12月31日	83,000								無			83,000
無-6	1月31日	80,000								無			80,000
無-7	2月28日	71,000								無			71,000
無-8	3月31日	85,000								無			85,000
	調査研究小計	603,000											603,000
	返還を要しない額	0											
	領収有小計	0											
無-9	9月30日		1,995							無			1,995
無-10	10月31日		3,000							無			3,000
無-11	12月31日		3,810							無			3,810
無-12	3月31日		3,210							無			3,210
	研修小計		12,015										12,015
	返還を要しない額	0											
	領収有小計	0											
無-13	8月31日				16,397					無			16,397
無-14	9月30日				21,000					無			21,000
無-15	10月31日				21,000					無			21,000
無-16	11月30日				21,000					無			21,000
無-17	12月31日				21,000					無			21,000
無-18	1月31日				21,000					無			21,000
無-19	2月28日				21,000					無			21,000
無-20	3月31日				21,000					無			21,000
	資料作成小計				163,397								163,397
	返還を要しない額	0			0								
	領収有小計	0			0								
無-21	8月31日					35,000				無			35,000
無-22	9月30日					35,000				無			35,000
無-23	10月31日					35,000				無			35,000
無-24	11月30日					35,000				無			35,000
無-25	12月31日					35,000				無			35,000
無-26	1月31日					35,000				無			35,000
無-27	2月28日					35,000				無			35,000

支出一覧表
(無所属の会)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
無-28	3月31日					41,926				無			41,926
	資料購入小計					286,926							286,926
	返還を要しない額					0							
	領収有小計					0							
無-29	9月30日						47,250			無			47,250
無-30	12月31日						47,250			無			47,250
無-31	3月31日						47,250			無			47,250
	広報小計						141,750						141,750
	返還を要しない額					0							
	領収有小計					0							
無-32	8月31日							59,000		無			59,000
無-33	9月30日							59,000		無			59,000
無-34	10月31日							59,000		無			59,000
無-35	11月30日							59,000		無			59,000
無-36	12月31日							59,000		無			59,000
無-37	1月31日							59,000		無			59,000
無-38	2月28日							59,000		無			59,000
無-39	3月31日							58,586		無			58,586
	事務小計						471,586						471,586
	返還を要しない額					0							
	領収有小計					0							
無-40	8月31日								90,000	無			90,000
無-41	9月30日								90,000	無			90,000
無-42	10月31日								90,000	無			90,000
無-43	11月30日								90,000	無			90,000
無-44	12月31日								90,000	無			90,000
無-45	1月31日								90,000	無			90,000
無-46	2月28日								90,000	無			90,000
無-47	3月31日								90,000	無			90,000
	人件小計							720,000					720,000
	返還を要しない額					0			0				
	領収有小計					0			0				
	年間小計	603,000	12,015	0	163,397	286,926	141,750	471,586	720,000	年間合計	2,398,674		

支出一覧表(公明党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
公明-1	4月21日							2,911		有	控室電話使用料	適切な抜分をすべき	1,456
公明-2	4月30日							1,120		無	切手代	領収書不存在の具体的理由は記載されていない	1,120
	4月小計	0	0	0	0	0	0	4,031		0 4月合計	4,031		2,576
公明-3		112,674								無	東京アンテナショップ視察旅費	JR券等領収書発行できないものについては認める余地有り	112,674
公明-4	5月16日	642,530								無	旅費名目の日当		642,530
公明-5	5月16日	45,000								無	通信費名目の手当		45,000
公明-6	5月16日					45,000				無	資料購入費名目の手当		45,000
	5月小計	800,204	0	0	0	45,000	0	0	0	0 5月合計	845,204		845,204
公明-7	6月7日									有	コピー代	適切な抜分をすべき	403
公明-8	6月15日	526,810			805					無	旅費名目の日当		526,810
公明-9	6月15日	45,000								無	通信費名目の手当		45,000
公明-10	6月15日					45,000				無	資料購入費名目の手当		45,000
公明-11	6月29日							500		有	はがき代		0
	6月小計	571,810	0	0	805	45,000	0	500	0	0 6月合計	618,115		617,213
公明-12	7月6日				359					有	コピー代	適切な抜分をすべき	180
公明-13	7月15日	450,210								無	旅費名目の日当		450,210
公明-14	7月15日	45,000								無	通信費名目の手当		45,000
公明-15	7月15日					45,000				無	資料購入費名目の手当		45,000
公明-16	7月20日		9,294							有	56分勉強会負担金		9,294
公明-17	7月20日			1,575						有	コピー代	調査研究活動と無関係	1,575
公明-18	7月20日				355					有	コピー代	適切な抜分をすべき	178
公明-19	7月20日							2,875		有	控室電話使用料	適切な抜分をすべき	1,438
公明-20	7月20日							3,001		有	控室電話使用料	適切な抜分をすべき	1,501
	7月小計	495,210	9,294	1,575	714	45,000	0	5,876	0	0 7月合計	557,669		554,374
公明-21	8月5日							7,455		有	テープのり等の文具	適切な抜分をすべき	3,728
公明-22	8月8日							216,030		有	文具、シュレッダー	高額の支出であり、財産の形成にはかならず、「経費」としての支出ではない	216,030
公明-23	8月17日	565,160								無	旅費名目の日当		565,160
公明-24	8月17日	45,000								無	通信費名目の手当		45,000
公明-25	8月17日					45,000				無	資料購入費名目の手当		45,000
	8月小計	610,160	0	0	0	45,000	0	223,485	0	0 8月合計	878,645		874,918
公明-26	9月7日				774					有	コピー代	適切な抜分をすべき	387
公明-27	9月7日				570					有	コピー代	適切な抜分をすべき	285
公明-28	9月7日					4,080				有	議会開催時新聞代		4,080
公明-29	9月7日					16,275				有	書籍代	「逐条地方自治法」「指定管理者制度」	0

支出一覧表(公明党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求める金額
公明-30	9月7日							3,178		有	控室電話使用料	適切な按分をすべき	1,589
公明-31	9月15日	637,160								無	旅費名目の手当		637,160
公明-32	9月15日	45,000								無	通信費名目の手当		45,000
公明-33	9月15日					45,000				無	資料購入費名目の手当		45,000
公明-34	9月30日							68,229		有	ノート、用紙等文具	文具としてはかなり高額であり、調査研究活動との関連不明確	68,229
	9月小計	682,160	0	0	1,344	65,355	0	71,407		0	820,266		801,730
公明-35	10月4日		7,875							有	56分勉強会負担金		7,875
公明-36	10月13日							44,089		有	蛍光マーカー等文具	文具としてはかなり高額であり、調査研究活動との関連不明確	44,089
公明-37	10月17日	607,030								無	旅費名目の手当		607,030
公明-38	10月17日	45,000								無	通信費名目の手当		45,000
公明-39	10月17日					45,000				無	資料購入費名目の手当		45,000
公明-40	10月18日							118,613		有	粘着テープ、レインコート等文具	文具としてはかなり高額であり、調査研究活動との関連不明確	118,613
	10月小計	652,030	7,875	0	0	45,000	0	162,702		0	867,607		867,607
公明-41	11月4日			1,685						有	コピー代	調査研究活動と無関係	1,685
公明-42	11月4日				381					有	コピー代	適切な按分をすべき	191
公明-43	11月4日							2,998		有	控室電話使用料	適切な按分をすべき	1,499
公明-44	11月4日							2,829		有	控室電話使用料	適切な按分をすべき	1,415
公明-45	11月10日							51,597		有	パッチファイル等文具	文具としてはかなり高額であり、調査研究活動との関連不明確	51,597
公明-46	11月15日	628,530								無	旅費名目の手当		628,530
公明-47	11月15日	45,000								無	通信費名目の手当		45,000
公明-48	11月15日					45,000				無	資料購入費名目の手当		45,000
公明-49	11月21日		9,600							有	雑誌(ミックス)購入費	領収書の宛先議員個人領収日の記載無し 研修費からの支出意味不明(3月31日では、同じ物につき、資料購入費から支出している)	9,600
公明-50	11月21日				268					有	コピー代	適切な按分をすべき	134
公明-51	11月21日							2,880		有	控室電話使用料	適切な按分をすべき	1,440
公明-52	11月28日				1,921					有	写真現像代	調査研究活動との関係不明	1,921
公明-53	11月28日				1,071					有	写真現像代	調査研究活動との関係不明	1,071
	11月小計	673,530	9,600	1,685	3,641	45,000	0	60,304		0	793,760		789,082
公明-54	12月2日							540		有	切手代		0
公明-55	12月5日							80		有	切手代		0
公明-56	12月12日							196,717		有	デジカメ3台購入	政務調査費との関連無し	196,717
公明-57	12月13日		9,540							有	56分勉強会負担金		9,540

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
公明-58	12月13日					12,700				無	会派用代表印	会派用代表印の購入費は調査研究活動の経費ではない。領収書噴出の具体的な理由は記録されていない。 丙H2の5枚目資料購入費欄に記載がなく、4枚目資料作成費欄に記載有り	12,700
公明-59	12月13日				457					有	コピー代	適切な抜分をすべき	229
公明-60	12月13日					7,140				有	書籍代	「法令用語辞典」	0
公明-61	12月15日	583,210								無	旅費名目の日当		583,210
公明-62	12月15日	45,000								無	通信費名目の手当	丙H2の1枚目調査研究費での記載は無く、2枚目研修費での記載有り	45,000
公明-63	12月15日					45,000				無	資料購入費名目の手当	実質的には単なる屋久島観光旅行。 屋久杉ランド、紀元杉、永田浜の見学も単なる観光。(ヤクスギランドと紀元杉は大型バスでも横付けできる観光スポットで、自然の屋久杉を体感できる自然体感ゾーンである。) (不存在であるが) 仮に領収書があれば、旅行の一部が政務調査費からの支出が認められるにとどまる。研修費での費目の支出であることも意味不明。	45,000
公明-64	12月19日		387,470							無	屋久島観光旅行旅費		387,470
公明-65	12月26日		55,500							有	雪による足止めによる延泊費用	屋久島いわさきホテルは屋久島内にて最も高額な高級リゾートホテルのひとつ。調査研究旅行において高級リゾートホテルに宿泊して、観光旅行を楽しむも必要性も合理性もない。	55,500
公明-66	12月27日			1,795						有	コピー代	調査研究活動と無関係	1,795
公明-67	12月27日							80		有	切手代		0
	12月小計	628,210	452,510	1,795	457	64,840	0	197,417	80	0	1,345,229		1,337,161
公明-68	1月12日				684					有	コピー代	適切な抜分をすべき	342
公明-69	1月12日					4,080				有	議会開催時新聞代		4,080
公明-70	1月12日					4,430				有	議会開催時新聞代		4,430
公明-71	1月12日							2,864		有	控室電話使用料	適切な抜分をすべき	1,432
公明-72	1月16日	547,830								無	旅費名目の日当		547,830
公明-73	1月16日	45,000								無	通信費名目の手当		45,000
公明-74	1月16日					45,000				無	資料購入費名目の手当	事務用品について資料購入費名目での支出がなされる理由不明	45,000
公明-75	1月16日					42,630				有	画面テープ等の事務用品	事務用品の割に極めて高額であり、事務用品であることを合理的疑い有り	42,630

支出一覧表(公明党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
公明-76	1月16日							49,130		有	コピー用紙等	コピー用紙その他事務用品としてはかなり高額であり、調査研究活動との関連不明確 さらには、実際に支出されているコピー用紙は極めて僅少であることも指摘できる	49,130
公明-77	1月18日							1,233		有	コピー用紙	適切な按分をすべき	617
	1月小計	592,830	0	0	684	96,140	0	53,227	0	0	742,881		740,491
公明-78	2月7日				612					有	コピー代	適切な按分をすべき	306
公明-79	2月15日	578,670								無	旅費名目の手当		578,670
公明-80	2月15日	45,000								無	通信費名目の手当		45,000
公明-81	2月15日					45,000				無	資料購入費名目の手当		45,000
公明-82	2月15日		74,093							無	政党活動のための旅費・日当	報告書の添付資料から政党の活動であることは明らか	74,093
公明-83	2月15日							3,434		有	控室電話使用料	適切な按分をすべき	1,717
公明-84	2月17日							95,151		有	モデム・コピー用紙等文具	事務用品としてはかなり高額であり、調査研究活動との関連不明確	95,151
	2月小計	623,670	74,093	0	612	45,000	0	98,585	0	0	841,960		839,937
公明-85	3月2日							3,293		有	控室電話使用料	適切な按分をすべき	1,647
公明-86	3月8日				510					有	コピー代	適切な按分をすべき	255
公明-87	3月15日	590,210								無	旅費名目の手当		590,210
公明-88	3月15日	45,000								無	通信費名目の手当		45,000
公明-89	3月15日					45,000				無	資料購入費名目の手当		45,000
公明-90	3月16日		54,500							無	ブランドソール広報視察		54,500
公明-91	3月16日							55,781		有	マウス・パット等事務用品	事務用品としてはかなり高額であり、調査研究活動との関連不明確	55,781
公明-92	3月24日							2,898		有	控室電話使用料	適切な按分をすべき	1,449
公明-93	3月27日							81,826		有	フラットファイル等事務用品代	事務用品としてはかなり高額であり、調査研究活動との関連不明確	81,826
公明-94	3月28日		9,630							有	56分勉強会負担金		9,630
公明-95	3月31日	491,050								無	旅費名目の手当		491,050
公明-96	3月31日	45,000								無	通信費名目の手当		45,000
公明-97	3月31日					45,000				無	資料購入費名目の手当		45,000
公明-98	3月31日				45,360					有	会派控室インターネット使用料	適切な按分をすべき 資料作成費目からの支出であることにつき意味不明	22,680
公明-99	3月31日				1,825					有	コピー代	適切な按分をすべき	913
公明-100	3月31日					54,600				有	地図代		0
公明-101	3月31日					9,600				有	雑誌(ミックス)購入費	領収書の宛先議員個人 大半の領収日の記載無し	9,600
公明-102	3月31日					12,240				有	議会開催時新聞代		12,240

支出一覧表(公明党)

番号	日付	調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務費	人件費	領収書	支出内容	備考	返還を求めめる金額
公明-103	3月31日							1,233		無	コピー用紙代	領収書無し(領収書不存在的の具体的理由記載) 資料の綴じ方からすると、会計年度が異なる可能性が高いが、領収書不存在的のため検証不可能	1,233
	3月小計	1,171,260	64,130	0	47,695	166,440	0	145,031		0	1,594,556		1,513,013
公明-104	4月5日							23,602		有	キャンパスノート等事務用品	会計年度が異なる 事務用品費としては高額	23,602
公明-105	4月10日							292,635		有	ノートパソコン代	会計年度が異なる 政務調査費からパソコンの購入は認められない	292,635
	4月小計	0	0	0	0	0	0	316,237		0	316,237		316,237
	年間小計	7,501,074	617,502	5,055	55,952	707,775	0	1,338,802		0	10,226,160		10,099,541

1 被告補助参加人日本共産党関係の主張

項目	原告らの主張	被告・標記被告補助参加人の主張
調査研究費	(主張なし)	
研修費	<p>◆56分勉強会 全会派・全議員が参加するものであるから、会派としての調査研究活動でないことは一見して明らかである。また、勉強会時の昼食代は、政務調査費からこれを支出する合理性が全くない。</p> <p>◆人権交流集会 日本共産党と密接な関係にある全国部落解放運動連合会及び全国地域人権運動総連合会（九州ブロック協議会）が主催した交流学习会への出席は、政党活動であって、調査研究活動ではない。</p>	<p>県政の諸問題について諸分野で活躍している者の講演を聴くことは会派の政務調査活動である。食事の提供は、勉強会の充実成功のため、やむを得ないものである。</p> <p>左記交流学习会は、憲法と基本的人権、部落解放運動、同和行政等の取組み等についての報告、討議等であり、会派としてなした人権等についての調査研究活動である。</p>
会議費	(主張なし)	
資料作成費	コピー代やインクカートリッジ代には議会での発言原稿や配付資料、県に対する申入書類等の作成が含まれているうえ、議員控室ではマスコミ対応や電話番号等もなされており、これらは調査研究活動とはいえないから、調査研究活動に基づく支出といえるのは2分の1のみである。	コピーやインクジェットプリンタは、いずれも調査研究のための文書作成、資料収集、議会での発言原稿（これも調査研究活動に含まれる。）等の目的で利用したものであって、調査研究活動に基づくものである。加藤純子議員は、政治活動用の事務所を別に構えており、議会党内の事務所を政党活動に使用していない。
資料購入費	<p>◆書籍代 「湯布院幻燈譜」「湯布院にっぽん村へ」の購入は議員又は事務職員の個人的購入であると考えるのが自然である。納品書の宛名は「(浜田)様」、請求書のそれは「日本共産党様」であって、会派の政務調査活動として購入されたものではない。</p> <p>◆新聞購読料 会期中のみの一般紙の購読は、調査研究活動としてされたものではない。赤旗新聞や大分民報は政務調査活動ではなく、議員ないし党員としての購入である。商工新聞や平和新聞は、政策立案のための資料であれば、政務調査活動が含まれており、按分すべきである。 他紙についても、仮に政務調査活動が含まれているのであれば、按分すべきである。</p> <p>◆パンフ資料代 男女共同参画社会の実現のための資料であれば、当然、政務調査活動以外の活動が含まれているから、政務調査活動に基づく支出は、2分の1のみである。</p> <p>◆大分生活と健康を守る会新聞、TOMO購読料 上記新聞代領収書の宛名が「加藤県議」であるから、会派の活動ではない。また、上記両者はいずれも日本共産党を支援する団体であり、政務調査活動としての支出であるとはいえない。</p>	<p>湯布院の町作りや観光、市町村合併等についての調査研究や政策立案のための資料であり、その購入は会派の調査研究活動である。納品書の宛名は、連絡先にすぎない。</p> <p>政治情勢や国・地方自治体の動きや問題点（中小企業問題や平和問題などを含む。）等を把握し、県政における調査研究や政策立案のための資料となるものであり、その購入は会派の調査研究活動である。</p> <p>男女共同参画社会の実現に関する調査研究のための資料として会派が購入したものであって、その購入は会派の調査研究活動である。</p> <p>いずれも会派で購入したものであり、県政における調査研究や政策立案（後者は障害者施策に関するもの。）のための購入であって、会派の調査研究活動である。左記各団体は政治的に中立な団</p>

		体である。領収書の宛名は標記補助参加人として、唯一の所属議員である加藤県議を記載したものである。
広報費	調査研究活動以外については、議員の行う広報活動に要するものであっても、政務調査費からの支出が許されない。ウェブサイトや県議団ニュースには調査研究内容が含まれていないから、その作成等に要した費用を政務調査費から支出してはならない。	ウェブサイトや県議団ニュースを通じて会派の調査研究活動や議会活動、県政の問題点等を住民に知らせ、住民から県政に対する意見や要望、情報提供を求めることは、調査研究に密接に関連する活動である。
事務費	◆コピー代、通信運搬費、文具代、庁舎管理費 2分の1は政務調査費から支出が許される。	いずれも会派が行う調査研究の事務遂行に必要な費用である。事務所は調査研究活動のための使用しているから、按分は不要である。
	◆名刺代 一般の議員活動に用いられるものであって、調査研究活動によるものではない。	調査研究補助をする職員が身分や連絡先等を明らかにし、同活動をするための支出である。
人件費	事務職員は調査研究活動以外の議員活動や政党についての活動を補助しているから、政務調査費から支出が許されるのは、2分の1に限られる。	会派が補助職員を常時雇用しており、議員の調査研究活動の補助に専念しているものであって、そのための費用も調査研究活動の費用である。
18年4月の支出	会計年度が異なる支出であるから、返還すべきである。	発生原因が年度内であれば当該年度の政務調査費から支出してよいとの慣例があった。

2 被告補助参加人社会県民クラブ関係の主張

項目	原告らの主張	被告・標記被告補助参加人の主張
調査研究費	<p>◆領収書等のないもの 全て違法である。 地方自治法、大分県政務調査費の交付に関する条例及び大分県政務調査の支給に関する規程は、証拠書類の徴求・保管が容易なものまで定額支給とすることを許していないから、一部定額制がとられているものも同様に違法である。 また、平成20年度の領収書は、平成17年度の支出の適法性の裏付けとはならない。</p> <p>◆大分県自治体政策調査研究協議会宛の領収書があるもの 標記被告補助参加人による支出でないから、会派の活動といえず、違法である。</p> <p>◆自治センター会費（17年12月14日） 調査研究活動と関連性がない。</p> <p>◆ゼンリン住宅地図（18年4月10日） 後記のとおり会計年度が異なるほか、所属議員の選挙区分に関する地図であるから、議員の選挙活動に関する資料の購入費であって、調査研究活動によるものではない。</p>	<p>◆電話料及び旅費 電話料として毎月3万円を支給しているところ、このような定額支給方式をとることは、経費節減が図れる等の合理性があるから、適法である。毎月3万円の支給が相当であったことは、平成20年度の支出によっても裏付けられている。 また、県議会の本会議や委員会出席旅費の支出基準及び調査研究活動に必要な諸費用を斟酌して会派が定めた基準により、旅費や研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務所の賃料、水道光熱費、人件費、事務用品費等の費用をすべて旅費として支給しており、現実に出費する額よりも少なくなることからすれば、合理的である。</p> <p>この名義によっているのは、対外的調査を行う場合にはこの名義を使用すると県の事務処理方針に基づいたからである。この名義の構成員は標記補助参加人の構成員と同一である。</p> <p>左記センターは、自治体政策の調査研究を行う公益的組織であり、そこからの情報提供やそこにおける学習会の開催等は、標記補助参加人の議員の調査研究のために不可欠である。</p> <p>後記のとおり17年度の購入であるほか、調査研究活動には選挙区内の有権者からの意見聴取等も含まれるから、選挙区分に関する地図であるから調査研究活動に無関係であるとはいえない。この地図は、会派に常備されたものである。</p>
研修費	<p>◆領収書等のないもの すべて違法である。</p> <p>◆大分県自治体政策調査研究協議会宛の領収書があるもの 標記補助参加人による支出でないから、会派の活動といえず、違法である。</p> <p>◆56分勉強会 全会派・全議員が参加するものであるから、会派としての調査研究活動でないことは一見して明らかである。また、勉強会時の昼食代は、政務調査費からこれを支出する合理性が全くない。</p>	<p>全会派が参加しているとしても、標記補助参加人所属議員の研修であることに変わりない。昼食代も社会通念を逸脱する高額なものではないから、支出が認められる。</p>
会議費	<p>すべて領収書がないから、違法である。</p>	<p>上記のとおり、基準に基づき、旅費として支給しているものであって、政務調査費からの支出は適法である。</p>
資料作成費	<p>◆コピー代 コピー代には議会での発言原稿や配付資料、県</p>	<p>すべて調査研究に関するものであるから、按分</p>

	<p>に対する申入書類等の作成分が含まれており、これらは調査研究活動とはいえないから、調査研究活動に基づく支出といえるのは2分の1のみである。</p> <p>◆農林統計協会費（17年8月16日） 調査研究活動と無関係である。</p>	<p>の必要はない。</p> <p>農林統計協会は農林業の統計に関する公的団体であり、時機に応じた資料提供を受けている。これは調査研究の一翼を担う活動に関する会費である。</p>
資料購入費	<p>◆書籍代</p> <p>「大隈論文選」3冊（17年1月2日）は、政務調査費からの支出は1冊のみ認められるべきである。</p> <p>全国同和人権促進会（17年4月26日）は、振込額が5万2500円であって、書籍代として高額であることや、振込明細書上、書籍代か否か不明であることなどからすれば、調査研究活動との関連性が不明である。</p> <p>「村山富市」は、政務調査費からの支出は1冊のみ認められるべきである。</p> <p>新日本法規追録差替代金（17年6月22日、18年2月20日）は、いずれも小野弘利個人を宛先とするものであるから、党派としての活動に基づく支出ではない。</p> <p>◆新聞購読料</p> <p>市民が通常的生活費から購入する新聞を政務調査費から支出することは違法である。また、会期中のみの一般紙の購読は、調査研究活動としてされたものではない。</p>	<p>左記文献は、標記補助参加人の所属議員が6人であるために複数冊購入したものである。</p> <p>左記文献は、人権政策に関する文献であり、当然に政務調査費から支出されるべきものである。</p> <p>左記文献は、共用分のほか、所属議員6名が常備すべき本であるから、その支出は適法である。左記追録に関する宛先は、小野弘利が窓口となって対応したからにすぎない。</p> <p>新聞は、調査研究における基本的な情報源であるから、開会時における購読も含めて適法である。なお、議員個人の自宅用については、当然、自費で賄っている。また、労働新聞の発行元である日本労働党は支持母体ではないから、同新聞の購読は同党に対する寄付ではない。</p>
広報費	<p>調査研究活動以外については、議員の行う広報活動に要するものであっても、政務調査費からの支出が許されない。会報は党派の政策の広報にすぎないから、その作成等に要した費用を政務調査費から支出してはならない。</p>	<p>会報は、議会報告により県政一般を広く県民に知らしめ、県政についての意見を聴取されるために発行されるものであるから、調査研究の手段である。</p>
事務費	<p>◆領収書等のないもの（500円） 違法である。</p> <p>◆切手代</p> <p>大量発送時の切手は支持者に対する案内等であると考えるのが常識的であるから、政務調査費の支出は認められない。</p> <p>切手113枚（17年8月9日）は、調査研究活動に使われるものとそれ以外の活動に使われるものが混在しているから、うち2分の1のみが調査研究活動に用いられるものと認めるべきである。</p> <p>◆文具代、インク代、インターネット接続料、電話料金、書庫代 調査研究活動に使われるものとそれ以外の活動</p>	<p>切手代は広報に関するものであるところ、議会報告等を行って県民から意見を聴取するためのものであるといえるから、調査研究活動に基づく。切手113枚については、すべて調査研究活動に基づく支出であって、按分の必要はない。</p> <p>すべて調査研究活動に用いられるものであつ</p>

	<p>に使われるものが混在しているから、うち2分の1のみが調査研究活動に用いられるものと認めるべきである。</p> <p>◆デジタルカメラ 資産の形成であって経費ではないほか、調査研究活動との関係が不明確であるから、政務調査費の支出は認められない。</p> <p>◆ウェブサイト管理料 17年度当時、標記補助参加人のウェブサイトは存在しなかった。したがって、会派のウェブサイトではなく、議員個人のウェブサイトの保守料であるから、政務調査費からの支出は認められない。</p> <p>◆デジタルカラー複合機 17年度の支出でなく、資産の形成であって、調査研究活動との関連性がない。</p>	<p>て、按分の必要はない。</p> <p>このデジタルカメラは現地調査を行う際に使用されたものであり、当然に政務調査費からの支出が認められるべきものである。</p> <p>ウェブサイトは、会派の一員として県民に対して議会報告等を行い、県民からの意見を聴取するためのものであるから、実質的には会派としての政務調査活動に資する。</p> <p>調査研究資料のコピーのために会派として購入したものである。なお、共用コピー機は、この複合機で対応できない場合に使用した。</p>
人件費	<p>一部（期末手当に伴う社会保険料）につき領収書がないし、事務職員は調査研究活動以外の議員活動や政党についての活動を補助しているから、政務調査費から支出が許されるのは、2分の1に限られる。</p>	<p>領収書は添付している（甲B1〔17年7月21日付け領収証書の12万3707円及び18年1月20日付け領収証書の13万7963円に含まれている。〕）。</p> <p>事務職員は専ら調査研究活動に従事しているから、按分すべきでない。</p>
18年4月の支出	<p>会計年度が異なる支出であるから、返還すべきである。また、予算消化目的での購入であることもうかがわれる。</p>	<p>17年度中に購入等したものであるから、返還の必要はない。</p>

3 被告補助参加人新政みらい関係の主張

項目	原告らの主張	被告・標記被告補助参加人の主張
調査研究費	<p>① 旅費の支給基準が不当であるし、移動距離の測定も正確でないうえ、各移動の裏付け資料もない。</p> <p>② 議員個人が作成した請求書や領収書に基づく支出であり、実際に経費として支出があったか否かの裏付けがなく、実際に生じうる旅費を大幅に超える金額が支給されているから、明らかに日当である。</p> <p>③ なお、平成20年度の領収書は、平成17年度の支出の適法性の裏付けとはならない。</p>	<p>県議会の本会議や委員会出席旅費の支出基準及び調査研究活動に必要な諸費用を斟酌して会派が定めた基準により、旅費や研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務所の賃料、水道光熱費、人件費、事務用品費等の費用をすべて旅費として支給しており、現実に出費する額よりも少なくなることからすれば、合理的である。</p>
研修費	<p>◆56分勉強会 一部につき領収書がないし、全会派・全議員が参加するものであるから、会派としての調査研究活動でないことは一見して明らかである。また、勉強会時の昼食代は、政務調査費からこれを支出する合理性が全くない。</p> <p>◆議会傍聴者弁当代 後援会の会員を傍聴させ、弁当を供与していることから、違法な後援会活動というべきである。</p>	<p>全会派が参加しているとしても、標記補助参加人所属議員の研修であることに変わりない。昼食代も社会通念を逸脱する高額なものではないから、支出が認められる。</p> <p>地域住民に議会を傍聴してもらい、そのうえで同住民の意見や要望等を調査して政策立案等の参考にすることは調査研究活動であるところ、その際の弁当支給は社会通念上行われているし、額も僅少であるから、適法な支出である。</p>
会議費	<p>調査研究費①②と同様の理由で違法である。</p>	<p>上記のとおり、基準に基づき、旅費として支給しているものであって、政務調査費からの支出は適法である。</p>
資料作成費	<p>◆月1万円の支給 調査研究費②③と同様の理由で違法である。</p> <p>◆コピー代 コピー代には議会での発言原稿や配付資料、県に対する申入書類等の作成分が含まれており、これらは調査研究活動とはいえないから、調査研究活動に基づく支出といえるのは2分の1のみである。</p> <p>◆北欧旅行に関する写真代、報告書印刷代 政務調査費と異なる議会費による視察旅行について写真代等が政務調査費から支出されるのは不合理であり、調査研究活動との関連性も不明であって、違法である。</p>	<p>調査研究に必要な資料等について、印刷代や原稿料、写真代、コピー代等を打切り経費として支給しているものであるから（実際には月1万円以上かかっている。）、合理性がある。</p> <p>すべて調査研究に関するものであるから、按分の必要はない。</p> <p>視察旅行の内容が有意義であったために、参加できなかった議員を含めて報告会を行い、また、報告書を作成して県民に配布する等の調査研究活動をした際に要した写真代や印刷代である。</p>
資料購入費	<p>◆月2万円の支給 調査研究費②③と同様の理由で違法である。</p>	<p>調査研究に必要な新聞や雑誌、図書、ビデオ等の資料購入費用を打切り経費として支給しているものであるから（実際には月2万円以上かかっている。）、合理性がある。</p>

	<p>◆書籍代 「村山富市」は、政務調査費からの支出は1冊のみ認められるべきである。</p>	<p>所属議員4名が常備すべき本であるから、その支出は適法である。</p>
	<p>◆新聞購読料 市民が通常の生活費から購入する新聞を政務調査費から支出することは違法である。また、会期中のみの一般紙の購読は、調査研究活動としてされたものではない。</p>	<p>新聞は、調査研究における基本的な情報源であるから、開会時における購読も含めて適法である。なお、議員個人の自宅用については、当然、自費で賄っている。</p>
広報費	<p>調査研究活動以外については、議員の行う広報活動に要するものであっても、政務調査費からの支出が許されない。会報は会派の政策の広報にすぎないから、その作成等に要した費用を政務調査費から支出してはならない。</p>	<p>会報は、議会報告により県政一般を広く県民に知らせ、県政についての意見を聴取するために発行されるものであるから、調査研究の手段である。</p>
事務費	<p>◆月3万円の支給 調査研究費②③と同様の理由で違法である。</p>	<p>調査研究に必要な電話代、インターネット接続料、事務用品費等を打切り経費として支給しているものであるから（実際には月3万円以上かかっている。）、合理性がある。</p>
	<p>◆コーヒー代 調査研究活動と関連がないことは明らかである。</p>	<p>所属議員による会議や市民等の面談等の際にコーヒーを出すこともあるから、政務調査費からの支出は認められる。</p>
人件費	(主張なし)	
18年4月の支出	(主張なし)	

4 被告補助参加人県政クラブ関係の主張

項目	原告らの主張	被告・標記被告補助参加人の主張
調査研究費	<p>旅費に人件費を含むなど旅費支給基準が不当であること、各用務地への移動距離が不明であることのほか、議員個人が作成した請求書や領収書に基づく支出であり、実際に経費として支出があったか否かの裏付けがないし、実際に生じ得る旅費を大幅に超える金額が支給されているから、明らかに日当である。</p>	<p>県議会の本会議や委員会出席旅費の支出基準及び調査研究活動に必要な諸費用を斟酌して会派が定めた基準により、旅費や昼食代、会場費、事務所の賃料、水道光熱費、人件費等の費用をすべて旅費として支給しており、現実に出費する額よりも少なくなることからすれば、合理的である。</p>
研修費	<p>◆日当（17年4月22日日田旅行，18年2月27日福岡旅行） 調査研究活動に係る経費でない。 また、交通費及び宿泊費については裏付けがなく、また、特別車両料及び土産代と思われる旅行雑費については必要性がないから、すべて違法である。</p>	<p>日田旅行とされているものは日田地域における研修であり、福岡旅行とされているものは県庁や九州経済団体連合会で研修をしたものであり、いずれも調査研究活動である。</p>
	<p>◆食事代・土産代 議会傍聴者の弁当代、視察研修会における食事代及び視察先への土産代はいずれも違法である。</p>	<p>地域住民に議会を傍聴してもらい、そのうえで同住民の意見や要望等を調査して政策立案等の参考にすることは調査研究活動であるところ、その際の弁当支給は社会通念上行われているし、額も僅少であるから、適法な支出である。 左記研修会についても、額が僅少であること等からすれば、適法である。</p>
	<p>◆56分勉強会 一部につき領収書がないし、全会派・全議員が参加するものであるから、会派としての調査研究活動でないことは一見して明らかである。また、勉強会時の昼食代は、政務調査費からこれを支出する合理性が全くない。</p>	<p>全会派が参加しているとしても、標記補助参加人所属議員の研修であることに変わりない。昼食代も社会通念を逸脱する高額なものではないから、支出が認められる。</p>
会議費	<p>議員の日当か、傍聴者の弁当代にすぎないし、上記のとおり旅費支給基準も不当であるから、いずれも政務調査費からの支出は認められない。</p>	<p>上記のとおり、基準に基づき、旅費として支給しているものであって、政務調査費からの支出は適法である。弁当の支出は、社会通念上行われることであるし、額が僅少でもあるから、適法である。</p>
資料作成費	<p>◆領収書等のないもの すべて違法である。</p>	<p>議員1人当たり月1万円を定額支給している。会派が認めた政策推進又は調査研究に必要な資料を打切り支給しているものであって（実際には月1万円以上かかっている。）、合理的な支出である。</p>
	<p>◆海外視察報告書印刷代 政務調査費と異なる議会費による視察旅行について写真代等が政務調査費から支出されるのは不合理であり、調査研究活動との関連性も不明であって、違法である。</p>	<p>視察旅行の内容が有意義であったために、参加できなかった議員を含めて報告会を行い、また、報告書を作成して県民に配布する等の調査研究活動をした際に要した写真代や印刷代である。</p>
資料購入費	<p>◆領収書等のないもの すべて違法である。</p>	<p>調査研究に必要な新聞や雑誌、図書、ビデオ等の資料購入費用を打切り経費として支給している</p>

		ものであるから（実際には月2万円以上かかっている。）、合理性がある。
	<p>◆書籍代（17年5月17日） 領収書等が「後藤史治（県政クラブ）」宛であるから、同議員個人に関する支出であって、会派としての支出でない。</p> <p>◆会派控室備品（17年12月12日） ディスカウント量販店（ダイレックス）で購入した備品と調査研究活動との関連性が不明であるし、備品が資料購入費に当たると考えることは困難である。</p>	<p>図書館の購入費用を後藤史治が立替払いしたものであって、実質的には会派として購入したものである。</p> <p>議員控室のコピー用紙等の事務用品を購入したものであるから、政務調査費から支出すべきものである。</p>
広報費	<p>◆会報発行費用 領収書の宛先において、梶原九州男後援会事務所宛等のものと標記被告補助参加人宛のものが別に発行されていることからして、会報は、会派の政策の広報や各議員の選挙活動のために発行されたにすぎないから、その作成等に要した費用を政務調査費から支出してはならない。</p> <p>◆印刷代（17年6月6日、18年2月23日、18年3月15日） いずれも会報発行費用ではないところ（会報発行費用については会報の写しを証拠書類に保存しているが、これらについてはそうになっていない。）、印刷代と調査研究活動との関係が不明であるから、違法である。</p> <p>◆印刷代（17年8月16日） 領収書が「佐藤ひろあき」宛であって、会派に対するものではないし、上記と同様に違法である。</p> <p>◆郵便代（18年1月1日） 日付や、4148通もの大量の郵便であること、同一の郵便区内のものであることからすれば、議員の年賀状の切手代であるから、調査研究活動とは無関係であって、違法である。</p> <p>◆葉書代（17年7月20日） 使途が不明であるから、違法である。</p>	<p>会報は、議会報告により県政一般を広く県民に知らしめ、県政についての意見を聴取されるために発行されるものであるから、調査研究の手段である。領収書の宛名については、各所属議員の事務所において立替払いをしたことによるものである。</p> <p>いずれも会報の追加印刷をした際のものであって、まさしく政務調査活動に関する支出である。</p> <p>会報の追加印刷をした際の支出であるが、個人が立替払いをしたものであって、実質的には会派からの支出である。</p> <p>すべて会報発行郵送料であって適法である。</p>
事務費	<p>◆月3万円の支給 事務費名目の手当であって、違法である。</p> <p>◆コピー代、インターネット接続料、インク代、コピー用紙、プリンタカートリッジ等 コピー代等は調査研究活動とはいえない分が含まれているから、調査研究活動に基づく支出といえるのは2分の1のみである。</p> <p>◆議会開催時新聞購読料 市民が通常の生活費から購入する新聞を政務調査費から支出することは違法である。また、会期中のみの一般紙の購読は、調査研究活動としてさ</p>	<p>調査研究に必要な電話代、インターネット接続料、事務用品費等を打切り経費（月3万円）として支給しているものであるから（実際には月3万円以上かかっている。）、合理性がある。</p> <p>すべて調査研究に関するものであるから、按分の必要はない。</p> <p>新聞は、調査研究における基本的な情報源であるから、開会時における購読も含めて適法である。なお、議員個人の自宅用については、当然、自費</p>

	<p>れたものではない。</p> <p>さらに、この費用は事務費に当たらない。</p> <p>◆雑誌・書籍購入代金</p> <p>事務費に当たらない。</p> <p>受領証（17年9月22日，18年2月7日）には「県議会控室用雑誌」と記載されているが、控え室の暇つぶし用の雑誌は調査研究活動と無関係である。</p> <p>◆写真代</p> <p>事務費に当たらない。また，調査研究活動との関連性が不明である。</p> <p>◆印刷業者による領収書</p> <p>領収書が議員個人である「後藤史治」宛であることや，印刷業者の領収書であるのに「コピー用紙」の領収書は明らかに不合理であることからすれば，政務調査費からの支出は認められない。</p> <p>◆日付もただし書もない領収書（987円）</p> <p>支出命令書にも用途が記載されておらず，調査研究活動との関連性が不明であって，違法である。</p> <p>◆コーヒー代</p> <p>調査研究活動と関連性がないことは明らかである。</p>	<p>で賄っている。</p> <p>科目違いはあるが，支出自体は調査研究のための資料購入に基づくものである。また，これらの雑誌は，政策に関する意見等をまとめるうえで極めて重要であり，調査研究活動の一環である。</p> <p>調査研究活動に必要な資料の印刷用紙代を印刷業者に支払ったものであるし，領収書が個人宛となっているのは後藤史治が立替払いをしたからである。</p> <p>パソコンのインクを購入した際の支出であって，政務調査費からの支出は適法である。</p> <p>所属議員による会議や市民等の面談等の際にコーヒーを出すこともあるから，政務調査費からの支出は認められる。</p>
人件費	(主張なし)	
18年4月の支出	(主張なし)	

5 被告補助参加人自由民主党関係の主張

項目	原告らの主張	被告・標記被告補助参加人の主張
調査研究費	<p>◆領収書等のないもの すべて違法である。</p> <p>◆各議員の旅費・交通費 旅費の支給基準の額が不当に高額であること、活動目的の如何を問わず支給されること、領収書等がないこと等から、違法な支出である。 実費に即した旅費相当額のみ政務調査費からの支出が許されるにすぎず、車両の維持整備費用はこれに含まれないし、実費を大きく上回る支出は、日当であって経費ではない。</p>	<p>17年度当時は、大分県議会議員の報酬及び費用弁償条例に従い、距離に応じた基準に基づいて旅費や交通費を支給することとしていたほか、18年3月分以外は、月ごとに支給の限度額を定めており、合理性がある（車両取得費、保険料、車検費用その他車両の維持整備に必要な費用も勘案したものである。）。仮にこの基準に合理性がなくとも、20年度以降の基準（37円/km）に基づいて算定した金額分は正当な支出と認めるべきである。</p> <p>旅費や交通費については、各議員からの走行距離の申告に基づいて計算するよりほかになく、領収書を求めることはできない。</p>
	<p>◆通信管理費等</p> <p>これらは、実質的に手当の支給にほかならず、違法である。</p> <p>そもそも平成20年度になってはじめて「事務所費」の支出が認められたのであるから、平成17年度の「管理費」の支出は許されない。</p>	<p>（通信管理費（3万円/月）、管理費（2万9000円/月）、資料制作費（2万1000円/月）、資料購入費（3万円/月））</p> <p>これらは、会派所属の各議員に、おおよその目安に基づいた上記各金額を支給していたものであり、各議員の責任において支出を行っていたものであって、違法ではない。また、領収書等の添付が義務づけられている20年度におけるこれらの費目の支出が適正であることに鑑みれば、ほぼ同様に支出したと考えられる17年度の支出も適正である。</p> <p>「事務所費」は平成17年度における「事務所費」に含まれていた。</p>
	<p>◆3・4・5期議員県外調査（18年2月6日）、1期議員県外視察調査（18年3月1日）、2期議員県外視察調査（18年3月2日）</p> <p>いずれも領収書があるが、調査研究の具体的な活動が明らかでない。当選同期が大人数で温泉地に行っていることからすれば、観光旅行であると疑われる（とりわけ2期議員県外視察は特定の宗教団体が経営する施設の視察であり、調査研究活動ではない。）。 また、内容の乏しい報告書しか作成できていない有様の視察調査について全議員分の旅行費用を政務調査費から支出されることが許されてはならない。 さらに、その支出内容も、実費を大きく上回る支出をしたり、いわゆる高級ホテルに宿泊するなどしており、この点からも、政務調査費からの支出が許されないことは容易に理解できるはずであ</p>	<p>自由民主党所属の当選同期議員が伝統的に行ってきた政策勉強会や視察調査の一環であり、調査研究活動である。</p> <p>3・4・5期議員県外調査は、自由民主党本部及び龍神大吊橋（茨城県）を調査し、行財政機構改革についての国の考え方を把握して県政に活かす目的に基づく。1期のそれはトヨタ自動車工場（愛知県）及びシャープ亀山工場（三重県）を視察し、自動車工場及び電気産業の工場を抱える大分県の課題や問題点を検討する目的に基づく。2期のそれは美術館や農場（静岡県）等を視察して、大分県立美術館建設の是非の議論の一助とする等の目的に基づく。</p> <p>また、17年度当時、一定額を超える費用は支</p>

	る。	給しない運用を行っており、この点からも、政務調査費からの支出は適正であった。
	◆県外視察写真現像代（18年3月6日） 写真の現像と調査研究活動に関連性がなく、違法であることが明白である。	上記と同じ。
研修費	◆56分勉強会 全会派・全議員が参加するものであるから、会派としての調査研究活動でないことは一見して明らかである。また、勉強会時の昼食代は、政務調査費からこれを支出する合理性が全くない。	県政の諸問題に関して、各界で活躍している者に講演をしてもらって勉強をすることは、議員の調査研究活動に当たる。
	◆都道府県議会議員研究交流会 議員としての活動であって、調査研究のための活動でないことは明らかである。	議員活動や政策立案をする際、他の地方公共団体の実情や課題への対応をすることは必要不可欠であって、調査研究活動に当たる。
	◆皇室典範勉強会 皇室典範の勉強は県政には無関係であって、県議の調査研究活動として不適切である。	18年当時、皇位継承問題について、大分県民を含めた国民の関心が高く、県議会としての対応が政策課題であった。そのために行われた勉強会であるから、調査研究活動である。
会議費	◆領収書等のないもの すべて違法である。	会派所属議員が参加する会議で議論される内容は県政全般に及ぶから、参加者からの意見等を聞くこと自体が議員の調査研究活動である。
	◆18年度予算状況の説明 全議員が参加する県の説明会に議員が出向く旅費は、政務調査費から支出すべきでない。	したがって、原告の主張するものすべてについて、政務調査費から支出することは適正である。
	◆予算要望説明会参加旅費 会派の内部会議であって、調査研究活動でない。	また、議員総会は、調査研究の成果を発表、議論する場であって、調査研究活動の一環をなす。
	◆議員総会参加旅費 いうまでもなく、調査研究活動でない。	
	◆議員定数問題調査会 旅費の支給基準が不当であるから、違法である。	
資料作成費	◆領収書等のないもの すべて違法である。 平成20年度の支出と比較しても、2万1000円の一律支給が適法であるとは認められない。	(この費目について明示的主張なし)
	◆コピー代、インターネット使用料 議員活動は調査研究活動のみでないから、コピー代やインターネット使用料のうち、調査研究活動に基づく支出は2分の1のみである。	
	◆写真現像代 調査研究活動との関係が不明であるから、調査研究活動に基づく支出とすべきでない。	
資料購入費	◆領収書等のないもの すべて違法である。 平成20年度の支出と比較しても、3万円の一律支給が適法であるとは認められない。	
	◆週刊自由民主、月刊自由民主、月刊りぶる 自由民主党員であれば購読するものだから、調査研究活動でなく、議員ないし党員としての購入であって、事実上、政務調査費の党に対する寄付	新聞や雑誌は、その記載内容が広範多岐にわたり、調査研究活動と無関係であるとはいえないから、その購入は適正な政務調査費の支出である。

	である。	
	◆新聞購読料 市民が通常の生活費から購入する新聞を政務調査費から支出することは違法である。	上記と同じ。
	◆県職員録 職員録と調査研究活動の関連性が明らかでなく、違法な支出である。	県の行政の執行状況を調査するためには、部局の職員の配属状況及び連絡先を知る必要がある。
	◆日田地区の住宅地図 住宅地図は、選挙活動目的がうかがわれるから、違法である。	住宅地図は、土地の用途や建築物の規制等の政策立案に資する。17年度に日田地区のそれを購入したのは、市町村合併により住居表示が変更されたからである。
	◆議員手帳（18年1月12日） 議員としての活動にかかる費用であって、調査研究活動に基づく支出でない。	議員としての活動記録等に必要であり、調査研究活動と密接不可分である。
	◆イミダス（18年3月8日） 必要なのは1部ないし数部であり、28部もの支出は認められないから、一部である2550円の返還が必要である。	議員が調査研究活動を行う際の資料文献であるところ、その性質上、議員数分購入することについて合理性がある。
	◆時刻表 調査研究活動と無関係である。	調査研究活動を行う際の計画策定のために必要不可欠であることは自明である。
広報費	(主張なし)	
事務費	◆庁舎使用料 庁舎は、調査研究活動のみならず議員としての活動にも使用されるから、2分の1のみにつき、政務調査費からの支出が許される。	議員活動と調査研究活動は不可分一体であり、後者の側面を有する以上は、全体として調査研究活動としての正当性を有する。 したがって、庁舎使用料は、全額が調査研究活動に関連する支出である。
	◆ファクスリース料、トナー代、NTT通話料、IT利用料、文具費 調査研究活動のみならず議員としての活動にも利用されるから、2分の1のみにつき、政務調査費からの支出が許される。	上記と同じく、全額が調査研究活動に関連する支出である。
	◆社会保険協会費 実質的には人件費に属するところ、2分の1のみにつき、政務調査費からの支出が許される。	上記と同じく、全額が調査研究活動に関連する支出である。
	◆郵便代（17年6月9日） 会議資料の送付であり、調査研究活動と無関係である。	上記と同じく、全額が調査研究活動に関連する支出である。 また、会議資料は、会派としての活動内容を各議員に伝えるものであって、各議員はこれに基づいて自らの調査研究活動を行うから、調査研究活動における事務費の一部である。
	◆同（17年7月1日、18年1月5日） 事務職員の労務に関する利用であるところ、2分の1のみにつき、政務調査費からの支出が許される。	上記と同じく、全額が調査研究活動に関連する支出である。
	◆交通費 社会保険のための事務に要したものであって、	上記と同じく、全額が調査研究活動に関連する

	<p>事務職員の労務のための費用であるところ、3分の1のみにつき、政務調査費からの支出が許される。</p> <p>◆デジタルカメラカードチップ 調査研究活動との関連性が不明であり、資産の形成に当たるから、違法である。</p> <p>◆FAX合意解約金（18年2月2日） リースの更新時期であったとの立証がないし、資産の形成であって経費でないから、違法である。</p> <p>◆複写機（18年2月21日） 資産の形成であって経費でないから、違法である。</p>	<p>支出である。</p> <p>議員が調査研究活動としての視察を行う際などに撮影した写真を保存するために必要である。</p> <p>複写機は会議資料作成や調査研究活動の報告等に必要不可欠である。</p>
人件費	<p>事務職員は調査研究活動のみならず、それ以外の議員の活動等も補助しているから、2分の1のみが調査研究活動の補助として、政務調査費からの支出が許される。なお、事務職員が調査研究活動専属であることの立証が標記被告補助参加人からされていない。</p>	<p>自由民主党県連では、党全体の事務処理を行う補助職員を別に雇用しており、政務調査費から人件費を支出している事務職員は、これとは別の、調査研究活動に関する専属の補助職員である。</p>
18年4月の支出	(主張なし)	
大分県総合政策調査会	<p>◆領収書等のないもの すべて違法である。</p> <p>◆会長角印作製 調査研究活動とはいえない。</p> <p>◆県外視察（愛媛県庁、広島県庁） 領収書がない分はそれだけで違法であるほか、議員1人で足りる視察であるから、これを超える分の支出は違法であるし、手土産も不要であるから、違法である。</p> <p>◆会長・副会長名の名刺作製 議員の名刺で足り、調査研究活動のために別途必要なものではない。</p> <p>◆農林水産振興に係る視察 旅費については、領収書がないほか、議員1人で足りる視察であるから、これを超える分は違法である。したがって、領収書のある分のうち1人分である資料代300円を超える分の支出（自主返戻分3300円を除く。）は全額違法である。</p>	<p>協議会関係の支出は、すべて適法である（丙E15～22）。</p> <p>交通費は、適正な調査研究活動が行われれば必ず支出されるから、社会通念上相当な範囲内で認められるべきであるところ、同費用は上記の合理的な基準で支出された。</p> <p>協議会における調査研究活動に付随する事務作業の効率化を図るべく、必要なものである。</p> <p>多数の議員の参加により、視点が多様化し、調査の実が上がる。また、土産代は、社会的儀礼上当然に必要である。</p> <p>議員名義のものとは別途協議会の役職が記載された名刺を作製することは、調査研究活動を円滑に行うために必要である。</p> <p>多数の議員の参加により、視点が多様化し、調査の実が上がる。また、土産代は、社会的儀礼上当然に必要である。</p>
大分県市町村周辺部対策協議会	<p>◆市町村合併による周辺部との諸問題についての視察（岡山県）（18年1月25、26日） 領収書等がない分はそれだけで違法である。仮に存在しても、議員1人で足りる視察であり、これを超える分は、必要のない土産代を含めて違法である。</p>	<p>多数の議員の参加により、視点が多様化し、調査の実が上がる。また、土産代は、社会的儀礼上当然に必要である。</p>

大分県私学振興議員連盟	<p>◆領収書等のないもの すべて違法である。</p> <p>◆議員連盟総会及び大分県私学協会との意見交換会（17年7月6日，17年7月8日） 懇親会も催されているところ，その室料が不明である以上，支出は全額違法である。</p> <p>◆写真現像代（17年8月29日，17年9月2日，17年10月5日，17年11月2日，17年11月17日，17年12月21日） いずれも調査研究活動ではない。</p> <p>◆私学協会との意見交換会（17年12月16日） 室料は調査研究活動に必要な経費であるが，その余は経費と認められない。</p>	<p>調査先との友好関係を維持し，再度の調査研究活動を円滑ならしめるために必要である。</p>
大分県福祉対策協議会	<p>◆領収書等のないもの すべて違法である。</p> <p>◆認可保育園との意見交換会（17年10月5日，17年10月13日） 懇親会も催されているところ，その室料が不明であるから，全額違法である。また，写真現像代は，調査研究活動とはいえない。</p> <p>◆会長・副会長名の名刺作製（17年11月8日） 名刺は議員活動によるもので足り，調査研究活動に当たって別途必要なものではない。</p> <p>◆福祉施設経営者との意見交換会（18年3月10日） 室料は調査研究活動に必要な経費であるが，その余は経費と認められない。</p>	
大分県防衛議員連盟	<p>◆領収書等のないもの 18年2月6日付けの白紙の領収書があるタクシー借上代を含めて，すべて違法である。</p> <p>◆防音調査（17年5月10日） 写真代については，認められない。</p> <p>◆副会長名刺作製（17年5月16日） 名刺は議員活動によるもので足り，調査研究活動に当たって別途必要なものではない。</p> <p>◆「黄色のハンカチ」購入（17年5月26日） 実質的に寄付であり，調査研究活動に当たらない。</p> <p>◆防衛施設局，防衛庁への要望活動（17年8月10日，17年9月7日） 要望活動は政治活動であって調査研究活動でない。</p> <p>◆九州防衛議員連盟連絡協議会総会（17年9月16日，17年10月5日，17年11月11日，17年11月17日，17年12月5日） 調査研究活動との関連が不明であるから，違法である。</p>	

	◆議員総会及び説明会（12月5日） いずれも調査研究活動に該当しない。	議員総会は、調査研究の成果を発表、議論する場であって、調査研究活動の一環をなす。
大分県商業観光対策協議会	◆領収書等のないもの すべて違法である。	
	◆会長の角印作製（17年7月8日） 調査研究活動ではない。	
	◆都道府県観光産業振興議員連盟会費（17年1月11日） 調査研究活動との関連性が不明であるから、違法な支出である。	
	◆倉敷美観地区視察等（18年1月16日） 領収書等がないものは、それだけで違法である。仮に存在しても、議員1人の視察で足り、これを超える分の支出は、必要のない土産代を含めて違法である。	多数の議員の参加により、視点が多様化し、調査の実が上がる。また、土産代は、社会的儀礼上当然に必要である。
◆18年3月19日講演会関係（18年3月1～23日） 大分県商業観光対策協議会の主催であって、議員の調査研究活動とは一切関係がない。		
大分県中小企業対策協議会	◆領収書等のないもの すべて違法である。	
	◆中小企業対策における日本経済団体連合会との意見交換会（17年12月21日） 懇親会も含まれているが、その室料が不明であるから、調査研究活動と無関係の写真現像代を含め、全額違法である。	
	◆中小企業県外視察（東京）（18年1月17日、18年1月30日） 議員1人を超える人数での視察の必要性がない。領収書の存在する議員1人分を超える分はすべて違法である。	多数の議員の参加により、視点が多様化し、調査の実が上がる。また、土産代は、社会的儀礼上当然に必要である。
◆中小企業対策における日本経済団体連合会との意見交換会テーブル起こし（18年3月7日） 議員23名が出席している協議内容をこの時期にテーブル起こしする必要性が不明であるから、違法である。		
大分県教育改革推進協議会	講演会参加費用及び書籍代のうち、書籍1冊の代金5040円は調査研究活動に基づくものであるが、同講演会は自由民主党所属の国会議員の講演会であり、かかる講演会への参加は調査研究活動ではないから、その余の支出は違法である。	

6 被告補助参加人無所属の会関係の主張

項目	原告らの主張	被告・標記被告補助参加人の主張
調査研究費 研修費	いずれの支出についても、領収書が荒金議員宛となっており、会派として支出した裏付けがないから、政務調査費からの支出は全額違法である。	資料がないことのみをもって違法と評価することはできない。また、会派は、政務調査費の支出を裏付ける資料（丙E45）を提出しこれを積極的に補足する説明をしているから（丙E48の2）、その支出は適正である。 さらに、領収書等の添付が義務づけられている20年度におけるこれらの費目の支出が適正であることに鑑みれば、ほぼ同様に支出したと考えられる17年度の支出も適正である。
会議費	(対象外)	
資料作成費	調査研究費及び研修費に関する主張と同じ。	調査研究費及び研修費に関する主張と同じ。
資料購入費		
広報費		
事務費		
人件費		
18年4月の支出	(主張なし)	

7 被告補助参加人大分県議会公明党関係の主張

項目	原告らの主張	被告・標記被告補助参加人の主張
調査研究費	<p>◆旅費（市民相談等経費）</p> <p>県内においては移動のために自家用車の利用の必要性があり、その利用について、移動距離に応じて合理的な費用を政務調査費から支出することは認められる。</p> <p>しかし、県職員についての旅費に関する条例及び同施行規則（2 km 未満160円、101 km 以上は10円/km）に比べても、40円/km という基準は不相当であり、18円/km が相当である。そのうえ、移動距離の申告が5 km 単位となっており、その内容が不正確であることや、調査研究活動をしな日が多い選挙期間中及び調査研究活動でない活動に係る移動について政務調査費から支出されていることにも照らせば、旅費の支出は、その全額について違法である。</p> <p>そうでなくとも、市民相談には陳情や生活保護・債務整理の相談等政務調査と無関係な活動も含まれていたのだから按分すべきである。</p>	<p>調査研究活動に自家用車を用いた場合、職員等の旅費に関する条例施行規則別表第3を参考に、40円/kmの基準を定め、これに基づいて費用を計上していた。調査研究活動においては、訪問場所が複数に上がることが多く、県職員の場合と異なるから、距離が長くなるごとに単価が通減するという考え方は採るべきでない。</p> <p>移動距離の申告が5 km 単位となっているのは、実際の走行距離数に近似する5の倍数の数を集計の際に用いたことによる。また、選挙期間中や議会開催中であっても、県政に関わる市民相談等の調査研究活動は行っている。</p> <p>生活保護や債務整理の相談を受けたことはない。</p>
	<p>◆高速代、電車代、駐車場代</p> <p>領収書等がない。</p> <p>駐車場代がすべて500円というのは不合理であり、駐車場代といえない。</p>	<p>領収書等がなくとも、証拠書類等たる旅費等精算表がある。</p> <p>駐車場代は、仮に500円を超えても同額しか支出しない旨定めたことによる。</p>
	<p>◆会合参加経費（17年4月22日、17年4月24日、17年4月26日、各月の懇親会費、各種団体の年会費）</p> <p>領収書等がない。また、これらは調査研究活動でない。</p>	<p>原告の指摘するものは、すべて団体等からの声を継続的に聞いたり、施策について意見交換をする等の調査研究活動のためのものである。</p>
	<p>◆飲食費・茶菓子代</p> <p>領収書等がない。</p> <p>飲食費の支出は、明らかに違法である。</p>	<p>調査研究活動としての市民相談は、議員や相談者の自宅、喫茶店等で行われており、その際、食費や茶菓子代、駐車場代等を基準（自宅における茶菓子代200円/回、県政報告会の茶菓子代100円/参加者1人、その他につき相談件数の2割に対して1400円/回）支出しており、これは、旅費法の趣旨に照らして適法である。</p>
	<p>◆資料代（コピー代）</p> <p>領収書等がない。また、1回200円との基準も違法である。</p>	<p>県政報告会においては資料等を作成し、これに基づいて説明をしているので、資料作成は調査研究活動の一部というべきであるし、200円を上限とするものであるから、その支出は適法である。</p>
	<p>◆アンテナショップ視察旅費・通信費</p> <p>領収書等がなく、実質的に手当である。</p>	<p>視察旅費については、証拠書類等として、職員等の旅費に関する条例に基づく基準で算出された旅費請求書（丙H1〔2頁〕）がある。通信費は、</p>

		1人当たり月額3万円以上であるが、私的使用等が含まれていることを踏まえ、2分の1相当額を政務調査費から支出した。
研修費	◆56分勉強会 全会派・全議員が参加するものであるから、会派としての調査研究活動でないことは一見して明らかである。また、勉強会時の昼食代は、政務調査費からこれを支出する合理性が全くない。	会派の政務調査活動は所属議員の政務調査活動の集積である。この勉強会は、講師を招いて議員に対して行う講習、勉強会であって、調査研究活動である。
	◆雑誌ミックス購入費 研修費に当たらない。また、領収書が議員個人宛であって会派の調査研究活動に当たらない。	雑誌ミックスは地域情報を得るために必要な雑誌である。
	◆屋久島旅行費 延泊分を除く分は領収書等がない。 また、訪問先が屋久島旅行の定番の観光コースであって、この旅行は観光旅行にすぎず、調査研究活動に当たらない。	上記視察と同様、証拠書類等として旅費請求書がある。また、屋久島では、屋久島環境文化研修センターが環境保護行政を担っており、その視察をした上、議会において森林環境税等について質疑を行っている。延泊分を除く費用はいわゆるパック料金であって、高額な支出ではない。
	◆予算案説明会出席旅費 領収書等がない。また、報告書添付資料記載の肩書が「党政調役員」等となっており、政党活動であることが明らかである。	政府予算について中央省庁の局長らから説明を受けることは、県議会及び会派の議会内での審議能力を高めるものであるから、調査研究活動である。
	◆プランツソイル広報視察費 領収書等がない。	証拠書類等として旅費請求書(丙H1〔95頁〕)がある。
会議費	コーヒー代は、調査研究活動と無関係である。	あらゆる情報収集等に専ら利用される議員控室への来客に対して茶菓を提供することは調査研究活動に関連する。
資料作成費	◆コピー代、インターネット使用料 議員活動は調査研究活動のみでないから、コピー代やインターネット使用料のうち、調査研究活動に基づく支出は2分の1のみである。	議会棟内のコピー機は議会活動や政務調査のために専ら利用されているから、全額が調査研究活動に基づくものである。
	◆写真現像代 調査研究活動との関係が不明であるから、調査研究活動に基づく支出とすべきでない。	17年11月28日付けの領収書は県議会公明党宛である。
資料購入費	◆新聞雑誌購入(月額1万5000円) 領収書等がない。手当としての支給である。	所属議員が自宅で購入する新聞代等は、調査研究活動の基礎的なものとなるから、実費にかかわらず月額1万5000円とした。
	◆新聞購読料 会期中のみの一般紙の購読は、調査研究活動としてされたものではない。	新聞の購読が調査研究活動と密接に関連することは明白である。
	◆雑誌ミックス購入費 領収書が議員個人宛であって会派の調査研究活動に当たらない。	雑誌ミックスの購読が調査研究活動と密接に関連することは明白である。
	◆事務用品費 資料購入費に当たらない。また、事務用品費に4万円超かかるのは不合理であるから、調査研究活動と無関係の物品購入である。	複数の購入について支払をまとめて行ったために、領収書記載の額が高額になったにすぎない。

	<p>◆会派代表印作成費</p> <p>資料購入費に当たらない。また、調査研究活動との関係が不明であって、調査研究活動に当たらない。</p>	<p>会派代表印は、かねてより調査研究活動に必要であると考えていたところ、17年度に購入したものである。</p>
広報費	(主張なし)	
事務費	<p>◆電話使用料</p> <p>領収書が議員個人宛であり、会派の調査研究活動によるものでない。</p>	<p>領収書記載の電話番号は、議会棟の議員控室のファクス番号であるから(丙H9)、宛名にかかわらず、会派の調査研究活動に関連する。</p> <p>議員控室は、市民相談における面談や各議員が収集調査した県民の要望等の情報を会派として共有するための議論、県職員との意見交換等に使用しており、専ら調査研究活動に使用している場所であるから、全額が調査研究活動に関連する支出である。</p>
	<p>◆切手代(17年4月30日分のみ)</p> <p>領収書等がない。</p>	<p>領収書は紛失したが、調査研究活動に使用した。</p>
	<p>◆文具・事務用品名目の物品購入</p> <p>17年8月5日(7455円)と18年1月18日(1233円)は、その2分の1につき政務調査費からの支出が認められる。</p> <p>その余は、不相当に高額であって、具体的な用途が不合理で信用できない以上、政務調査費からの支出は認められない。デジタルカメラやノートパソコンの購入は、いずれも経費とはいえない。</p>	<p>複数の購入について支払をまとめて行ったために、領収書記載の額が高額になったにすぎない。また、議員控室の上記利用実態に照らして、全額が政務調査活動に関連する支出である。</p>
人件費	(主張なし)	
18年4月の支出	<p>18年4月5日と10日の支出は、18年度の支出であるから、返還すべきである。</p>	<p>17年度に購入したが、支払が後払になり、18年4月になったにすぎない。</p>

これは正本である。

平成23年2月24日

大分地方裁判所民事第1部

裁判所書記官

三浦 貴 紀

